

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
委員会室

## 1 消防本部

- (1) 令和7年中における火災、救急救助等の出動状況について
- (2) 南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
- (3) 夕張市火災予防条例の一部改正について

## 2 教育課

- (1) 指定管理者の指定について
- (2) 平和運動公園におけるネーミングライツ契約の更新について

## 3 地域振興課

- (1) 夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止について
- (2) 夕張市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定について
- (3) 夕張市農業委員会における委員の募集について

## 4 建設課

- (1) 夕張市営住宅条例の一部改正について
- (2) 夕張市営住宅等指定管理者の選定について

## 5 上下水道課

- (1) 夕張市水道事業経営戦略の改定について

## 6 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) コミュニティセンター指定管理者の指定について
- (3) ごみ広域処理に係る検討・協議経過について

## 7 生活福祉課

- (1) 夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

## 8 総務企画課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- (3) 夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

## 9 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 令和7年度補正予算について(補正予算調書)

## 10 選挙管理委員会

- (1) 第51回衆議院議員総選挙の執行について

## 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
消 防 本 部

- 1 令和7年中における火災、救急救助等の出動状況について（資料1、2）
- 2 南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について
  - (1) 構成市町首長による合意書の締結について（資料3）
  - (2) 南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会規約について（資料4）
    - ア 地方自治法252条の2の2第3項の規定による議会の議決  
協議会設置に関し、規約の協議については構成市町の議会の議決を要することから、令和8年第1回定例議会に上程。
    - イ 今後の予定について（資料5）
- 3 夕張市火災予防条例の一部改正について（資料6・資料7）

## 令和7年月別火災その他の状況

令和7年12月31日現在

区分 月別	火災件数									非火災件数				焼損棟数				り災世帯数				死者数	負傷者数	焼損表面積 (㎡)	焼損床面積 (㎡)	損害見積額 (千円)	過去3年 間の月別 火災件数	備考			
	合計	建物				林野	車両	その他	爆発	合計	虚報	誤報	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	合計	全損	半損								小損		
		全焼	半焼	部分焼	ぼや																										
令和5年	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	2	0	1	0	0	1	2	0	0	32.2	60.1	2,005	令和5年	令和4年		
令和6年	7	0	1	1	3	1	0	1	0	0	0	0	7	2	1	1	3	4	0	0	4	5	1	2	0	189.3	3,671	令和6年	令和5年		
令和7年	9	2	0	0	2	0	2	3	0	0	0	0	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.9	180.7	1,278	7	3	6	
1月	1						1			0			0					0									調査中	1	0	0	
2月	2				1		1			0			1			1		0							0.9		0	2	0	1	
3月	0									0			0					0									0	2	0		
4月	2	1						1		0			1	1				0							94.2	772	1	0	2		
5月	2	1						1		0			1	1				0							86.5	177	1	0	1		
6月	0									0			0					0									0	1	0		
7月	1							1		0			0					0								329	0	0	0		
8月	0									0			0					0									0	0	0		
9月	0									0			0					0									0	0	1		
10月	0									0			0					0									0	0	1		
11月	1				1					0			0					0									1	0	0		
12月	0									0			0					0									1	0	0		

## 令和7年 救急・救助・ドクターヘリ出動状況

区分	令和6年 (前年)	計	救 急 事 故 種 別																						
			火 災	自然 災害		水 難		交通 事故		労働 災害		運動 競技		一般 負傷		加 害		自 損行為		急 病		そ の 他			
				うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外
救 急	出動件数	482 (79) 242	483 (64) 239					17 (6) 10	3  3	5  4	94 (8) 61	1 (1)  	3 (3)  	299 (45) 103	60  58			1 (1)  							
	搬送人員	404  242	419  239					11  10	3  3	5  4	86  61			254  103	60  58										
	死亡	13  2	10  0											10  											
	重症	63  52	93  73					3  3	2  2		25  21			45  29	18  18										
	中等症	215  138	170  110					4  4			28  18			102  54	36  34										
	軽症	113  50	146  56					4  3	1  1	5  4	33  22			97  20	6  6										
	その他	0  0	0  0																						
備考	( ) 内、不搬送件数																								

区分	令和6年	計	救 助 事 故 種 別												
			火 (建 災 物)	火 (建 災 物以外)	交通 事故	水 難 事故	風 雨 ・ 自然 災害	機 械 事 故	建 物 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	爆 発 事 故	そ の 他 の 事 故			
救助 出動	出動件数	4	7			3									4
	搬送人員	6	2			1									1

ド ク タ ー ヘ リ	区分	令和6年	計	ドクターヘリ要請救急事故種別											
				火 災	自然 災害	水 難	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加 害	自 損行為	急 病	転 院 搬 送	そ の 他
				要 請 件 数	14	15				2				1	
搬 送 件 数	8	11				2				1				8	
備考															

## 南空知管内5消防本部における消防通信指令事務の共同運用に関する合意書

岩見沢地区消防事務組合、南空知消防組合、美唄市、三笠市及び夕張市（以下「構成団体」という。）は、消防需要に対する広域的な連携の強化、消防指令事務の高度化及び消防行政の効率化にあたり、消防共同指令センター、消防指令システム等を共同で整備し、消防指令事務を共同で運用するため、次のとおり合意する。

- 1 構成団体の長は、消防指令事務を共同で管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定による協議会を設置する。
- 2 構成団体の長は、消防共同指令センターを岩見沢市8条東10丁目2番地47（岩見沢地区消防事務組合内）に置く。
- 3 消防共同指令センター、消防指令システムの整備に要する経費（以下「整備経費」という。）は、構成団体が負担する。
  - （1）構成団体が負担すべき整備経費の額は、人口割を基本とする。
  - （2）共同運用に必要な設備等は、岩見沢地区消防事務組合が主体となって整備を行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、構成団体のうち、それぞれが個別に使用する設備等の整備に要する費用は、その設備等を使用する者が負担する。
- 5 消防指令事務に要する維持管理費は、構成団体が負担するものとし、構成団体が負担すべき額は、人口割を基本とする。
- 6 南空知消防組合、美唄市、三笠市及び夕張市が負担する整備経費及び維持管理費は、岩見沢地区消防事務組合へ納付するものとする。
- 7 この合意書に定めのない事項、またはこの合意書に関し疑義が生じたときは構成団体の長が協議して決定する。

この合意書の証として本書5通を作成し、構成団体の長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和8年1月26日

岩見沢市8条東10丁目2番地47  
岩見沢地区消防事務組合

管理者 松野 哲



夕張郡栗山町中央3丁目309番地2  
南空知消防組合

管理者 佐々木 学



美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市長 桜井 恒



三笠市幸町2番地

三笠市長 西城 賢策



夕張市本町4丁目2番地

夕張市長 厚谷 司



## 南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会規約

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 協議会の組織（第5条—第7条）
- 第3章 協議会の会議（第8条—第10条）
- 第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第11条）
- 第5章 協議会の財務（第12条—第14条）
- 第6章 雑則（第15条—第17条）
- 附則

## 第1章 総則

（協議会の名称）

第1条 協議会の名称は、南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける構成団体）

第2条 協議会は、岩見沢地区消防事務組合、南空知消防組合、美唄市、三笠市及び夕張市（以下「構成団体」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第3条 協議会は、構成団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び関係機関への情報の収集伝達に関する事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、岩見沢市8条東10丁目2番地47（岩見沢地区消防事務組合内）に置く。

## 第2章 協議会の組織

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長、及び委員5名により組織する。

2 会長には岩見沢地区消防事務組合消防長を、副会長には南空知消防組合消防長、美唄市消防長、三笠市消防長及び夕張市消防長をもって充てる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 委員は、構成団体の消防職員のうちから、構成団体の消防長が協議により定めた職にある者を充てる。

5 会長、副会長及び委員は、非常勤とする。

（協議会職員）

第6条 第3条の規定により協議会が管理し、及び執行する事務（以下「担任事務」という。）に従事する職員（以下この条において「協議会職員」という。）の定数及び構成団体の配分については、構成団体の消防長が協議して定める。

2 構成団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の協議会職員をそれぞれの消防職員から選任する。

3 会長は、協議会職員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は協議会職員に職務上の義務違反、その他協議会職員として適さない非行があると認めるときは、その職員が属する構成団体の消防長に解任を求めることができる。

4 協議会職員は、構成団体の職員の身分を併任するものとする。

(事務処理のための組織)

第7条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

### 第3章 協議会の会議

(会議)

第8条 会議は、担当事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、副会長及び委員（以下「副会長等」という。）の総数の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して、会議を招集すべき旨の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、会長及び副会長等の総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した副会長等の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営について必要な事項は会議で定める。

### 第4章 協議会の担当事務の管理及び執行

(構成団体の長等の名においてする事務の管理及び執行の方法)

第11条 協議会は、担当事務を構成団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行するときは、その事務に関する岩見沢地区消防事務組合の条例、規則その他の規程（以下「岩見沢地区消防事務組合通信規程等」という。）を構成団体の事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

2 岩見沢地区消防事務組合の管理者は、第3条に係る岩見沢地区消防事務組合通信規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ構成団体の長と協議するものとする。

3 岩見沢地区消防事務組合の管理者は、前項の岩見沢地区消防事務組合通信規程等を制定し、又は改廃したときは、速やかにその旨を構成団体の長及び会長に通知するものとする。

### 第5章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第12条 担当事務に要する経費は、構成団体が負担する。

2 前項の規定により構成団体が負担すべき額は、構成団体の長が協議により定める負担割合及び算出方法によるものとする。

3 南空知消防組合、美唄市、三笠市及び夕張市は、前項の規定による負担金を岩見沢地区消防事務組合に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第13条 担当事務のために用いる財産は、構成団体が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、その管理は協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産を管理するときは、その管理に関する岩見沢地区消防事務組合の条例、規則、その他の規程（次項において「岩見沢地区消防事務組合財産条例等」という。）を構成団体の管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、岩見沢地区消防事務組合財産条例等の制定及び改廃

について準用する。この場合において、「岩見沢地区消防事務組合通信規程等」とあるのは、「岩見沢地区消防事務組合財産条例等」と読み替える。

(その他の財務に関する事項)

第14条 この規約に定めがあるもののほか、協議会の財務に関する手続きは、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところによる。

#### 第6章 雑則

(事務処理の状況の報告等)

第15条 構成団体の長は、必要があると認めるときは、担当事務について会長に報告させ又はその事務について調査視察することができる。

(協議会解散の場合の処置)

第16条 協議会が解散した場合における担当事務の承継、及び協議会の事務執行のために整備した財産の処分については、構成団体が協議して定める。

(協議会の規程)

第17条 協議会はこの規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な規程を設けることができる。

#### 附 則

この規約は、令和8年3月31日から施行する。



## 夕張市火災予防条例の一部改正について

### 1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する省令が一部改正され、従来のサウナ設備と特性が異なる簡易サウナ設備を別の種類のものとして位置づけることと、住宅における火災の予防を推進する施策に感震ブレーカーの普及促進が明確化されたことを踏まえ、火災予防条例準則が改められたことに伴い、これに準じて所要の改正をしようとするものであります。

### 2 改正内容

新旧対照表のとおり

### 3 施行日

令和8年3月31日

## 夕張市火災予防条例一部改正 新旧対照表

改正後（新）	現行（旧）
<p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p>第8条の2 <u>簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であって、かつ、木製のものをいう。))に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。))の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備及び対象火気器具の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項1号及び第10号から第12号までを除く。))及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>	<p><u>新設</u></p>
<p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p>第8条の3 <u>一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。))の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p>	<p><u>（サウナ設備）</u></p> <p>第8条の3 <u>サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。))の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p>

改正後（新）	現行（旧）
<p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第30条の9 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器、感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめその旨を消防長に届出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6の2) 簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7の2)～(15) (略)</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第30条の9 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめその旨を消防長に届出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7の2)～(15) (略)</p>

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
教育委員会

1. 指定管理者の指定について
2. 平和運動公園におけるネーミングライツ契約の更新について

## 1 指定管理者の指定について

教育委員会所管の下記施設について、本年3月31日をもって管理運営に関する協定期間が満了となることから、再度指定管理者を指定し協定を締結しようとするもの。

### ①【夕張市紅葉山パークゴルフ場】

指定管理者：紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会

会長 更谷 正博

指定管理期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

### ②【夕張市営球場】

指定管理者：夕張軟式野球連盟

会長 角田 浩晃

指定管理期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

## 2 平和運動公園におけるネーミングライツ契約の更新について

本年3月31日をもって契約期間満了を迎える夕張市平和運動公園のネーミングライツ契約について、現契約者において更新する意思が確認されたことから、令和8年度において所定の事務を取り進めるもの。

### 【夕張市平和運動公園ネーミングライツ契約】

契約者：株式会社サングリン太陽園 代表取締役 北濱 宏一

契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

愛 称：平和運動公園      サングリンスポーツヴィレッジ  
野 球 場      サングリンスタジアム

## 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
地域振興課

- 1 夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止について（資料1）
- 2 夕張市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定について（資料2）
- 3 夕張市農業委員会における委員の募集について（資料3）

## 夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止の概要

### 1 趣 旨

本条例は、当該施設を設置した目的であるバイオテクノロジーによる新しい農業特産物の開発は、事業関係者による利用の終了をもって、一定程度その目的を達成し、今後の活用が見込めないことから、条例を廃止しようとするものである。

### 2 内 容

夕張市バイオ試験農園設置条例を廃止する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

## 夕張市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定について

## 1. 経過・概要

夕張市公設地方卸売市場は、平成23年度から指定管理者制度を活用した管理運営を行っており、令和3年度に開始した3期目の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、引き続き指定管理者による当該施設の管理運営を行うため、公募による指定管理者の募集を行った。

## 2. 公募の概要

- ・ 募集期間 令和8年2月4日（水）から2月12日（木）まで
- ・ 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
  
- ・ 募集結果 1団体より応募

## 3. 選定委員会の開催

- ・ 開催日時 令和8年2月13日（金）午後2時
- ・ 開催場所 夕張市役所4階 第2会議室
- ・ 委員構成 5名
- ・ 選定方法 プレゼンテーション及び採点

## 4. 選定委員会の選定結果

- ・ 選定団体 夕張友酉市場株式会社 代表取締役 多喜 雄基  
(所在地：夕張市紅葉山229番地)
- ・ 選定理由 事業計画は施設管理について適切な基本方針が定められており、設置目的に資する活用を期待することができる。  
現在に至るまで、本施設を指定管理により運営してきた実績があることから、今後についても継続的かつ安定的な管理運営が見込まれる。

## 5. 今後の予定

選定委員会の結果を妥当と判断し、上記候補者を指定管理者として指定するため令和8年第1回定例会市議会に議案を提案する。

**夕張市農業委員会における委員の募集について**  
(農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集概要)

資料3

**1 夕張市農業委員及び夕張市農地利用最適化推進委員の候補者【共通項目】**

募集方法	推薦又は公募
委員になれない者	任命（委嘱）予定日に次のいずれかの項目に該当する者は、応募できません。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・夕張市に住所を有しない者（特別な事情がある農業委員を除く。） ・夕張市の執行機関の委員である者（農業委員に限る。） ・夕張市の職員及び行政委員会の職員である者 ・市税等に滞納のある者
応募受付期間	令和8年3月3日（火）から令和8年3月30日（月）まで
応募受付時間	午前8時45分から午後5時30分まで
応募受付場所	夕張市農業委員会（夕張市地域振興課農林係内）

**2 夕張市農業委員の候補者**

要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 3年間
定数	7名
報酬	5,000円/日
主な業務	1 農地の権利移動や転用に係る許可等の審議、決定、関連する現地調査 2 農地等の利用の最適化に係る指針策定、現地調査、指導、監視 3 農業者からの相談対応、農業者への助言指導
提出書類	1 夕張市農業委員候補者推薦申込書又は応募申込書 2 そのほか、必要に応じて法人等の定款など
選任方法	応募受付期間中及び終了後に推薦・募集状況を公表。農業委員候補者評価委員会が候補者を評価し、市長が任命予定者を決定後、市議会の同意を得て任命。
その他	1 委員の過半数が認定農業者であり、農業委員会業務に利害関係を有しない者が含まれることが求められます。 2 身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。

**3 夕張市農地利用最適化推進委員の候補者**

要件	農業委員会が定める担当区域における農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 3年間
定数	5名（富野・清沼・沼ノ沢北・紅沼・滝ノ上地区から各1名）
報酬	5,000円/日
主な業務	1 担当区域内の農地に係る利用状況調査 2 農地等の利用の最適化に係る現地調査、農業者との調整、地域計画策定に係る協議 3 農業委員会における活動報告、意見申述
提出書類	1 夕張市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書又は応募申込書 2 そのほか、必要に応じて法人等の定款など
選任方法	応募受付期間中及び終了後に推薦・募集状況を公表。推進委員選考委員会が候補者の選考に意見し、農業委員会が委嘱者を決定・承認後に委嘱。
その他	身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
建設課

1. 夕張市営住宅条例の一部改正について 【資料1】
2. 夕張市営住宅等指定管理者の選定について 【資料2】

## 夕張市営住宅条例の一部改正について

## 1. 条例改正の内容

## (1) 改正内容

市営住宅の除却に伴う管理戸数の整理により、市営住宅条例「別表」の一部を改正する。

## (2) 管理戸数の整理

令和7年度中に行った市営住宅の除却に伴う管理戸数は次のとおり。

種別	改正前		改正後		増減（除却数）	
	棟	戸	棟	戸	棟	戸
公営住宅	95	884	95	884	—	—
改良住宅	136	1,487	129	1,457	▲7	▲30
賃貸住宅	97	560	97	560	—	—
合計	328	2,931	321	2,901	▲7	▲30

（参考）地区別除却一覧

## ① 改良住宅

地区名	建設年度	構造	除却数		備考
			棟	戸	
清水沢清陵町	S49	簡易耐火2階建	6	25	H4, H7, I8, I12～I14
	S50	簡易耐火2階建	1	5	J8
計			7	30	

## 2. 改正条例の施行日 令和8年4月1日

以上

## 夕張市営住宅等指定管理者の選定について

### 概要

令和8年3月31日をもって指定管理の指定期間が満了となる市営住宅等について、入居者へのサービスの継続性及び管理運営の安定性を確保する観点から、同一の指定管理者による継続的な管理が望ましいと判断し、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第5号により「公募によらない指定管理者の候補者」として選定した。

この候補者について、下記のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本件に係る議案を令和8年第1回定例夕張市議会に提出するもの。

### 記

#### 1. 指定管理施設

市営住宅及び市賃貸住宅並びにこれらに付帯する車庫等

#### 2. 指定管理者及び代表者

株式会社YKM

代表取締役 坂 本 豊

#### 3. 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

以 上

(参考) 抜粋

○夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年9月27日  
条例第19号

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

○夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年9月27日  
規則第17号

(公募によらない候補者の選定)

第5条 条例第5条第1項第5号に定める市長が特に認めるものは、次の各号に掲げる場合とする。

(5) 施設の設置目的及び利用者の立場から見て同一の指定管理者による継続的な管理が望ましいと判断できる場合

○地方自治法

昭和22年4月17日  
法律第67号

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
上下水道課

夕張市水道事業経営戦略の改定について

【資料1、1-2】

## 夕張市水道事業経営戦略の改定について

### (改定の趣旨)

経営戦略とは、平成26年8月に総務省からの通知に基づき、自らの経営等に確かな現状把握を行ったうえで、将来にわたって安定的に事業を継続できるよう中長期的な経営の基本計画を策定するもので、本市においては平成30年3月に「夕張市水道事業経営戦略」を策定しました。

令和4年1月の総務省通知では、更なる経営健全化の取り組みを進め、より質の高い計画とするよう令和7年度末までに経営戦略の改定を全ての公営企業に要請しており、それを踏まえ本経営戦略を改定するものです。

### (経営戦略の概要)

本市水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新費用の増大など、厳しい経営環境にあります。このたび、前計画の進捗状況を検証するとともに、最新の社会情勢や将来予測を反映させ、将来にわたって安全で安心な水を安定的に供給し続けるための指針として、本戦略の改定を行います。

これまで、「夕張市上水道第8期拡張事業計画」（計画期間：平成24年度～令和13年度まで）を策定し、使用料の改定及び経費の節減に努めるとともに、新たにPFI事業を導入し浄水場等の更新と維持管理業務の一括委託を行ってきました。

しかし、今後施設の老朽化に伴う建設改良費の増加が予測される状況に対応し、水道施設や管路の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直し等経営基盤強化のための取り組みを一層推進することが必要です。

このため、現状と将来見通しを踏まえ、現行の経営戦略を見直した上で中長期的な経営の基本計画として策定したものです。

### (計画期間) 令和8年度から令和17年度まで（10年間）

経営戦略の実施状況については、計画（Plan）・実施（Do）・検証（Check）・見直し（Action）の、いわゆるPDCAサイクルにより評価・検証を行いながら、随時見直しを行います。また、経営戦略と乖離が著しい場合、経営戦略の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更になった場合にも見直しを行います。

### (経営の基本方針)

「安全で安心な水道水を安定的に供給する。」

# 夕張市水道事業経営戦略

( 令和8年度 ～ 令和17年度 )

平成30年(2018年)3月 策定

令和 8 年(2026年)3月 改定

夕張市

# 夕張市水道事業経営戦略

団 体 名 : 夕張市

事 業 名 : 夕張市水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 3 年 3 月 30 日	計画給水人口	6,809 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	6,032 人
		有収水量密度	0.133 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input checked="" type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長	206.35 千m
	配水池設置数	28		
施 設 能 力	7,200 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	38.83 %	

#### ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	料金体系は、一般用(家事用・業務用)、浴場用など用途別料金体系をとっており、各用途ごとに基本料金と水量(従量)料金を設定しています。また、口径に応じて量水器使用料を設定しています。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 24 年 4 月 1 日	

●水道使用料金表(月額)  
※金額はいずれも税込です。

種 別	区 分	基 本 水 量	一 般 料 金
一 般 用	基 本	0~8m <sup>3</sup>	2,399
		9m <sup>3</sup>	2,673
		10m <sup>3</sup>	2,946
	超 過	1m <sup>3</sup> 増毎	380
公 衆 浴 場	基 本	0~100m <sup>3</sup>	18,402
	超 過	1m <sup>3</sup> 増毎	166
臨 時 用	基 本	10m <sup>3</sup> まで	8,149
	超 過	1m <sup>3</sup> 増毎	665

●量水器使用料(月額)  
(単位:円)

口 径	一 般 料 金
13mm	95
20mm	106
25mm	118
40mm	617
50mm	724
75mm	1,033
100mm	1,663

#### ④ 組織

上下水道課として上下水道課長の下、主幹2名、管理係1名及び庶務係1名の5名で構成されています。人件費の予算措置については、水道事業会計に2名置いている状況です。

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

本市水道事業は、一般会計において赤字を解消するための財政再建計画(平成18年度策定)の基本方針に準じ、公営企業経営健全化計画(平成18年度)を策定し、人件費等経費の削減、企業債の借換えを行ってきました。

また、平成20年度から民間企業に水道施設の運営等を委託し効率化を図ってきましたが、水道施設の老朽化に伴う故障が増加傾向にあり、日常的に断水のリスクが高まっていたことから、水道水の安定供給を図るため、平成22年度に、将来にわたる水道水の安全・安定した給水維持を目指すとともに、効率的な施設改築更新を図ることを目的とした「夕張市上水道第8期拡張事業計画」を策定、新浄水場等の施設整備と維持管理業務を一括委託し、事業費の低減化を図るため、平成24年度よりPFI事業を導入しました。このPFI事業により財政負担の軽減とコスト削減や水質等安全性の向上、専門職員の増員や遠隔監視制御システムによる業務の効率化等の効果がありました。

また、令和6年度から施設管理と事故時等において迅速な対応を行うため、上水道施設管理(マッピング)システムを導入し、業務の効率化を図っています。

水道料金の収納についてはお客様の利便性の向上を図ることから、平成26年度からコンビニエンスストアでの納付開始するとともに、令和6年度から滞納対策として弁護士との連携を開始、収納率の向上に努めています。

## (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

令和6年度に策定・公表した、令和5年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

概要として、経営状況が改善されていないため、今後、維持管理費の更なる増加を抑えるとともに、料金改定を含めた財源確保の検討が求められます。

また、資産状況は老朽化が進んでいることが明らかとなっているため、今後、管路の更新計画策定し改善を図る必要があります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

令和7年3月時点の給水人口を基にアセットマネジメントを作成しました。予測方法は「国立社会保障・人口問題研究所」による減少率を基に推計したものです。

給水人口は、減少する傾向にある行政区内人口と同様に、年々減少する見込みとなっています。

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
給水人口(人)	6,319	6,065	5,848	5,630	5,413	5,195	4,978	4,794	4,609	4,425	4,240	4,056

### (2) 水需要の予測

令和6年度有収水量及び給水人口を基に、アセットマネジメントを作成しました。予測方法は給水人口と過去の有収水量との比較から推計したものです。

給水人口及び大口利用者の減少傾向に伴い、水需要は年々減少する見込みとなっています。

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
有収水量(千㎡)	587	564	543	523	503	483	463	445	428	411	394	377

### (3) 料金収入の見通し

水道料金は平成元年4月に料金改定した後、消費税改定時を除き平成24年3月まで据え置いていたため、人口・使用水量の減少と相まって料金収入は低迷し、老朽施設更新費用の確保も厳しい状況にありました。水道事業の健全経営には老朽施設を適切に更新し、機能健全性維持が不可欠であることから、第8期拡張事業計画の策定に合わせて必要経費を試算し、平成24年4月に料金改定を実施しました。しかし、近年は計画を上回る人口減少や企業の撤退などにより計画以上の料金収入の減となっています。

経営戦略更新にあたり前述の給水人口及び水需要の予測結果から、現行の料金水準で推移した場合、水需要と同様に年々減収の見込みとなっており、第8期拡張事業計画で見込んでいた料金収入を下回ることが想定されることから、今後は、財政再生計画の進捗状況や施設の見直しも踏まえつつ、更なる収入確保と費用の縮減に努めながら、料金改定を視野に入れた検討が必須となります。なお、料金改定時には資産維持費(将来的な老朽管等更新に要する費用)等も考慮します。

※料金収入の予測にあたっては、以下を根拠とした。有収水量×供給単価を採用。

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
料金収入(千円)	203,761	193,919	188,554	181,544	174,534	167,524	160,514	154,568	148,622	142,676	136,731	130,785

#### (4) 施設の見直し

平成24年度から開始した第8期拡張事業では、PFI事業により、老朽化していた2つの浄水場及び配水池等の場外系施設の一部(電気設備等)を更新するなど、耐震化・効率化を図ったところです。

一方、管路は総延長約206kmのうち、法定耐用年数(40年)を越えているものが約50km(24%)※となっており、今後、炭鉱閉山に伴い市へ移管された炭鉱専用水道を更新するため昭和50年代以降に整備した配水管が次々と法定耐用年数を迎えることとなります。また、中山間地域であり地理的条件から給水効率の悪い区域を抱えているため場外系施設(配水池、ポンプ場)が多く、これらは老朽化とともに修繕費が年々増加しているほか、急激な人口減少等により使用水量が減少しており、現在抱えている施設規模は過大なものとなっています。

今後は、料金収入及び将来の水需要の減少が見込まれるため、対象施設を全て更新することは難しいことから、市の施策であるコンパクト・シティの推進を踏まえ、更新箇所の選定や施設の統廃合・長寿命化、ダウンサイジングなどについて、長期的な視点を持って検討し、施設の更新・耐震化を計画的に行っていきます。

当面の対応として、有収率の向上・漏水リスクの縮小を目標に、漏水調査等の実施による漏水箇所の早期発見と修繕を行い、施設の延命化を図っていきます。

※R6年度決算統計より

#### (5) 組織の見直し

平成18年度の財政破綻以降、職員の大量退職などにより、プロパー職員の確保が困難となったことから、平成20年度から施設の維持管理、検針・窓口業務等について、包括的民間委託を実施し、さらに平成24年度からはPFI事業において契約期間を令和13年度末までの20年間とし、受託事業者による人材確保、技術の継承を図っています。

また、市の組織については、包括委託の業務範囲を含む水道事業全体を俯瞰できる後継者の確保・育成は必須であることから、技術的分野において課内の業務連携と体制の確保を図りながら、効果的な人事配置を引き続き検討するとともに、事業の効率化に取り組んでいます。

今後は、施設や管路の老朽化が進んでおり、施設の更新業務が増大する見込みであることから、職員の増員と育成が必須であり、長期的視野で組織体制の検討が必要です。

### 3. 経営の基本方針

本市の水道事業は、水道施設の老朽化や給水人口・給水量の減少、過大な施設規模により安定した水道水を供給できないおそれがあることから、効率的な施設の更新や水道事業の運営を行い、将来にわたって安全・安定した給水を確保することを目的として、平成22年度に「夕張市上水道第8期拡張事業計画」(計画期間:平成24年度～令和13年度まで)を策定し、平成28年度に2浄水場を更新したほか場外系施設(配水池、ポンプ場等)電気機械設備を一部改修しました。

経営戦略においては、引き続き「夕張市上水道第8期拡張事業計画」を推進していくとともに、今後、施設の更新計画を策定します。

施設の更新にあたっては、将来的な財源不足も懸念されることから、次に掲げる取組を推進し、効率的な事業経営を行うとともに、国の補助事業の活用や料金水準についても併せて検討していきます。

また、本市は南北に長く広大な面積のうえ、集落が点在しているため、長い配水管や多数の浄水場・配水池などの水道施設を有することから、これら全てを整備するため多額の財源が必要になり、利用者の負担増の要因になるため、長期的な視点を持ちつつ、給水区域の見直しも含めた持続可能な施設更新を検討していきます。

#### 1. 収入の増加に関する事項

- ・未納者に対しては、給水停止処分を通じて積極的な歳入確保に取り組んでいきます。
  - ・市の積極的な企業誘致と定住対策により、使用水量減少の抑制を図っていきます。
  - ・老朽管など水道施設更新の際には、一般会計から繰出基準に基づいた経費の繰入れを検討していきます。
- また、急激な人口減少に加え、地理的条件から施設の効率化には限界があり、その維持管理費は多額の経費が見込まれ、経営基盤も脆弱なものとなってきていることから、急激な住民負担増にならないよう、社会経済情勢の推移及び水道事業の実態を勘案し、一般会計から基準外繰入金による財政支援を行うよう配慮します。

#### 2. 支出の削減に関する事項

- ・適正な職員体制の確保と人件費の抑制を図っていきます。
- ・PFI事業等の活用による民間委託の継続により、民間企業のすぐれた技術力や経営ノウハウを活用し、経費の削減に努めます。
- ・施設の更新等については、施設統廃合や長寿命化、ダウンサイジング等によりコストの削減を図ります。

#### 3. その他

- ・お客様に安全安心していただくために、信頼される水道事業を目指します。
- ・災害・事故等非常時の応急給水体制の強化を図ります。

最後に、急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設等の老朽化に伴う更新費用の増大など、地方公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあるため、経営の健全化・効率化に向けて取り組んでいきます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安全で安心な水道水を安定的に供給するため、施設の更新及び耐震化を計画的に進める。
-----	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の資金・ノウハウ等の活用に関する事項 PFI事業により浄水施設等の更新・維持管理及び窓口業務等を令和13年度まで委託し、効率的な施設の運営経費を見込みました。</li> <li>・施設・設備の廃止・統合に関する事項</li> <li>・施設・設備の合理化に関する事項</li> <li>・施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項 場外系施設の廃止・統合を検討し、合理化を図ります。 施設の老朽化が進んでいるため、耐震化を含めた更新計画を策定します。 なお、策定にあたっては1年あたり約2kmの老朽管更新費用を見込むとともに、コンパクトシティ推進を踏まえた管路総延長の見直しを行います。 法定耐用年数を超過した管路は24%を超えているが、設置環境により実耐用年数は異なるため、個々の管路の状況を踏まえ、重要性、漏水の危険性のある管路を優先的に更新、その他については適宜修繕し延命化を図るとともに有収率を向上させていきます。 更新計画の策定にあたっては、アセットマネジメントの充実も含め、ダウンサイジングや長寿命化等を検討し、投資の平準化を図ります。</li> <li>・広域化に関する事項 本市が中山間地域にあり、近隣自治体と距離があること、また、財政再生の途上にあることから、施設の広域化や経営統合は難しい状況です。</li> <li>・防災・安全対策に関する事項 浄水場は更新に伴い耐震化しましたが、管路や場外系施設(配水池、ポンプ場など)は進んでいないため、施設の更新計画の策定に当たっては耐震化を十分考慮します。 また、耐震化の取組には一定の年数を要することから、災害時の応急給水活動や応急復旧活動を円滑に行えるよう、災害時における水道機能の確保のための防災対策に取り組むことを検討します。</li> <li>・その他 耐震化等の観点から、必要に応じて更新すべき水道施設を検討するとともに、管路については更新化率の向上を視野に取り組んでいきます。</li> </ul>
---

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安全で安心な水道水を安定的に供給するための事業費の財源確保に努める。
-----	------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金に関する事項 水道料金については、第8期拡張事業計画にて令和13年度までの給水人口や料金収入の推計に基づき平成24年度に全国でも高い水準へ改定しており、計画期間内は現在のところ据え置きとしています。 収入見込みについてはアセットマネジメントにより今後の人口減少を踏まえ試算しました。現状では水道料金の増額改定は見込んでおりませんが、老朽管更新等新たな事業を実施する際には、定期的に検証しつつ料金適正化についてさらに検討し改定していきます。なお、料金改定時には料金回収率の向上及び資産維持費(将来的な老朽管等更新に要する費用)等も考慮します。※別添「原価計算表」参照</li> <li>・企業債に関する事項 建設改良費については水道事業債を見込んでいます。事業の実施に際しては、国庫補助事業(1/3)や一般会計補助金を活用し財源確保に努めるとともに、起債の新規発行額の抑制を図ります。</li> <li>・繰入金等に関する事項 地方交付税において措置される額を基準とした基準内繰入金のほか、福祉政策として実施している水道料金の福祉軽減相当分を見込みました。 また、当面の間は基準外繰入金を見込んでいますが、料金収入の改定と経費節減等により削減していくよう努めます。</li> <li>・その他 財源について、毎年度状況を鑑み次年度予算へ反映させていきます。必要に応じてアセットマネジメント等を実施し、客観的な指標に基づき経営戦略も随時見直します。</li> </ul>
---

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・委託料及び動力費等に関する事項  
PFI事業において委託契約済みであることから、令和13年度までの契約額を見込んでおります。令和14年度以降は現在の委託形態が継続する前提で各前年度の額に対し、令和7年8月内閣府公表の消費者物価指数1.0%(過去投影ケース)の上昇率を見込み計上しています。
- ・修繕費に関する事項  
年度ごとの修繕の状況にばらつきが生じるため、老朽化した施設等の状態を確認しながら修繕計画を検討し、費用の平準化と施設の延命による支出抑制により、横ばいで修繕費が推移するものとして、計上しています。
- ・職員給与費に関する事項  
職員3名分(うち会計年度任用職員1名)を基本に算出しています。  
更新工事の増大が見込まれており、これ以上の職員削減は難しいことから、定期昇給による上昇分を計上しています。
- ・減価償却費  
現在所有している固定資産に対する減価償却費を算定し、計上しています。
- ・その他  
投資以外の経費について、毎年度状況を鑑み次年度予算へ反映させていきます。必要に応じて経営戦略も随時見直します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	本市の地理的状況及び財政状況から難しい状況にあります。
民間の資金・ノウハウ等の活用 ( PPP/PFI 等 の 導 入 等 )	水道水の安全・安定した給水維持と事業費の低減を図るため、平成24年度からPFI事業を導入して浄水場等の施設整備及び維持管理を包括委託しています。
アセットマネジメントの充実 ( 施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化 )	第8期拡張事業の中で計画的に施設の機械設備・電気計装設備の更新を行っていきます。 その他施設については法定耐用年数での更新は多大な費用が必要となるため、更新計画策定時に長寿命化等も考慮して、費用の平準化等も検討していきます。
施設・設備の廃止・統合 ( ダウンサイジング )	施設の更新計画の策定に合わせて統廃合と更新時のダウンサイジング等を検討していきます。 更新計画の策定にあたっては、今後の給水人口や水需要の予測に基づき、コンパクトシティ推進を踏まえた適正な施設等の規模を検討し、地域に応じて廃止や合理化を行う必要があります。なお、ダウンサイジングにあたっては、避難所、病院など防災対策上重要な施設として示されている拠点を多く含む給水区域を優先します。
施設・設備の合理化 ( スペックダウン )	PFI事業において更新した浄水場の施設水量については実施したところですが、人口減少が続いていることから、今後、他施設の更新計画を策定する際には、場外系施設の機械設備や管路のスペックダウンについても検討します。
そ の 他 の 取 組	業務の効率化及び利用者の利便性向上のため、スマート水道メーターの導入を検討します。

② 財源についての検討状況等

料 金	<p>第8期拡張事業計画において平成24年度に料金改定を行い、全国で上位の料金設定としたところであり、受益者の負担をさらに増加させることは夕張市の人口減少をさらに加速化させ地域崩壊を招き、結果として財政再生が達成できなくなることもつながりかねないことから、現時点では現行水準で見込んでいますが、現行料金では安定した事業運営が厳しい状況となっていくため料金改定を行う必要があります。改定にあたっては現状の原価計算表を踏まえつつ、経常損益では黒字化を目指すとともに、安定的に更新事業が実施可能となるように財源を確保することを目指し、施設・設備等の更新計画策定と同時進行で検討します。</p> <p>また、給水停止や個別相談など滞納対策の実施により使用料の納入促進に努めていきます。</p>
企 業 債	<p>償還残高の推移を見守りながら、後年度にできるだけ負担とならないよう、事業費を精査し国庫補助金等を活用した上で借入額の抑制に努めます</p>
繰 入 金	<p>現在は基準内繰入れのみで(福祉政策除く)経営しています。</p> <p>今後、想定以上の人口減少に応じた収入減少の補完は一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況ですが、繰出基準以外の繰入金については、財政部門と協議しながら可能なかぎり圧縮に努めます。</p>
資産の有効活用等による 収入増加の取組	<p>現時点では該当となる資産はありませんが、将来的に生じた場合には有効活用を検討します。</p>
そ の 他 の 取 組	<p>収納率向上など財源確保につながる取り組みについて費用対効果を検証しつつ取り組みます。</p> <p>施設・設備更新事業などの実施に当たっては、国の補助事業の対象施設を優先するとともに、一般会計補助金など財源確保を検討していきます。</p> <p>繰越欠損金の解消についても、今後の収支状況を踏まえ、早期に解消できるよう、料金体系の見直し、さらには資産の減損、資本金の減資も含め検討していきます。</p> <p>また、人口減少が進んでいることから、国からの補助率が高い簡易水道事業への移行も検討します。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>現在の事業は、第8期拡張事業計画に基づき実施している状況にあります。</p> <p>毎年度、決算額と計画額との比較検証を実施するなど適切な進捗管理を行い、また、3～5年ごとを目安に本経営戦略の事後検証、点検を行うとともに必要に応じて経営戦略を見直しします。従来から経営分析で用いられている「経営の健全性」「経営の効率性」「老朽化の状況」の視点に基づく各種指標の動向にも留意します。</p>
-------------------------	---

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

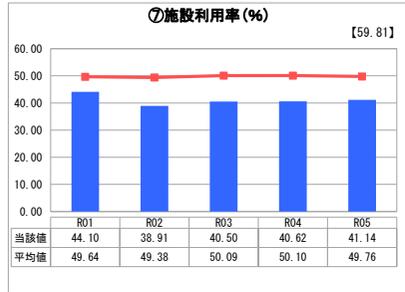
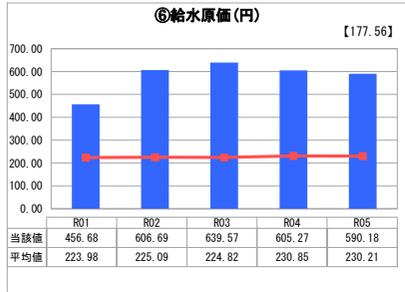
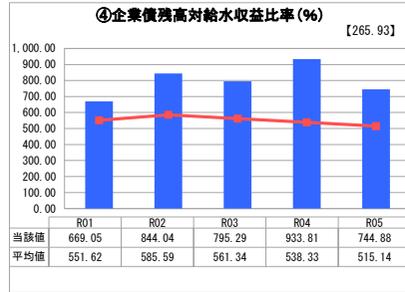
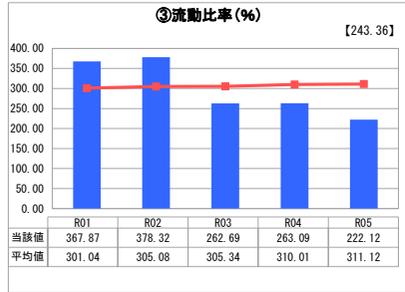
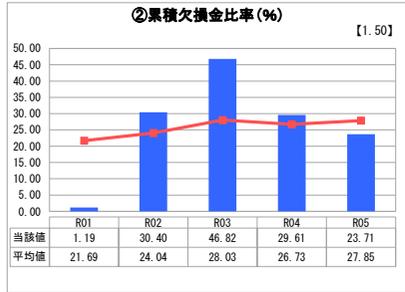
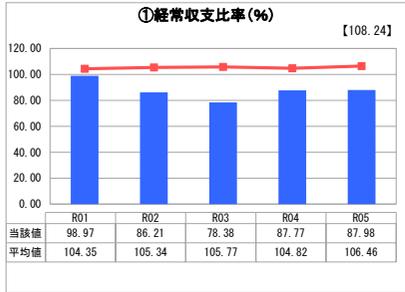
北海道 夕張市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A8	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり客単料金(円)	
-	62.78	99.54	6.966	

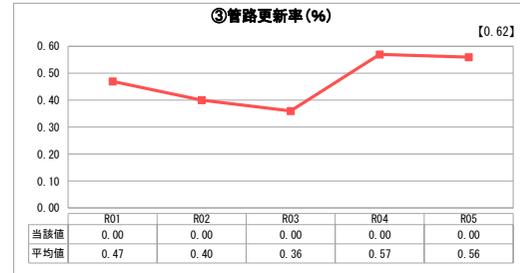
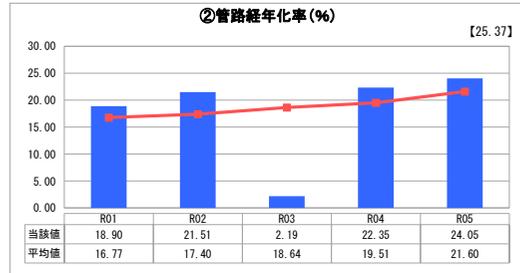
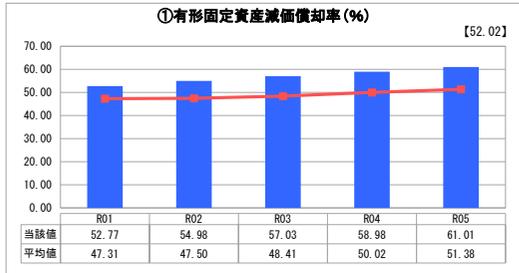
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,411	763.07	8.40
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,334	44.20	143.30

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- 平成28年度に更新した浄水場等の減価償却が始まったため100%を下回っている。今後も経営効率改善に努める。
- 決算統計報告時には当年度末処理欠損金が発生しているが、R5年度損失分は未処分利益剰余金で補填しているため、欠損金は発生していない。
- 毎年度100%を上回っているが、類似団体と比べ低いことから、経費削減等で流動比率の上昇に努め、併せて支払能力を高めていく必要がある。
- 平成28年度の浄水場更新に伴う借入により増加。今後、計画的に返済することで改善が見込まれる。
- 給水に係る費用が増加したことにより100%を下回っているため、経費削減等が必要である。
- 有収水量1mあたりの給水原価は類似団体平均値に比べて高い状況にあるため、経費削減等の検討が必要である。
- 類似団体平均値を下回っているため、配水能力の縮小等、効率化に努める必要がある。
- 類似団体平均値を下回っているため、管路の修繕による漏水対策等に努める必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

- ②類似団体平均値を上回っており、法定耐用年数を経過する管路を多く保有している状況である。
- また、③類似団体平均値を下回っており、今後、財源の確保を含めて管路の修繕等の検討が必要となる。

## 全体総括

現在は平成22年度に策定した「夕張市上水道第8期拡張事業計画」に基づき経営しているが、人口減少に伴う給水収益の減少及び管路の経年化が進行することを踏まえると、更なる経費削減及び収率の向上に取り組むとともに、施設の劣化度や重要性を踏まえて優先順位をつけた修繕等を行う必要がある。



投資・財政計画

年 度		前々年度 (令和5年度)	前年度 (令和6年度)	本年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分		(決算)	(決算)												
資本的 収 入	1. 企 業 債	1,500	0	0	7,700	0	0	0	133,330	133,330	133,330	133,330	133,330	133,330	
	うち資本費平準化債														
	2. 他 会 計 出 資 金														
	3. 他 会 計 補 助 金	1,883	603	582	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	
	4. 他 会 計 負 担 金														
	5. 他 会 計 借 入 金														
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	66,667	66,667	66,667	66,667	66,667	66,667	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	2,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. そ の 他														
	計 (A)	3,383	603	582	10,969	1,052	1,052	1,052	201,049	201,049	201,049	201,049	201,049	201,049	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	3,383	603	582	10,969	1,052	1,052	1,052	201,049	201,049	201,049	201,049	201,049	201,049	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	35,433	22,685	17,715	11,769	21,919	25,829	9,004	231,104	225,602	220,964	225,557	215,234	201,319
うち職員給与費															
2. 企 業 債 償 還 金		114,202	109,343	103,249	97,175	94,998	85,788	80,861	74,241	73,015	69,261	67,498	62,015	61,534	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金															
4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
5. そ の 他															
計 (D)	149,635	132,028	120,964	108,944	116,917	111,617	89,865	305,345	298,617	290,225	293,055	277,249	262,853		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	146,252	131,425	120,382	97,975	115,865	110,565	88,813	104,296	97,568	89,176	92,006	76,200	61,804		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	143,105	129,392	117,815	96,933	113,901	108,247	88,025	83,319	77,092	69,123	71,536	56,670	43,540	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額														
	3. 繰 越 工 事 資 金														
	4. そ の 他	3,147	2,033	2,567	1,042	1,964	2,318	788	20,977	20,476	20,054	20,470	19,531	18,265	
計 (F)	146,252	131,425	120,382	97,975	115,865	110,565	88,813	104,296	97,568	89,176	92,006	76,200	61,804		
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)															
企 業 債 残 高 (H)	1,584,043	1,474,700	1,371,451	1,281,976	1,186,978	1,101,190	1,020,329	1,079,418	1,139,733	1,203,802	1,269,634	1,340,949	1,412,745		

※決算統計より ※決算統計より

○他会計繰入金

年 度		前々年度 (令和5年度)	前年度 (令和6年度)	本年度(予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算)											
収 益 的 収 支 分		96,291	95,019	92,935	95,103	91,299	87,647	84,141	180,775	177,544	174,443	171,465	168,606	165,862
	うち基準内繰入金	90,164	86,557	83,095	79,771	76,580	73,517	70,577	67,754	65,043	62,442	59,944	57,546	55,244
	うち基準外繰入金	6,127	8,462	9,840	15,332	14,718	14,130	13,564	113,022	112,501	112,001	111,521	111,060	110,618
資 本 的 収 支 分		1,883	603	582	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052
	うち基準内繰入金	1,883	603	582	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		98,174	95,622	93,517	96,155	92,351	88,699	85,193	181,827	178,596	175,495	172,517	169,658	166,914

原価計算表

布設年月日 昭和3年3月30日  
 給水人口 6,032人  
 計算期間 自:令和7年4月至:令和12年3月  
 (5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料金(X)	千円 203,761	千円 181,215	千円	千円 181,215
給水装置工事費		0		0
その他	959	964		964
合計	204,720	182,179	0	182,179

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
職員給与費	千円 13,270	千円 13,270	千円	千円 13,270
経費	動力費	0	0	0
	修繕費	33,210	8,300	8,300
	その他	133,150	138,796	95,787
		0	0	0
減価償却費 ※長期前受金戻入除く	162,620	133,685		133,685
支払利息	12,329	8,953		8,953
その他	9,139	6,713		6,713
				0
				0
小計	363,718	309,716	95,787	213,930
合計(Y)	363,718	309,716	95,787	213,930

資産維持費(Z)	36,160
料金対象経費(Y)+(Z)	250,090

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 72.46$

<料金水準についての説明>

総務省通知「経営戦略の推進について」の原価計算表を用いて、別紙「投資・財政計画」の数値を基に資産維持費(※)を加え、料金水準の算定を行いました。

- ・上記算定の結果は、対象経費に対する料金収入の割合が約73%となり、料金収入が不足している状況です。
- ・料金水準の現状を踏まえ、今後の収支バランスを注視しながら、料金改定の必要性を検討する必要があります。

※資産維持費とは、将来の施設更新の原資のことで、原価計算に含めることで利益を生じさせ、企業内部に留保されます。本原価計算表では使用している資産維持費は、アセットマネジメントより「現在保有している資産(未償却未済額)×資産維持率(3%)」で積算しています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
市 民 課

1. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について **【資料1】**
2. コミュニティセンター指定管理者の指定について **【資料2】**
3. ごみ広域処理に係る検討・協議経過について **【資料3】**

## 夕張市国民健康保険条例の一部改正について

### 1. 改正理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を図るとともに、国民健康保険料必要見込額との関連による保険料率を改めるため、条例の一部を改正するもの。

### 2. 主な改正内容

#### (1) 国民健康保険料に係る賦課限度額の改正

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料に係る賦課限度額（基礎賦課限度額）の引き上げ、及び令和8年度に新設される「子ども・子育て支援納付金賦課額」に係る賦課限度額を3万円と設定する。

現行	改正後（案）
【基礎賦課限度額】 660,000 円	【基礎賦課限度額】 <u>670,000 円</u>
	【子ども・子育て支援納付金賦課限度額】 <u>30,000 円</u>

※後期高齢者支援金等賦課分 260,000 円及び介護納付金賦課分 170,000 円は変更なし。

#### (2) 軽減判定所得の改正

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い軽減判定所得の見直しを行う。

現行	改正後（案）
【基準額：5割軽減】 305,000 円	【基準額：5割軽減】 <u>310,000 円</u>
【基準額：2割軽減】 560,000 円	【基準額：2割軽減】 <u>570,000 円</u>

### (3) 国民健康保険料率の改正

保険料の料率は、北海道が目指す保険料の統一（令和12年度）に向け、本市も北海道が定める標準保険料率に段階的に引き上げる方針としていることから、その方針に基づき令和8年度の料率についても改めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

現行	改正後（案）
<b>【基礎賦課額】</b>	<b>【基礎賦課額】</b>
・均等割 26,000 円	・均等割 26,000 円 ※変更なし
・平等割 27,000 円	・平等割 27,000 円 ※変更なし
・所得割 7.17%	・所得割 <u>7.46%</u>
<b>【後期高齢者支援金等賦課額】</b>	<b>【後期高齢者支援金等賦課額】</b>
・均等割 8,400 円	・均等割 <u>8,500 円</u>
・平等割 8,700 円	・平等割 8,700 円 ※変更なし
・所得割 2.38%	・所得割 <u>2.40%</u>
<b>【介護納付金賦課額】</b>	<b>【介護納付金賦課額】</b>
・均等割 8,600 円	・均等割 <u>8,700 円</u>
・平等割 6,900 円	・平等割 6,900 円 ※変更なし
・所得割 1.88%	・所得割 <u>1.90%</u>
	<b>【子ども・子育て支援納付金賦課額】</b>
	・均等割 <u>1,000 円</u>
	・ <u>18 歳以上均等割</u> <u>100 円</u>
	・平等割 <u>1,000 円</u>
	・所得割 <u>0.29%</u>

3. 施行日

令和8年4月1日

以上

## コミュニティセンター指定管理者の指定について

## 1. 概要

令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了となる1施設について、現指定管理者に意向確認を行った結果、継続したい旨の意向を確認した。こうしたことから、当該指定管理者を、夕張市公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第2号により「公募によらない指定管理者の候補」として選定。選定後、候補者から提出のあった指定申請書について、その内容の全てが指定管理者選定条件を満たしたことから、下記の団体を次期指定管理者として指定する。なお、本件に係る議案を令和8年第1回定例夕張市議会に提出するもの。

## 2. 指定管理者

	指定管理施設名	指定管理者及び代表者	指定期間
1	夕張市南部コミュニティセンター	南部コミュニティセンター 運営委員会 委員長 前田安幸	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

以 上

(参考)

### 〇夕張市コミュニティセンター条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、コミュニティセンターに関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) コミュニティセンターの利用承認
- (2) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理
- (3) 利用料金の收受
- (4) 前3号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの運営に関し市長が必要と認める業務

### 〇夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 公募に対し申請する団体等がないとき。
  - (2) 申請した団体等の中に指定管理者として適当な団体等がないと認めるとき。
  - (3) 指定管理者の候補者に選定された団体等を指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
  - (4) 指定管理者の指定を受けた団体等が、第8条に規定する協定を締結しないとき。
  - (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、市長等に第3条に規定する申請書（添付書類を含む。）を提出しなければならない。
- 3 市長等は、前2項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選考基準によるものとする。

### 〇夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（公募によらない候補者の選定）

第5条 条例第5条第1項第5号に定める市長が特に認めるものは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 施設の管理に専門的かつ高度な技術が必要な場合
- (2) 地域との結びつきが強い施設で、地域の町内会等を指名する場合
- (3) 施設の大規模改修が計画されているなど、継続した指定管理期間の設定が困難な場合
- (4) 施設の管理上、緊急やむを得ない事態により指名する場合
- (5) 施設の設置目的及び利用者の立場から見て同一の指定管理者による継続的な管理が望ましいと判断できる場合
- (6) その他特定の者を指名することが明らかに効果的、効率的又は適切若しくは真にやむを得ないと認められる場合

## ごみ広域処理に係る検討・協議経過について

### 1. 概要

富野じん芥埋立処分地施設の延命化を図るため、岩見沢市を中心とする3市町\*のごみ広域処理の枠組みへの参加について打診を行い、協議を重ねてきた。

(※3市町：岩見沢市、美唄市、月形町)

### 2. 協議経過

- ・令和6年4月 夕張市の可燃ごみ受入れを打診
- ・ 〃 7月 受入条件の確認
- ・令和7年5月 ごみ組成調査に基づく夕張市の推計ごみ量を提示（冬季分）
- ・ 〃 10月 ごみ組成調査に基づく夕張市の推計ごみ量を提示（夏季分）
- ・ 〃 12月 受け入れる可燃ごみの量について協議

### 3. 受入条件

- ・分別は岩見沢市の分別基準に合わせる。
- ・受入れは可燃ごみ。（当初は家庭系可燃ごみのうち、ごみステーション収集分）
- ・焼却灰は持ち帰る。

### 4. 今後のスケジュール（案）

- ・令和8年度 夕張市を加えた4市町による基本合意書の締結
- ・令和9年度 事務委任に関する議会の議決等
- ・令和10年度 広域処理開始

※参考 [夕張市の推計“可燃ごみ”量] (単位：t)

月	家庭系ごみ		事業系ごみ	合計
	ごみステーション	自己搬入		
4月	78	58	124	260
5月	112	62	132	306
6月	81	78	165	324
7月	82	43	116	241
8月	79	60	126	265
9月	82	62	103	247
10月	106	86	183	375
11月	97	86	182	365
12月	106	42	90	238
1月	101	28	58	187
2月	89	19	40	148
3月	99	36	76	211
合計	1,112	660	1,395	3,167

以 上

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
生活福祉課

1. 夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
資料1～2

## 夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について

### 1. 制定理由

児童福祉法において乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が規定され、令和8年度から全自治体での実施が義務化されることから、次のとおり基準を定めるもの。

### 2. 趣旨

当該事業を実施するため、事業の認可に必要となる安全確保、衛生基準、設備の基準、職員の要件等を規定するもの

### 3. 施行日

令和8年4月1日

## 夕張市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全ての子どもの育ちを応援し良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に創設された制度です。

0歳6ヶ月以上3歳未満の子どもが、月10時間までの範囲内で保護者の就労条件を問わず保育所等を利用することができます。

### [対象児童]

- ・夕張市に住所を有すること
- ・利用日時点で0歳6ヶ月から3歳未満であること
- ・保育所、認定こども園、企業主導型保育事業等に通園していないこと

### [実施施設]

- ・ゆうばり丘の上こども園
- ・沼ノ沢保育園

### [事業の区分]

余裕活用型（利用定数に余裕がある場合に利用可能）

### [事業開始日]

令和8年4月1日

### [利用可能時間数]

子ども1人につき月10時間まで（施設の都合により利用できない日もあり）

### [利用料金]

1時間300円＋諸経費（予定）

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日

総務企画課

- 1 夕張市職員給与条例の一部改正について 【資料1】
- 2 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について 【資料1】
- 3 夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について 【資料2】

## 1 夕張市職員給与条例の一部改正について

### (1) 条例改正の趣旨

令和 7 年人事院勧告に基づく国家公務員給与法改正において通勤手当に改正があったことから、本市職員の給与についても所要の改正を行うもの。

### (2) 改正の内容

通勤に自動車等を使用し、駐車場料金を負担することを常例とする職員に対し、1 か月 5,000 円を上限とする通勤手当を新たに支給するもの。

なお、本改正に伴い、夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部についての整理改正を併せて行う。

### (3) 新旧対象表

次ページのとおり

## 2 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

### (1) 条例改正の趣旨

本市職員の仕事と家庭の両立を支援し、男性職員の育児参加を促進するため、育児参加のための休暇を新たに新設するもの。

### (2) 改正の内容

男性職員の妻が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に取得できる「育児参加の休暇」を新設する。

当該休暇は、出産予定日の 6 週間前から出産の日以後 1 年を経過するまでの期間において 5 日の範囲内で取得できるもの（規則規定）。

### (3) 新旧対象表

次ページのとおり

以 上

夕張市職員給与条例(昭和31年条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(通勤手当支給の範囲)</p> <p>第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下この条及び次条____において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(通勤手当の月額)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>(通勤手当支給の範囲)</p> <p>第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下この条及び次条<b>第1項</b>において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(通勤手当の月額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><b>2 前項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする</b></p> <p><b>(1) 駐車場等に係る通勤手当 1か月につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場の料金を相当する額として規則で定める額</b></p> <p><b>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</b></p>

夕張市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)																		
<p>(育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第18条____第3号</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>地方公務員法の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	第18条____第3号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員法の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)	(略)	(略)	(略)	<p>(育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第18条<b>第1項</b>第3号</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>地方公務員法の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	第18条 <b>第1項</b> 第3号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員法の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)																	
第18条____第3号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員法の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)																	
(略)	(略)	(略)																	
(略)	(略)	(略)																	
第18条 <b>第1項</b> 第3号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員法の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)																	
(略)	(略)	(略)																	

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和44年条例第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(有給休暇)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 有給休暇の種類は、次に掲げるものとし、期間等については、市長が規則で定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 特別休暇</p> <p>ア 産前産後の休暇</p> <p>イ 育児時間</p> <p>ウ 子の看護等休暇</p> <p>エ 短期介護休暇</p> <p>オ 服喪の休暇</p> <p>カ 法要、結婚及び配偶者出産の休暇</p> <p>キ 夏季休暇</p> <p>ク ドナー休暇</p> <p>ケ ボランティア休暇</p> <p>コ 非常災害の休暇</p> <p>サ 出生サポート休暇</p>	<p>(有給休暇)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 有給休暇の種類は、次に掲げるものとし、期間等については、市長が規則で定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 特別休暇</p> <p>ア 産前産後の休暇</p> <p>イ 育児時間</p> <p>ウ 子の看護等休暇</p> <p>エ 短期介護休暇</p> <p>オ 服喪の休暇</p> <p>カ 法要、結婚及び配偶者出産の休暇</p> <p>キ 夏季休暇</p> <p>ク ドナー休暇</p> <p>ケ ボランティア休暇</p> <p>コ 非常災害の休暇</p> <p>サ 出生サポート休暇</p> <p><u>シ</u> 育児参加の休暇</p>

## 夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

### 1. 背景・主旨

本市は「過疎地域」としての要件に該当することから、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、計画期間を令和3年度から令和7年度の5か年間とする夕張市過疎地域持続的発展市町村計画（以下「過疎計画」）を策定している。

本年度が当過疎計画の最終年となることに伴い、令和8年度から、法律の期限に合わせた令和12年度までの5か年間の計画期間として、計画変更を行うものである。

#### <参考>

##### ※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

人口の著しい減少等によって地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活機能の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることで、過疎地域の持続的発展を支援することを目的とする。

##### ※2 過疎地域持続的発展市町村計画

過疎地域における持続的発展の指針となる市町村が策定する計画であり、過疎計画に基づいて行う事業は、過疎対策事業債の発行や地方税の減収補填措置など国の各種支援が受けられる。

##### ■主な国の支援措置

- ・過疎対策事業債の発行（充当率100%、元利償還金の70%普通交付税措置）
- ・国庫補助率のかさ上げ（教育施設、児童福祉施設など）
- ・地方税の減収補填措置（事業用資産の取得において、条例に基づき課税免除を行った場合、地方税の減収分の75%を普通交付税で補填）

### 2. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5か年間

### 3. 計画の変更内容

- ・計画期間の変更
- ・現在の状況に合わせた内容変更（時点修正）
- ・誤字脱字を含め、表現内容の見直し（文言修正）
- ・事業項目の追加、変更及び削除

### 4. 北海道との協議

過疎計画の策定にあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第7項の規定に基づき、北海道が策定する「北海道過疎地域持続的発展方針」と整合性を図る必要があることから、北海道と協議を行い、令和8年2月4日付で北海道から同意を得ている。

## 5. 今後の予定

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て過疎計画を定めた後、同法第8条第8項の規定に基づき、直ちにこれを公表するとともに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣等の主務大臣に提出する。

## 6. 夕張市過疎地域持続的発展市町村計画 変更一覧（案）

別添のとおり

# 夕張市過疎地域持続的発展市町村計画 変更一覧

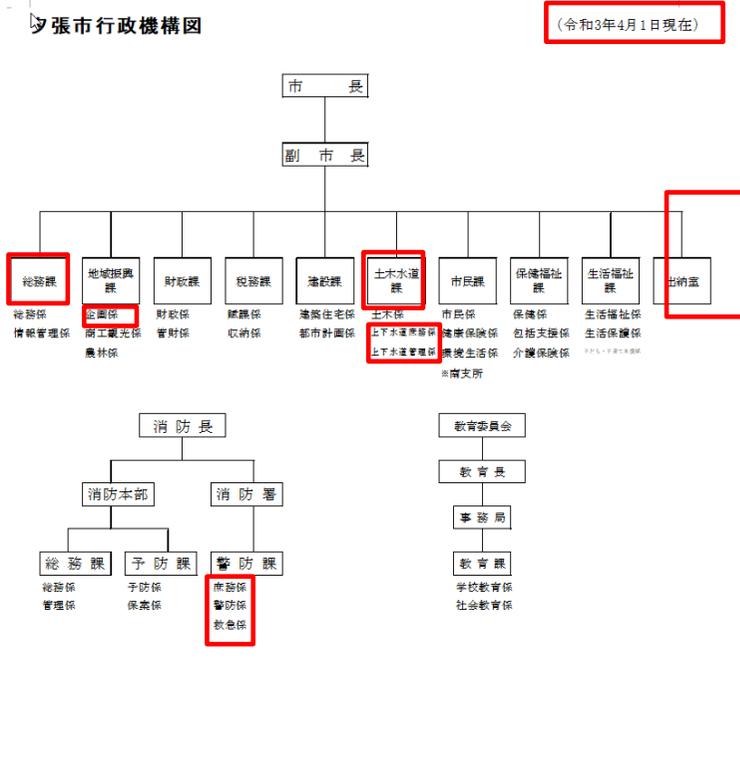
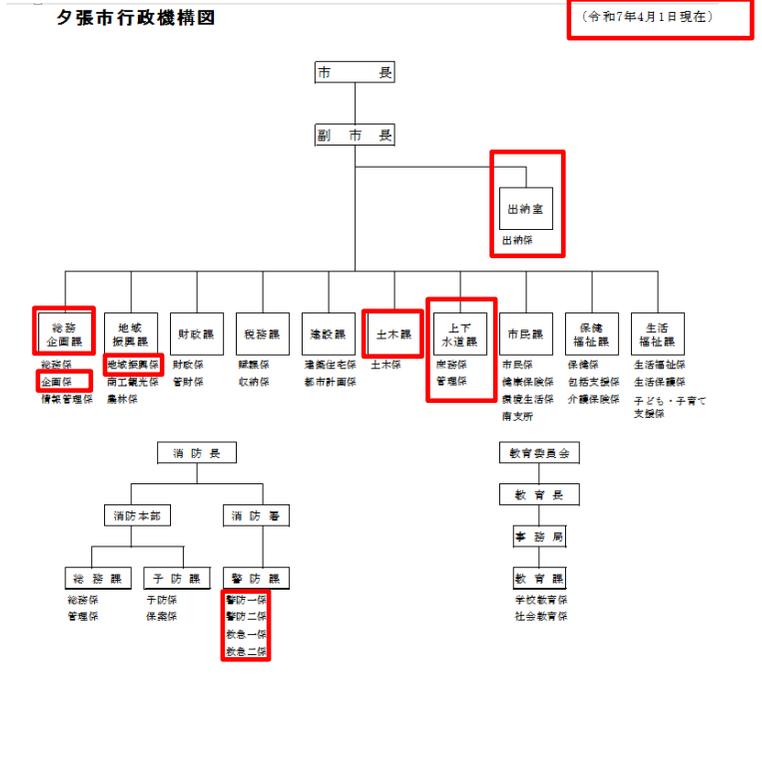
別添

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由
1. 基本的な事項 (1) 夕張市の概況	1	4	<p>(ア) 自然的条件<sup>㊦</sup> 本市は、北海道のやや中央、空知地方の南部に位置し、東西 24.89 km、南北 34.71 km でその面積は 763.07 ㎏、人口は 7,744 人 (令和 2 年 3 月 31 日住民基本台帳) である。<sup>㊦</sup> 総面積の 91% は林野で占められ、うち 90% は国有林である。<sup>㊦</sup> 平均標高は 230m の丘陵傾斜地となっており、夕張岳 (1,668m) に源を発する夕張川及びその支流が市内のほぼ中央を貫流し、流域に沿って帯状に集落が形成されている。<sup>㊦</sup> 気象は、その地形的な影響から四季及び昼夜の気温の変化が著しく、風力は四圍の山々に遮られて弱い、平均雨量・積雪量とも多量である。<sup>㊦</sup></p>	<p>(ア) 自然的条件<sup>㊦</sup> 本市は、北海道の <u>ほぼ</u> 中央、空知地方の南部に位置し、東西 24.89 km、南北 34.71 km でその面積は 763.07 ㎏、人口は <u>8,081 人 (令和 7 年 3 月 31 日住民基本台帳)</u> である。<sup>㊦</sup> 総面積の <u>約 90.7%</u> は林野で占められ、うち <u>約 90.4%</u> は国有林である。<sup>㊦</sup> 平均標高は 230m の丘陵傾斜地となっており、<u>夕張山地</u> に源を発する夕張川及びその支流が市内のほぼ中央を貫流し、流域に沿って帯状に集落が形成されている。<sup>㊦</sup> 気象は、その地形的な影響から四季及び昼夜の気温の変化が著しく、風力は四圍の山々に遮られて弱い、平均雨量・積雪量とも多量である。<sup>㊦</sup></p>	文言修正及び時点修正
1. 基本的な事項 (1) 夕張市の概況	1	13	<p>(イ) 歴史的条件<sup>㊦</sup> 本市は、明治 21 年北海道庁技師「坂市太郎」氏が夕張炭田の大露頭を発見したことに始まり、明治 24 年「北海道炭礦鉄道会社 (以下本計画において「北炭」)」が夕張第一鉱を開坑。翌年、追分夕張間の鉄道が開通し、以来その良質豊富な石炭産業を基幹に、国内エネルギー供給基地として飛躍的発展を遂げ、昭和 18 年に市制を施行したところである。昭和 36 年以降、エネルギー革命による炭鉱の終閉山が相次ぎ、特に昭和 62 年度からスタートした原料炭算出を「ゼロ」とする国の第 8 次石炭政策によって、昭和 62 年 10 月には真谷地炭鉱が、平成 2 年 3 月 27 日には本市最後の三菱南大夕張炭鉱が閉山し、開基以来、石炭とともに 100 有余年栄えてきた炭都夕張から石炭産業が完全に消滅した。<sup>㊦</sup> 相次ぐ炭鉱の終閉山は、地域社会の存亡にかかわる重大な危機をもたらし、炭鉱離職者をはじめ、関連商工業者、一般市民等人口流出が一段と進み、深刻な過疎現象を呈している。<sup>㊦</sup></p>	<p>(イ) 歴史的条件<sup>㊦</sup> 本市は、明治 21 年北海道庁技師「坂市太郎」氏が夕張炭田の大露頭を発見したことに始まり、明治 <u>23 年</u>「<u>北海道炭礦汽船株式会社</u> (以下本計画において「北炭」) <u>の前身である北海道炭礦鉄道会社</u>」が夕張第一鉱を開坑。<u>その 2 年後</u>に追分夕張間の鉄道が開通し、以来その良質豊富な石炭産業を基幹に、国内エネルギー供給基地として飛躍的発展を遂げ、昭和 18 年に市制を施行したところである。昭和 36 年以降、エネルギー革命による炭鉱の終閉山が相次ぎ、特に昭和 62 年度からスタートした原料炭 <u>産出</u> を「ゼロ」とする国の第 8 次石炭政策によって、昭和 62 年 10 月には真谷地炭鉱が、平成 2 年 3 月 27 日には本市最後の三菱南大夕張炭鉱が閉山し、開基以来、石炭とともに <u>およそ 100 年</u> 栄えてきた炭都夕張から石炭産業が完全に消滅した。<sup>㊦</sup> 相次ぐ炭鉱の終閉山は、地域社会の存亡にかかわる重大な危機をもたらし、炭鉱離職者をはじめ、関連商工業者、一般市民等人口流出が一段と進み、深刻な過疎現象を呈している。<sup>㊦</sup></p>	文言修正及び時点修正
1. 基本的な事項 (1) 夕張市の概況	1	25	<p>(ウ) 社会的・経済的条件<sup>㊦</sup> 本市は我が国の主要な産炭地として発展してきたが、国のエネルギー政策の大きな変化により炭鉱閉山が相次ぎ、地域の経済・社会構造は急激に変化した。<sup>㊦</sup> 石炭産業に代わる観光振興・住宅・教育・福祉対策等に多額の支出を行い、財政状況が逼迫する中、実質的な赤字は膨大な額となった。<sup>㊦</sup> そのため、平成 18 年 6 月、市は財政の自主再建を断念し、地方財政再建促進特別措置法の準用による法の下での財政再建に取り組むことを表明し、平成 19 年度から赤字を解消する財政再建計画に基づく取組がスタートした。平成 21 年度には、地方財政再建促進特別措置法に変わる地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い新たに財政再生計画を策定し、翌平成 22 年度から 17 年間に及ぶ実質上の赤字の返済が、市民の理解と協力のもとで令和 3 年度現在も続いている。<sup>㊦</sup></p>	<p>(ウ) 社会的・経済的条件<sup>㊦</sup> 本市は我が国の主要な産炭地として発展してきたが、国のエネルギー政策の大きな変化により炭鉱閉山が相次ぎ、地域の経済・社会構造は急激に変化した。<sup>㊦</sup> 石炭産業に代わる観光振興・住宅・教育・福祉対策等に多額の支出を行い、財政状況が逼迫する中、実質的な赤字は膨大な額となった。<sup>㊦</sup> そのため、平成 18 年 6 月、市は財政の自主再建を断念し、地方財政再建促進特別措置法の準用による法の下での財政再建に取り組むことを表明し、平成 19 年度から赤字を解消する財政再建計画に基づく取組がスタートした。平成 21 年度には、地方財政再建促進特別措置法に変わる地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い新たに財政再生計画を策定し <u>財政再生団体となり</u>、翌平成 22 年度から 17 年間に及ぶ実質上の赤字 <u>にあたる借入金</u> の返済が、市民の理解と協力のもとで令和 <u>7 年度</u> 現在も続いている。<u>なお、この借入金については令和 8 年度末をもって返済を完了する予定であり、実質的な財政再生団体の終了という転換期を迎えることとなる。</u><sup>㊦</sup></p>	時点修正
1. 基本的な事項 (1) 夕張市の概況	2	8	<p>産業対策については、新規企業による開発を促進することにより、本市の新たな雇用創出と人口流出を食い止めるため、夕張・第 2 夕張、清水沢・清水沢第 2 及び緑陽の 5 工業団地 (51.5ha) を造成し、34 区画全て完売の状況にあるが、休廃止・未着工となっている区画が残されている。<sup>㊦</sup> <u>また、令和 2 年度には、市内の大型企業である、シチズン時計マニュファクチャリング株式会社夕張工場の縮小、マルハニチロ株式会社夕張工場の閉鎖があった。</u><sup>㊦</sup> 観光振興について、本市は夕張岳やシューパロ湖を含む富良野芦別道立自然公園の他、マウントレースイスキー場、滝の上公園等、四季を通して景勝と変化に富んだ優れた地域資源を有している。財政再建団体入り以降、観光施設運用については指定管理者制度や施設の民間売却の手法を導入し、民間活力による交流人口拡大の施策を実施している。<sup>㊦</sup> <u>令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染拡大の影響でスキー場等の運営会社が破綻。令和 3 年 4 月現在、施設の再開に向けた準備が進められているが、再開の実現と再開後の安定した運営が求められている。</u><sup>㊦</sup></p>	<p>産業対策については、新規企業による開発を促進することにより、本市の新たな雇用創出と人口流出を食い止めるため、夕張・第 2 夕張、清水沢・清水沢第 2 及び緑陽の 5 工業団地 (51.5ha) を造成し、34 区画全て完売の状況にあるが、休廃止・未着工となっている区画が残されている。<sup>㊦</sup> 観光振興について、本市は夕張岳やシューパロ湖を含む富良野芦別道立自然公園の他、マウントレースイスキー場、滝の上公園等、四季を通して景勝と変化に富んだ優れた地域資源を有している。財政再建団体入り以降、観光施設運用については指定管理者制度や施設の民間売却の手法を導入し、民間活力による交流人口拡大の施策を実施している。<sup>㊦</sup></p>	時点修正

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由
1. 基本的な事項 (1) 夕張市の概況	2	28	さらに炭鉱閉山後の跡処理対策や観光産業への積極投資の失敗等により、市の実質的な赤字額が膨大となり財政が逼迫し、財政再建団体となった平成 18 年度以降、人口の市外流出が加速している。最盛期の住民基本台帳人口 116,908 人が、令和 2 年 3 月末時点には 7,744 人となり、人口が最盛期の 1/15 以下となる他に例を見ない超過疎地域となった。	さらに炭鉱閉山後の跡処理対策や観光産業への積極投資の失敗等により、市の実質的な赤字額が膨大となり財政が逼迫し、財政再建団体となった平成 18 年度以降、人口の市外流出が加速している。最盛期の住民基本台帳人口 116,908 人が、令和 2 年 3 月末時点には <u>6,081</u> 人となり、人口が最盛期の約 5%となる他に例を見ない超過疎地域となった。	時点修正
1. 基本的な事項 (1) 夕張市の概況	3	15	(ウ) 今後の見通し 財政再生計画を最上位計画として財政再建に取り組みつつ、財政再生計画の終了後も本市が持続的に存立・発展していけるよう、今後も過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる持続可能な魅力あるまちづくりを進めることで、人口減少の抑制を図る。	(ウ) 今後の見通し これまで、財政再生計画を最上位計画として財政再建に取り組みつつ行政運営を行ってきたが、令和 8 年度末に再生振替特例債が償還完了となる見込みであり、財政再生計画及び財政再建の終了が見えてきたところである。この転換期に合わせて、財政再生計画に代わる最上位計画の策定を進めている。また、「夕張市まちづくりマスタープラン」に基づき、コンパクトなまちづくりを目指し、拠点地区へ都市機能の集積を図り、夕張で暮らし続けられる環境づくりを促進する。その中核として、市北部に立地し、老朽化著しい市庁舎を南清水沢地区に移転・整備し、周辺に生活利便機能の立地促進を図ることで、拠点形成を加速させる。これらの方策により、本市が持続的に存立・発展していけるよう、今後も過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる持続可能な魅力あるまちづくりを進めることで、人口減少の抑制を図る。	時点修正
1. 基本的な事項 (1) 夕張市の概況	3	33	財政再生中の令和 3 年度現在は、民間による市有施設の指定管理による運営や各種民間資本による観光施設の取得、市内でまちづくり活動を行う市民団体や NPO 法人との連携等、民間と行政の協働によるまちづくりが進められている。 また、道央中核都市圏に近接する本市は、国鉄石勝線（JR 石勝線）、国道 274・452 号、北海道横断自動車道の開通をはじめとする道路網の整備によって、飛躍的に向上する交通条件を活かし、中核的企業の誘致とともに、既存企業の育成や振興を図り、調和のとれた産業構造のまちを目指してきた。	財政再生中の令和 2 年度現在は、民間による市有施設の指定管理による運営や各種民間資本による観光施設の取得、市内でまちづくり活動を行う市民団体や NPO 法人との連携等、民間と行政の協働によるまちづくりが進められている。 また、道央中核都市圏に近接する本市は、 <u>JR 石勝線</u> 、国道 274・452 号、北海道横断自動車道の開通をはじめとする道路網の整備によって、飛躍的に向上する交通条件を活かし、中核的企業の誘致とともに、既存企業の育成や振興を図り、調和のとれた産業構造のまちを目指してきた。	文言修正及び時点修正
1. 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向	4	26	②産業別の現況と今後の動向 (ア) 産業別人口の動向（表 1-1 (4)） 産業別就業人口は、第一・二・三次産業のいずれにおいても市外流出に伴い減少しており、特に第二次産業における減少が著しい。 <u>就業別構成比で見ると、第二次産業が減少しているのに伴い、第一・第三次産業とも増傾向を示している。</u>	②産業別の現況と今後の動向 (ア) 産業別人口の動向（表 1-1 (4)） 産業別就業人口は、第一・二・三次産業のいずれにおいても市外流出に伴い減少しており、特に第二次産業における減少が著しい。	時点修正
1. 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向	5	6	その後、観光施設運用については指定管理者制度や施設の民間売却の手法を導入し、民間活力を活用して交流人口の拡大を図ってきた。 <u>令和 2 年度には大型企業の撤退・縮小や夕張リゾート株式会社破綻があり、後継企業の確保や再開に向けた取組が進められている。</u> 農業では、特産物である夕張メロンを中心に <u>そ菜類が農業経営の基幹をなしており、特に夕張メロンは全国的に高い評価を受けたブランド品に成長した。</u> 平成 27 年 12 月には、国が保護する地域ブランドの農産品を認定する地理的表示法に基づく地理的表示（GI）に認定された。平成 30 年度には、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組である農業生産工程管理（GAP）の団体認証を夕張 GAP 推進部会が取得した。 林業は、平成 27 年から市有林において漢方薬としての利用が見込まれる薬木（キハダ・ホオノキ）を新たな地域産業資源として位置づけ、育成に取り組んでいる。 <u>令和 2 年度末の実績では、ホオノキの植栽規模は、6.86ha (4,000 本) と日本一の規模となっている。また、キハダは、13.13ha (12,000 本) で全国 2 位となっている。</u>	その後、観光施設運用については指定管理者制度や施設の民間売却の手法を導入し、民間活力を活用して交流人口の拡大を図ってきた。 農業では、特産物である夕張メロンを中心に <u>そ菜類が農業経営の基幹をなしており、特に夕張メロンは全国的に高い評価を受けたブランド品に成長した。</u> 平成 27 年 12 月には、国が保護する地域ブランドの農産品を認定する地理的表示法に基づく地理的表示（GI）に認定された。平成 30 年度には、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組である農業生産工程管理（GAP）の団体認証を夕張 GAP 推進部会が取得した。 林業は、平成 27 年から市有林において漢方薬としての利用が見込まれる薬木（キハダ・ホオノキ）を新たな地域産業資源として位置づけ、育成に取り組んでいる。	時点修正

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1. 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向	5	20	森林・林業については、3,027haにもおよぶ市有林を核として、地元林業事業者・木材関連製造業と連携を図り、木材の加工・流通体制の整備、地元産木材の利用拡大、薬木等の新たな地域産業資源の育成を進める。←	森林・林業については、 <b>3,002ha</b> にもおよぶ市有林を核として、地元林業事業者・木材関連製造業と連携を図り、木材の加工・流通体制の整備、地元産木材の利用拡大、薬木等の新たな地域産業資源の育成を進める。←	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1. 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向	5	26	また本市は、豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、 <b>映画祭等の</b> 各種イベント、スキー場等の観光施設、多目的な運動施設さらには産業遺産や文化施設等、魅力ある地域資源を有しており、こうした地域資源を有効に活用していくことで、交流人口の拡大を図っていくが、施設の老朽化や、 <b>新型コロナウイルス感染症の影響による夕張リゾート各施設の閉鎖</b> 等の課題への対策を取りながら、取組を進めていく必要がある。←	また本市は、豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、各種イベント、スキー場等の観光施設、多目的な運動施設さらには産業遺産や文化施設等、魅力ある地域資源を有しており、こうした地域資源を有効に活用していくことで、交流人口の拡大を図っていくが、施設の老朽化等の課題への対策を取りながら、取組を進めていく必要がある。←	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1. 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向	6		<p>表1-1(1)人口の推移(国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">昭和35年</th> <th colspan="3">昭和50年</th> <th colspan="3">平成2年</th> <th colspan="3">平成17年</th> <th colspan="3">平成27年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>人</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>107,972</td> <td>50,131</td> <td>△ 53.6</td> <td>20,969</td> <td>△ 58.2</td> <td>13,001</td> <td>△ 38.0</td> <td>8,843</td> <td>△ 32.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0歳～14歳</td> <td>39,794</td> <td>11,464</td> <td>△ 71.2</td> <td>2,799</td> <td>△ 75.6</td> <td>1,022</td> <td>△ 63.5</td> <td>500</td> <td>△ 51.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td>64,770</td> <td>34,986</td> <td>△ 46.0</td> <td>14,318</td> <td>△ 59.1</td> <td>6,819</td> <td>△ 52.4</td> <td>4,046</td> <td>△ 40.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち15歳～29歳(a)</td> <td>27,014</td> <td>9,056</td> <td>△ 66.5</td> <td>2,511</td> <td>△ 72.3</td> <td>1,190</td> <td>△ 52.6</td> <td>647</td> <td>△ 45.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65歳以上(b)</td> <td>3,408</td> <td>3,681</td> <td>8.0</td> <td>3,852</td> <td>4.6</td> <td>5,160</td> <td>34.0</td> <td>4,297</td> <td>△ 16.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(a)/総数 若年者比率</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>25.0</td> <td>18.1</td> <td></td> <td>12.0</td> <td></td> <td>9.2</td> <td></td> <td>7.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(b)/総数 高齢者比率</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.2</td> <td>7.3</td> <td></td> <td>18.4</td> <td></td> <td>39.7</td> <td></td> <td>48.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和35年			昭和50年			平成2年			平成17年			平成27年			実数	人	増減率	総 数	107,972	50,131	△ 53.6	20,969	△ 58.2	13,001	△ 38.0	8,843	△ 32.0							0歳～14歳	39,794	11,464	△ 71.2	2,799	△ 75.6	1,022	△ 63.5	500	△ 51.1							15歳～64歳	64,770	34,986	△ 46.0	14,318	△ 59.1	6,819	△ 52.4	4,046	△ 40.7							うち15歳～29歳(a)	27,014	9,056	△ 66.5	2,511	△ 72.3	1,190	△ 52.6	647	△ 45.6							65歳以上(b)	3,408	3,681	8.0	3,852	4.6	5,160	34.0	4,297	△ 16.7							(a)/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—								25.0	18.1		12.0		9.2		7.3								(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—								3.2	7.3		18.4		39.7		48.6								<p>表1-1(1)人口の推移(国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">昭和55年</th> <th colspan="3">平成2年</th> <th colspan="3">平成17年</th> <th colspan="3">平成27年</th> <th colspan="3">令和2年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>人</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>41,715</td> <td>20,969</td> <td>△ 49.7</td> <td>13,001</td> <td>△ 38.0</td> <td>8,843</td> <td>△ 32.0</td> <td>7,334</td> <td>△ 17.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0歳～14歳</td> <td>8,358</td> <td>2,799</td> <td>△ 66.5</td> <td>1,022</td> <td>△ 63.5</td> <td>500</td> <td>△ 51.1</td> <td>411</td> <td>△ 17.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td>29,571</td> <td>14,318</td> <td>△ 51.6</td> <td>6,819</td> <td>△ 52.4</td> <td>4,046</td> <td>△ 40.7</td> <td>3,093</td> <td>△ 23.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち15歳～29歳(a)</td> <td>6,836</td> <td>2,511</td> <td>△ 63.3</td> <td>1,190</td> <td>△ 52.6</td> <td>647</td> <td>△ 45.6</td> <td>455</td> <td>△ 29.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65歳以上(b)</td> <td>3,786</td> <td>3,852</td> <td>1.7</td> <td>5,160</td> <td>34.0</td> <td>4,297</td> <td>△ 16.7</td> <td>3,828</td> <td>△ 10.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(a)/総数 若年者比率</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>16.4</td> <td>12.0</td> <td></td> <td>9.2</td> <td></td> <td>7.3</td> <td></td> <td>6.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(b)/総数 高齢者比率</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>%</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9.1</td> <td>18.4</td> <td></td> <td>39.7</td> <td></td> <td>48.6</td> <td></td> <td>52.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和55年			平成2年			平成17年			平成27年			令和2年			実数	人	増減率	総 数	41,715	20,969	△ 49.7	13,001	△ 38.0	8,843	△ 32.0	7,334	△ 17.1							0歳～14歳	8,358	2,799	△ 66.5	1,022	△ 63.5	500	△ 51.1	411	△ 17.8							15歳～64歳	29,571	14,318	△ 51.6	6,819	△ 52.4	4,046	△ 40.7	3,093	△ 23.6							うち15歳～29歳(a)	6,836	2,511	△ 63.3	1,190	△ 52.6	647	△ 45.6	455	△ 29.7							65歳以上(b)	3,786	3,852	1.7	5,160	34.0	4,297	△ 16.7	3,828	△ 10.9							(a)/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—								16.4	12.0		9.2		7.3		6.2								(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—								9.1	18.4		39.7		48.6		52.2								時点修正																								
区 分	昭和35年				昭和50年			平成2年			平成17年			平成27年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
総 数	107,972	50,131	△ 53.6	20,969	△ 58.2	13,001	△ 38.0	8,843	△ 32.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
0歳～14歳	39,794	11,464	△ 71.2	2,799	△ 75.6	1,022	△ 63.5	500	△ 51.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
15歳～64歳	64,770	34,986	△ 46.0	14,318	△ 59.1	6,819	△ 52.4	4,046	△ 40.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
うち15歳～29歳(a)	27,014	9,056	△ 66.5	2,511	△ 72.3	1,190	△ 52.6	647	△ 45.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
65歳以上(b)	3,408	3,681	8.0	3,852	4.6	5,160	34.0	4,297	△ 16.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(a)/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	25.0	18.1		12.0		9.2		7.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	3.2	7.3		18.4		39.7		48.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区 分	昭和55年			平成2年			平成17年			平成27年			令和2年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
総 数	41,715	20,969	△ 49.7	13,001	△ 38.0	8,843	△ 32.0	7,334	△ 17.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
0歳～14歳	8,358	2,799	△ 66.5	1,022	△ 63.5	500	△ 51.1	411	△ 17.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
15歳～64歳	29,571	14,318	△ 51.6	6,819	△ 52.4	4,046	△ 40.7	3,093	△ 23.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
うち15歳～29歳(a)	6,836	2,511	△ 63.3	1,190	△ 52.6	647	△ 45.6	455	△ 29.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
65歳以上(b)	3,786	3,852	1.7	5,160	34.0	4,297	△ 16.7	3,828	△ 10.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(a)/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	16.4	12.0		9.2		7.3		6.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	9.1	18.4		39.7		48.6		52.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																																																																																																																																																																																																																																																																									
1. 基本的な事項 (2) 人口及び産業の推移と動向	7		<p>表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昭和35年</th> <th colspan="2">昭和40年</th> <th colspan="2">昭和45年</th> <th colspan="2">昭和50年</th> <th colspan="2">昭和55年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>36,087</td> <td>△14.7</td> <td>30,778</td> <td>△14.7</td> <td>28,511</td> <td>△7.4</td> <td>21,304</td> <td>△25.3</td> <td>18,428</td> <td>△13.5</td> </tr> <tr> <td>第一次産業 就業人口比率</td> <td>6.0</td> <td>—</td> <td>6.0</td> <td>—</td> <td>5.9</td> <td>—</td> <td>6.0</td> <td>—</td> <td>6.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二次産業 就業人口比率</td> <td>61.1</td> <td>—</td> <td>55.2</td> <td>—</td> <td>55.6</td> <td>—</td> <td>53.1</td> <td>—</td> <td>51.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三次産業 就業人口比率</td> <td>32.9</td> <td>—</td> <td>38.8</td> <td>—</td> <td>38.4</td> <td>—</td> <td>40.8</td> <td>—</td> <td>42.2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昭和60年</th> <th colspan="2">平成2年</th> <th colspan="2">平成7年</th> <th colspan="2">平成12年</th> <th colspan="2">平成17年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>13,702</td> <td>△25.6</td> <td>8,604</td> <td>△37.2</td> <td>7,556</td> <td>△12.2</td> <td>6,402</td> <td>△15.3</td> <td>5,637</td> <td>△11.9</td> </tr> <tr> <td>第一次産業 就業人口比率</td> <td>8.2</td> <td>—</td> <td>12.1</td> <td>—</td> <td>13.1</td> <td>—</td> <td>13.2</td> <td>—</td> <td>13.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二次産業 就業人口比率</td> <td>42.7</td> <td>—</td> <td>26.3</td> <td>—</td> <td>24.7</td> <td>—</td> <td>24.0</td> <td>—</td> <td>22.4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三次産業 就業人口比率</td> <td>49.1</td> <td>—</td> <td>61.6</td> <td>—</td> <td>62.2</td> <td>—</td> <td>62.8</td> <td>—</td> <td>64.4</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">平成22年</th> <th colspan="2">平成27年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>4,660</td> <td>△17.3</td> <td>3,721</td> <td>△20.2</td> </tr> <tr> <td>第一次産業 就業人口比率</td> <td>13.7</td> <td>—</td> <td>15.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二次産業 就業人口比率</td> <td>25.2</td> <td>—</td> <td>21.9</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三次産業 就業人口比率</td> <td>61.1</td> <td>—</td> <td>62.2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		実数	増減率	総 数	36,087	△14.7	30,778	△14.7	28,511	△7.4	21,304	△25.3	18,428	△13.5	第一次産業 就業人口比率	6.0	—	6.0	—	5.9	—	6.0	—	6.5	—	第二次産業 就業人口比率	61.1	—	55.2	—	55.6	—	53.1	—	51.2	—	第三次産業 就業人口比率	32.9	—	38.8	—	38.4	—	40.8	—	42.2	—	区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		実数	増減率	総 数	13,702	△25.6	8,604	△37.2	7,556	△12.2	6,402	△15.3	5,637	△11.9	第一次産業 就業人口比率	8.2	—	12.1	—	13.1	—	13.2	—	13.2	—	第二次産業 就業人口比率	42.7	—	26.3	—	24.7	—	24.0	—	22.4	—	第三次産業 就業人口比率	49.1	—	61.6	—	62.2	—	62.8	—	64.4	—	区 分	平成22年		平成27年		実数	増減率	実数	増減率	総 数	4,660	△17.3	3,721	△20.2	第一次産業 就業人口比率	13.7	—	15.6	—	第二次産業 就業人口比率	25.2	—	21.9	—	第三次産業 就業人口比率	61.1	—	62.2	—	<p>表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昭和60年</th> <th colspan="2">平成2年</th> <th colspan="2">平成7年</th> <th colspan="2">平成12年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>13,702</td> <td>—</td> <td>8,604</td> <td>△37.2%</td> <td>7,556</td> <td>△12.2%</td> <td>6,402</td> <td>△15.3%</td> </tr> <tr> <td>第一次産業 就業者数</td> <td>1,124</td> <td>—</td> <td>1,043</td> <td>△7.2%</td> <td>990</td> <td>△5.1%</td> <td>844</td> <td>△14.7%</td> </tr> <tr> <td>第二次産業 就業者数</td> <td>5,857</td> <td>—</td> <td>2,265</td> <td>△61.3%</td> <td>1,867</td> <td>△17.6%</td> <td>1,536</td> <td>△17.7%</td> </tr> <tr> <td>第三次産業 就業者数</td> <td>6,721</td> <td>—</td> <td>5,296</td> <td>△21.2%</td> <td>4,697</td> <td>△11.3%</td> <td>4,022</td> <td>△14.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">平成17年</th> <th colspan="2">平成22年</th> <th colspan="2">平成27年</th> <th colspan="2">令和2年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>5,637</td> <td>△11.9%</td> <td>4,660</td> <td>△17.3%</td> <td>3,721</td> <td>△20.2%</td> <td>3,161</td> <td>△15.0%</td> </tr> <tr> <td>第一次産業 就業者数</td> <td>744</td> <td>△11.8%</td> <td>640</td> <td>△14.0%</td> <td>582</td> <td>△9.1%</td> <td>530</td> <td>△8.9%</td> </tr> <tr> <td>第二次産業 就業者数</td> <td>1,261</td> <td>△17.9%</td> <td>1,172</td> <td>△7.1%</td> <td>815</td> <td>△30.5%</td> <td>698</td> <td>△14.4%</td> </tr> <tr> <td>第三次産業 就業者数</td> <td>3,632</td> <td>△9.7%</td> <td>2,848</td> <td>△21.6%</td> <td>2,315</td> <td>△18.7%</td> <td>1,933</td> <td>△16.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	総 数	13,702	—	8,604	△37.2%	7,556	△12.2%	6,402	△15.3%	第一次産業 就業者数	1,124	—	1,043	△7.2%	990	△5.1%	844	△14.7%	第二次産業 就業者数	5,857	—	2,265	△61.3%	1,867	△17.6%	1,536	△17.7%	第三次産業 就業者数	6,721	—	5,296	△21.2%	4,697	△11.3%	4,022	△14.4%	区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	総 数	5,637	△11.9%	4,660	△17.3%	3,721	△20.2%	3,161	△15.0%	第一次産業 就業者数	744	△11.8%	640	△14.0%	582	△9.1%	530	△8.9%	第二次産業 就業者数	1,261	△17.9%	1,172	△7.1%	815	△30.5%	698	△14.4%	第三次産業 就業者数	3,632	△9.7%	2,848	△21.6%	2,315	△18.7%	1,933	△16.5%	<p>時点修正</p>																
			区 分		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年																																																																																																																																																																																																																																																																	
				実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																	
総 数	36,087	△14.7	30,778	△14.7	28,511	△7.4	21,304	△25.3	18,428	△13.5																																																																																																																																																																																																																																																																				
第一次産業 就業人口比率	6.0	—	6.0	—	5.9	—	6.0	—	6.5	—																																																																																																																																																																																																																																																																				
第二次産業 就業人口比率	61.1	—	55.2	—	55.6	—	53.1	—	51.2	—																																																																																																																																																																																																																																																																				
第三次産業 就業人口比率	32.9	—	38.8	—	38.4	—	40.8	—	42.2	—																																																																																																																																																																																																																																																																				
区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年																																																																																																																																																																																																																																																																					
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																				
総 数	13,702	△25.6	8,604	△37.2	7,556	△12.2	6,402	△15.3	5,637	△11.9																																																																																																																																																																																																																																																																				
第一次産業 就業人口比率	8.2	—	12.1	—	13.1	—	13.2	—	13.2	—																																																																																																																																																																																																																																																																				
第二次産業 就業人口比率	42.7	—	26.3	—	24.7	—	24.0	—	22.4	—																																																																																																																																																																																																																																																																				
第三次産業 就業人口比率	49.1	—	61.6	—	62.2	—	62.8	—	64.4	—																																																																																																																																																																																																																																																																				
区 分	平成22年		平成27年																																																																																																																																																																																																																																																																											
	実数	増減率	実数	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																										
総 数	4,660	△17.3	3,721	△20.2																																																																																																																																																																																																																																																																										
第一次産業 就業人口比率	13.7	—	15.6	—																																																																																																																																																																																																																																																																										
第二次産業 就業人口比率	25.2	—	21.9	—																																																																																																																																																																																																																																																																										
第三次産業 就業人口比率	61.1	—	62.2	—																																																																																																																																																																																																																																																																										
区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年																																																																																																																																																																																																																																																																							
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																						
総 数	13,702	—	8,604	△37.2%	7,556	△12.2%	6,402	△15.3%																																																																																																																																																																																																																																																																						
第一次産業 就業者数	1,124	—	1,043	△7.2%	990	△5.1%	844	△14.7%																																																																																																																																																																																																																																																																						
第二次産業 就業者数	5,857	—	2,265	△61.3%	1,867	△17.6%	1,536	△17.7%																																																																																																																																																																																																																																																																						
第三次産業 就業者数	6,721	—	5,296	△21.2%	4,697	△11.3%	4,022	△14.4%																																																																																																																																																																																																																																																																						
区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年																																																																																																																																																																																																																																																																							
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																						
総 数	5,637	△11.9%	4,660	△17.3%	3,721	△20.2%	3,161	△15.0%																																																																																																																																																																																																																																																																						
第一次産業 就業者数	744	△11.8%	640	△14.0%	582	△9.1%	530	△8.9%																																																																																																																																																																																																																																																																						
第二次産業 就業者数	1,261	△17.9%	1,172	△7.1%	815	△30.5%	698	△14.4%																																																																																																																																																																																																																																																																						
第三次産業 就業者数	3,632	△9.7%	2,848	△21.6%	2,315	△18.7%	1,933	△16.5%																																																																																																																																																																																																																																																																						
1. 基本的な事項 (3) 夕張市の行財政の状況	8	6	<p>職員数については、平成18年4月の309名から令和3年4月現在158名と約半数、組織については、市長部局において平成18年4月の5部17課30係体制から部制の廃止、令和3年4月現在9課23係体制となっている。(行政機構は別図のとおり) ⇨</p> <p>しかし、急激なスリム化によって行政サービスの維持確保は厳しい状況となり、令和3年4月現在道職員を中心に12名の応援職員を受け入れている。⇨</p> <p>本市の行財政は、平成21年4月1日施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政再生計画により令和11年度まで運営していくことになるが、その他法令に基づき策定・実施する各種計画については、財政再生計画を基本としながら進めていく必要がある。⇨</p> <p>広域行政については、南空知地区に属し、平成3年9月3日圏域選定を受け、同年12月1日11市町村で設立された南空知ふるさと市町村圏組合に加入している。(令和3年度現在は9市町で構成) ⇨</p>	<p>職員数については、平成18年4月の309名から令和7年4月現在147名と約半数、組織については、市長部局において平成18年4月の5部17課30係体制から部制の廃止、令和7年4月現在10課24係体制となっている。(行政機構は別図のとおり) ⇨</p> <p>しかし、急激なスリム化によって行政サービスの維持確保は厳しい状況となり、令和7年4月現在も道職員を中心に応援職員を受け入れ、業務が行われている。⇨</p> <p>本市の行財政は、平成21年4月1日施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政再生計画により令和11年度まで運営していくことになるが、その他法令に基づき策定・実施する各種計画については、財政再生計画を基本としながら進めていく必要がある。⇨</p> <p>広域行政については、南空知地区に属し、平成3年9月3日圏域選定を受け、同年12月1日11市町村で設立された南空知ふるさと市町村圏組合に加入している。⇨</p> <p>また、令和7年3月28日に中心市宣言を行った岩見沢市と本市を含めた南空知地区3市5町が連携協定を締結した南空知定住自立圏の形成により、新たな広域連携を展開していく。⇨</p>	<p>時点修正</p>																																																																																																																																																																																																																																																																									

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由
<p>1. 基本的な事項 (3) 夕張市の行財政の状況</p>	9		<p>張市行政機構図 (令和3年4月1日現在)</p> 	<p>夕張市行政機構図 (令和7年4月1日現在)</p> 	<p>時点修正</p>
<p>1. 基本的な事項 (3) 夕張市の行財政の状況</p>	10	22	<p>財政再建計画策定以後の10年間の財政健全化の取組による成果と課題を検証し、今後の夕張市の行財政・地域・自治の再生をより確かなものにしていくという観点から、今後どのような方策を実施すべきかを検討した「夕張市の再生方策に関する検討委員会」から、財政再建と地域再生の調和に向けて新たな段階に移行すべきとの報告書を受け、平成28年度に財政再生計画を抜本的に見直し、令和3年度現在、財政再建と地域再生の両立を図るべく取り組んでいる。</p> <p>平成21年度の再生振替特別債の発行により、平成22年度の地方債現在高は約439億円となったが、平成25年度に再生振替特別債の元金償還が始まり、その後の着実な償還により令和元年度末には地方債残高が約293億円となるとともに、将来負担比率においても比率が改善している。一方、再生振替特別債の元金償還開始により、平成25年度以降、歳出の「義務的経費」に占める公債費の割合が高くなり、実質公債費比率及び経常収支比率が高くなっている。</p>	<p>財政再建計画策定以後の10年間の財政健全化の取組による成果と課題を検証し、今後の夕張市の行財政・地域・自治の再生をより確かなものにしていくという観点から、今後どのような方策を実施すべきかを検討した「夕張市の再生方策に関する検討委員会」から、財政再建と地域再生の調和に向けて新たな段階に移行すべきとの報告書を受け、平成28年度に財政再生計画を抜本的に見直し、令和7年度現在、財政再建と地域再生の両立を図るべく取り組んでいる。</p> <p>平成21年度の再生振替特別債の発行により、平成22年度の地方債現在高は約439億円となったが、平成25年度に再生振替特別債の元金償還が始まり、その後の着実な償還により令和6年度末には地方債残高が約174億円となるとともに、将来負担比率においても比率が改善している。一方、再生振替特別債の元金償還開始により、平成25年度以降、歳出の「義務的経費」に占める公債費の割合が高くなり、実質公債費比率及び経常収支比率が高くなっている。</p>	<p>時点修正</p>

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																																																																																																																																																																																																																								
1. 基本的な事項 (3) 夕張市の行財政の状況	11		<p>表1-2(1)市町村財政の状況 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成27年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入総額 A</td> <td>11,198,199</td> <td>11,500,290</td> <td>11,886,019</td> <td>11,318,450</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>7,722,262</td> <td>8,368,997</td> <td>8,447,878</td> <td>6,908,655</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>1,009,805</td> <td>1,237,833</td> <td>1,245,035</td> <td>1,166,355</td> </tr> <tr> <td>道支出金</td> <td>546,750</td> <td>494,235</td> <td>527,083</td> <td>480,704</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>852,400</td> <td>536,800</td> <td>543,700</td> <td>1,002,300</td> </tr> <tr> <td>うち過疎対策事業債</td> <td>485,400</td> <td>263,200</td> <td>355,900</td> <td>329,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,066,982</td> <td>812,375</td> <td>1,122,323</td> <td>1,758,436</td> </tr> <tr> <td>歳出総額 B</td> <td>10,671,749</td> <td>10,846,594</td> <td>11,006,280</td> <td>10,742,318</td> </tr> <tr> <td>義務的経費</td> <td>4,288,488</td> <td>6,155,408</td> <td>6,105,354</td> <td>5,789,156</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>2,465,543</td> <td>1,154,787</td> <td>756,939</td> <td>1,791,588</td> </tr> <tr> <td>うち普通建設事業</td> <td>2,465,543</td> <td>1,124,741</td> <td>756,939</td> <td>1,789,590</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,917,718</td> <td>3,536,399</td> <td>4,143,987</td> <td>3,161,572</td> </tr> <tr> <td>(過疎対策事業債)</td> <td>(1,284,040)</td> <td>(1,189,882)</td> <td>(1,142,181)</td> <td>(2,522,110)</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額 C (A-B)</td> <td>526,450</td> <td>653,696</td> <td>879,739</td> <td>576,134</td> </tr> <tr> <td>翌年度へ繰越すべき財源 D</td> <td>9,134</td> <td>28</td> <td>13,175</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>実質収支 C-D</td> <td>517,316</td> <td>653,668</td> <td>866,564</td> <td>576,124</td> </tr> <tr> <td>財政力指数</td> <td>0.210</td> <td>0.183</td> <td>0.178</td> <td>0.210</td> </tr> <tr> <td>公債費負担比率 (%)</td> <td>21.8</td> <td>42.1</td> <td>40.3</td> <td>45.2</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率 (%)</td> <td>42.8</td> <td>47.2</td> <td>78.3</td> <td>89.9</td> </tr> <tr> <td>起債制限比率 (%)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率 (%)</td> <td>77.2</td> <td>120.9</td> <td>120.7</td> <td>126.3</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率 (%)</td> <td>922.5</td> <td>743.7</td> <td>632.4</td> <td>399.7</td> </tr> <tr> <td>地方債現在高 (%)</td> <td>43,925,632</td> <td>41,043,434</td> <td>36,736,946</td> <td>29,286,447</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22年度	平成25年度	平成27年度	令和元年度	歳入総額 A	11,198,199	11,500,290	11,886,019	11,318,450	一般財源	7,722,262	8,368,997	8,447,878	6,908,655	国庫支出金	1,009,805	1,237,833	1,245,035	1,166,355	道支出金	546,750	494,235	527,083	480,704	地方債	852,400	536,800	543,700	1,002,300	うち過疎対策事業債	485,400	263,200	355,900	329,900	その他	1,066,982	812,375	1,122,323	1,758,436	歳出総額 B	10,671,749	10,846,594	11,006,280	10,742,318	義務的経費	4,288,488	6,155,408	6,105,354	5,789,156	投資的経費	2,465,543	1,154,787	756,939	1,791,588	うち普通建設事業	2,465,543	1,124,741	756,939	1,789,590	その他	3,917,718	3,536,399	4,143,987	3,161,572	(過疎対策事業債)	(1,284,040)	(1,189,882)	(1,142,181)	(2,522,110)	歳入歳出差引額 C (A-B)	526,450	653,696	879,739	576,134	翌年度へ繰越すべき財源 D	9,134	28	13,175	10	実質収支 C-D	517,316	653,668	866,564	576,124	財政力指数	0.210	0.183	0.178	0.210	公債費負担比率 (%)	21.8	42.1	40.3	45.2	実質公債費比率 (%)	42.8	47.2	78.3	89.9	起債制限比率 (%)	-	-	-	-	経常収支比率 (%)	77.2	120.9	120.7	126.3	将来負担比率 (%)	922.5	743.7	632.4	399.7	地方債現在高 (%)	43,925,632	41,043,434	36,736,946	29,286,447	<p>表1-2(1)市町村財政の状況 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度</th> <th>平成27年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入総額 A</td> <td>11,198,199</td> <td>11,886,019</td> <td>12,206,183</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>7,722,262</td> <td>8,447,878</td> <td>7,687,509</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>1,009,805</td> <td>1,245,035</td> <td>1,842,435</td> </tr> <tr> <td>道支出金</td> <td>546,750</td> <td>527,083</td> <td>430,792</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>852,400</td> <td>543,700</td> <td>918,700</td> </tr> <tr> <td>うち過疎対策事業債</td> <td>485,400</td> <td>355,900</td> <td>854,200</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,066,982</td> <td>1,122,323</td> <td>1,326,747</td> </tr> <tr> <td>歳出総額 B</td> <td>10,671,749</td> <td>11,006,280</td> <td>11,723,619</td> </tr> <tr> <td>義務的経費</td> <td>4,288,488</td> <td>6,105,354</td> <td>5,893,187</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>2,465,543</td> <td>756,939</td> <td>1,152,616</td> </tr> <tr> <td>うち普通建設事業</td> <td>2,465,543</td> <td>756,939</td> <td>1,152,616</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,917,718</td> <td>4,143,987</td> <td>4,877,816</td> </tr> <tr> <td>(過疎対策事業債)</td> <td>(1,284,040)</td> <td>(1,142,181)</td> <td>(1,873,843)</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額 C (A-B)</td> <td>526,450</td> <td>879,739</td> <td>482,564</td> </tr> <tr> <td>翌年度へ繰越すべき財源 D</td> <td>9,134</td> <td>13,175</td> <td>238,332</td> </tr> <tr> <td>実質収支 C-D</td> <td>517,316</td> <td>866,564</td> <td>244,232</td> </tr> <tr> <td>財政力指数</td> <td>0.210</td> <td>0.178</td> <td>0.209</td> </tr> <tr> <td>公債費負担比率 (%)</td> <td>21.8</td> <td>40.3</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率 (%)</td> <td>42.8</td> <td>78.3</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>起債制限比率 (%)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率 (%)</td> <td>77.2</td> <td>120.7</td> <td>124.9</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率 (%)</td> <td>922.5</td> <td>632.4</td> <td>336.0</td> </tr> <tr> <td>地方債現在高 (%)</td> <td>43,925,632</td> <td>36,736,946</td> <td>27,210,091</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	歳入総額 A	11,198,199	11,886,019	12,206,183	一般財源	7,722,262	8,447,878	7,687,509	国庫支出金	1,009,805	1,245,035	1,842,435	道支出金	546,750	527,083	430,792	地方債	852,400	543,700	918,700	うち過疎対策事業債	485,400	355,900	854,200	その他	1,066,982	1,122,323	1,326,747	歳出総額 B	10,671,749	11,006,280	11,723,619	義務的経費	4,288,488	6,105,354	5,893,187	投資的経費	2,465,543	756,939	1,152,616	うち普通建設事業	2,465,543	756,939	1,152,616	その他	3,917,718	4,143,987	4,877,816	(過疎対策事業債)	(1,284,040)	(1,142,181)	(1,873,843)	歳入歳出差引額 C (A-B)	526,450	879,739	482,564	翌年度へ繰越すべき財源 D	9,134	13,175	238,332	実質収支 C-D	517,316	866,564	244,232	財政力指数	0.210	0.178	0.209	公債費負担比率 (%)	21.8	40.3	41.2	実質公債費比率 (%)	42.8	78.3	70.0	起債制限比率 (%)	-	-	-	経常収支比率 (%)	77.2	120.7	124.9	将来負担比率 (%)	922.5	632.4	336.0	地方債現在高 (%)	43,925,632	36,736,946	27,210,091	時点修正
		区分	平成22年度	平成25年度	平成27年度	令和元年度																																																																																																																																																																																																																							
歳入総額 A	11,198,199	11,500,290	11,886,019	11,318,450																																																																																																																																																																																																																									
一般財源	7,722,262	8,368,997	8,447,878	6,908,655																																																																																																																																																																																																																									
国庫支出金	1,009,805	1,237,833	1,245,035	1,166,355																																																																																																																																																																																																																									
道支出金	546,750	494,235	527,083	480,704																																																																																																																																																																																																																									
地方債	852,400	536,800	543,700	1,002,300																																																																																																																																																																																																																									
うち過疎対策事業債	485,400	263,200	355,900	329,900																																																																																																																																																																																																																									
その他	1,066,982	812,375	1,122,323	1,758,436																																																																																																																																																																																																																									
歳出総額 B	10,671,749	10,846,594	11,006,280	10,742,318																																																																																																																																																																																																																									
義務的経費	4,288,488	6,155,408	6,105,354	5,789,156																																																																																																																																																																																																																									
投資的経費	2,465,543	1,154,787	756,939	1,791,588																																																																																																																																																																																																																									
うち普通建設事業	2,465,543	1,124,741	756,939	1,789,590																																																																																																																																																																																																																									
その他	3,917,718	3,536,399	4,143,987	3,161,572																																																																																																																																																																																																																									
(過疎対策事業債)	(1,284,040)	(1,189,882)	(1,142,181)	(2,522,110)																																																																																																																																																																																																																									
歳入歳出差引額 C (A-B)	526,450	653,696	879,739	576,134																																																																																																																																																																																																																									
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,134	28	13,175	10																																																																																																																																																																																																																									
実質収支 C-D	517,316	653,668	866,564	576,124																																																																																																																																																																																																																									
財政力指数	0.210	0.183	0.178	0.210																																																																																																																																																																																																																									
公債費負担比率 (%)	21.8	42.1	40.3	45.2																																																																																																																																																																																																																									
実質公債費比率 (%)	42.8	47.2	78.3	89.9																																																																																																																																																																																																																									
起債制限比率 (%)	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																									
経常収支比率 (%)	77.2	120.9	120.7	126.3																																																																																																																																																																																																																									
将来負担比率 (%)	922.5	743.7	632.4	399.7																																																																																																																																																																																																																									
地方債現在高 (%)	43,925,632	41,043,434	36,736,946	29,286,447																																																																																																																																																																																																																									
区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度																																																																																																																																																																																																																										
歳入総額 A	11,198,199	11,886,019	12,206,183																																																																																																																																																																																																																										
一般財源	7,722,262	8,447,878	7,687,509																																																																																																																																																																																																																										
国庫支出金	1,009,805	1,245,035	1,842,435																																																																																																																																																																																																																										
道支出金	546,750	527,083	430,792																																																																																																																																																																																																																										
地方債	852,400	543,700	918,700																																																																																																																																																																																																																										
うち過疎対策事業債	485,400	355,900	854,200																																																																																																																																																																																																																										
その他	1,066,982	1,122,323	1,326,747																																																																																																																																																																																																																										
歳出総額 B	10,671,749	11,006,280	11,723,619																																																																																																																																																																																																																										
義務的経費	4,288,488	6,105,354	5,893,187																																																																																																																																																																																																																										
投資的経費	2,465,543	756,939	1,152,616																																																																																																																																																																																																																										
うち普通建設事業	2,465,543	756,939	1,152,616																																																																																																																																																																																																																										
その他	3,917,718	4,143,987	4,877,816																																																																																																																																																																																																																										
(過疎対策事業債)	(1,284,040)	(1,142,181)	(1,873,843)																																																																																																																																																																																																																										
歳入歳出差引額 C (A-B)	526,450	879,739	482,564																																																																																																																																																																																																																										
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,134	13,175	238,332																																																																																																																																																																																																																										
実質収支 C-D	517,316	866,564	244,232																																																																																																																																																																																																																										
財政力指数	0.210	0.178	0.209																																																																																																																																																																																																																										
公債費負担比率 (%)	21.8	40.3	41.2																																																																																																																																																																																																																										
実質公債費比率 (%)	42.8	78.3	70.0																																																																																																																																																																																																																										
起債制限比率 (%)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																										
経常収支比率 (%)	77.2	120.7	124.9																																																																																																																																																																																																																										
将来負担比率 (%)	922.5	632.4	336.0																																																																																																																																																																																																																										
地方債現在高 (%)	43,925,632	36,736,946	27,210,091																																																																																																																																																																																																																										
1. 基本的な事項 (3) 夕張市の行財政の状況	12		<p>表1-2(2)主要公共施設等の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昭和55年度末</th> <th>平成2年度末</th> <th>平成12年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>令和元年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>改良率 (%)</td> <td>11.3</td> <td>14.8</td> <td>19.7</td> <td>22.6</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>舗装率 (%)</td> <td>8.7</td> <td>11.2</td> <td>16.2</td> <td>15.5</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>農道 延長(m)</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>耕地1ha当たり農道延長(m)</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>林道 延長(m)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>19,108</td> <td>19,108</td> <td>19,108</td> </tr> <tr> <td>林野1ha当たり林道延長(m)</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>水道普及率 (%)</td> <td>99.0</td> <td>96.2</td> <td>99.7</td> <td>99.8</td> <td>99.4</td> </tr> <tr> <td>水洗化率 (%)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>27.4</td> <td>23.5</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)</td> <td>0.0</td> <td>9.5</td> <td>11.3</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	市町村道	-	-	-	-	-	改良率 (%)	11.3	14.8	19.7	22.6	23.1	舗装率 (%)	8.7	11.2	16.2	15.5	15.5	農道 延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	耕地1ha当たり農道延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	林道 延長(m)	-	-	19,108	19,108	19,108	林野1ha当たり林道延長(m)	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	水道普及率 (%)	99.0	96.2	99.7	99.8	99.4	水洗化率 (%)	-	-	27.4	23.5	27.8	人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0.0	9.5	11.3	1.8	2.5	<p>表1-2(2)主要公共施設等の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昭和55年度末</th> <th>平成2年度末</th> <th>平成12年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>令和2年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>改良率 (%)</td> <td>11.3</td> <td>14.8</td> <td>19.7</td> <td>22.6</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>舗装率 (%)</td> <td>8.7</td> <td>11.2</td> <td>16.2</td> <td>15.5</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>農道 延長(m)</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>耕地1ha当たり農道延長(m)</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>林道 延長(m)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>19,108</td> <td>19,108</td> <td>19,108</td> </tr> <tr> <td>林野1ha当たり林道延長(m)</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>水道普及率 (%)</td> <td>99.0</td> <td>96.2</td> <td>99.7</td> <td>99.8</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>水洗化率 (%)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>27.4</td> <td>23.5</td> <td>27.9</td> </tr> <tr> <td>人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)</td> <td>0.0</td> <td>9.5</td> <td>11.3</td> <td>1.7</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	市町村道	-	-	-	-	-	改良率 (%)	11.3	14.8	19.7	22.6	23.1	舗装率 (%)	8.7	11.2	16.2	15.5	15.5	農道 延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	耕地1ha当たり農道延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	林道 延長(m)	-	-	19,108	19,108	19,108	林野1ha当たり林道延長(m)	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	水道普及率 (%)	99.0	96.2	99.7	99.8	99.5	水洗化率 (%)	-	-	27.4	23.5	27.9	人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0.0	9.5	11.3	1.7	2.5	時点修正																																																																																				
		区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末																																																																																																																																																																																																																						
市町村道	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																								
改良率 (%)	11.3	14.8	19.7	22.6	23.1																																																																																																																																																																																																																								
舗装率 (%)	8.7	11.2	16.2	15.5	15.5																																																																																																																																																																																																																								
農道 延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																																																																								
耕地1ha当たり農道延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																																																																								
林道 延長(m)	-	-	19,108	19,108	19,108																																																																																																																																																																																																																								
林野1ha当たり林道延長(m)	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3																																																																																																																																																																																																																								
水道普及率 (%)	99.0	96.2	99.7	99.8	99.4																																																																																																																																																																																																																								
水洗化率 (%)	-	-	27.4	23.5	27.8																																																																																																																																																																																																																								
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0.0	9.5	11.3	1.8	2.5																																																																																																																																																																																																																								
区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末																																																																																																																																																																																																																								
市町村道	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																								
改良率 (%)	11.3	14.8	19.7	22.6	23.1																																																																																																																																																																																																																								
舗装率 (%)	8.7	11.2	16.2	15.5	15.5																																																																																																																																																																																																																								
農道 延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																																																																								
耕地1ha当たり農道延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																																																																								
林道 延長(m)	-	-	19,108	19,108	19,108																																																																																																																																																																																																																								
林野1ha当たり林道延長(m)	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3																																																																																																																																																																																																																								
水道普及率 (%)	99.0	96.2	99.7	99.8	99.5																																																																																																																																																																																																																								
水洗化率 (%)	-	-	27.4	23.5	27.9																																																																																																																																																																																																																								
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0.0	9.5	11.3	1.7	2.5																																																																																																																																																																																																																								

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																		
1. 基本的な事項 (5) 地域の持続的発展のための基本目標	14		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標<sup>㊦</sup></th> <th>目標値<sup>㊦</sup></th> <th>備考<sup>㊦</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口<sup>㊦</sup></td> <td>5,950人(令和7年度)<sup>㊦</sup></td> <td>第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>人口の社会減少数<sup>㊦</sup></td> <td>△110人(令和7年度)<sup>㊦</sup></td> <td>第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値<sup>㊦</sup></td> </tr> </tbody> </table>	指標 <sup>㊦</sup>	目標値 <sup>㊦</sup>	備考 <sup>㊦</sup>	総人口 <sup>㊦</sup>	5,950人(令和7年度) <sup>㊦</sup>	第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値 <sup>㊦</sup>	人口の社会減少数 <sup>㊦</sup>	△110人(令和7年度) <sup>㊦</sup>	第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値 <sup>㊦</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標<sup>㊦</sup></th> <th>目標値<sup>㊦</sup></th> <th>備考<sup>㊦</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口<sup>㊦</sup></td> <td>4,825人(令和12年度)<sup>㊦</sup></td> <td>第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>人口の社会減少数<sup>㊦</sup></td> <td>△78人/年(令和12年度)<sup>㊦</sup></td> <td>第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値<sup>㊦</sup></td> </tr> </tbody> </table>	指標 <sup>㊦</sup>	目標値 <sup>㊦</sup>	備考 <sup>㊦</sup>	総人口 <sup>㊦</sup>	4,825人(令和12年度) <sup>㊦</sup>	第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値 <sup>㊦</sup>	人口の社会減少数 <sup>㊦</sup>	△78人/年(令和12年度) <sup>㊦</sup>	第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値 <sup>㊦</sup>	時点修正
指標 <sup>㊦</sup>	目標値 <sup>㊦</sup>	備考 <sup>㊦</sup>																					
総人口 <sup>㊦</sup>	5,950人(令和7年度) <sup>㊦</sup>	第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値 <sup>㊦</sup>																					
人口の社会減少数 <sup>㊦</sup>	△110人(令和7年度) <sup>㊦</sup>	第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値 <sup>㊦</sup>																					
指標 <sup>㊦</sup>	目標値 <sup>㊦</sup>	備考 <sup>㊦</sup>																					
総人口 <sup>㊦</sup>	4,825人(令和12年度) <sup>㊦</sup>	第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値 <sup>㊦</sup>																					
人口の社会減少数 <sup>㊦</sup>	△78人/年(令和12年度) <sup>㊦</sup>	第2期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値 <sup>㊦</sup>																					
1. 基本的な事項 (7) 計画期間	14	15	(7) 計画期間 <sup>㊦</sup> 本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。 <sup>㊦</sup>	(7) 計画期間 <sup>㊦</sup> 本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。 <sup>㊦</sup>	時点修正																		
1. 基本的な事項 (8) 公共施設等総合管理計画等との整合	14	18	<p>(8) 公共施設等総合管理計画等との整合<sup>㊦</sup></p> <p>平成27年度に策定した「夕張市公共施設等総合管理計画」では、本市の公共施設等を効率的に管理していくための基本方針を定めている。<sup>㊦</sup></p> <p>老朽化対策の推進については、長期的な維持管理・更新等のコストを踏まえつつ、安全性や経済性、重要性の観点から必要性が認められる優良な施設を選定して集約化や長寿命化を図る。<sup>㊦</sup></p> <p>施設の維持管理と修繕については、把握可能な情報に基づき中長期的なコストを示し、必要な施設の現状と課題に関する認識を踏まえ、必要性が高いと判断される事項について取組を具体化する。<sup>㊦</sup></p> <p>トータルコストの縮減、平準化については、今後、全ての公共施設の総量を維持することは困難であるため、保有する公共施設を大幅に削減することが必要となる。その削減率については今後の人口推移を目安として、全国平均である1人当たり床面積3.52㎡を基準とし、トータルコストの縮減、平準化を目指す。<sup>㊦</sup></p> <p>なお、「夕張市公共施設等総合管理計画」については国からの通達に基づき令和3年度現在見直しを行っている。計画の見直しに当たっては個々の施設の方向性を決定して施設総量の縮減を図り、記載すべき基本事項、維持管理・更新等に係る経費、公共施設等の管理に関する基本的考え方について内容を検討のうえ計画に反映し、施設の管理を行っていく。<sup>㊦</sup></p> <p>本計画に記載された全ての公共施設等の整備は「夕張市公共施設等総合管理計画」に適合する。<sup>㊦</sup></p>	<p>(8) 公共施設等総合管理計画等との整合<sup>㊦</sup></p> <p>平成27年度に策定した「夕張市公共施設等総合管理計画」では、本市の公共施設等を効率的に管理していくための基本方針を定めており、令和4年3月に改定を行っている。<sup>㊦</sup></p> <p>老朽化対策の推進については、長期的な維持管理・更新等コストを踏まえつつ、安全性や重要性、経済性の観点から優良な施設を選定し、積極的に統廃合及び長寿命化を図る。<sup>㊦</sup></p> <p>施設の維持管理と修繕については、日常管理において把握される情報に基づき、中長期的なコストを明示し、必要性が高いと判断される事項について修繕等を実施し、維持及び保全を図る。<sup>㊦</sup></p> <p>トータルコストの縮減、平準化については、今後、全ての建築系施設を維持することは困難であることを踏まえ、数多く保有する施設の削減について計画期間中は2021年度(令和3年度)現在の公共施設延べ床面積から15%削減とすることを目標とする。<sup>㊦</sup></p> <p>また、長期的には一人あたりの公共施設延べ床面積を北海道平均の値(6.3㎡/人)まで縮減することを旨とし、施設維持にかかる経費負担の低減をはかる。<sup>㊦</sup></p> <p>本計画に記載された全ての公共施設等の整備は「夕張市公共施設等総合管理計画」に適合する。<sup>㊦</sup></p>	時点修正																		
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点	15	2	(1) 現況と問題点 <sup>㊦</sup> 本市は札幌や新千歳空港から約1時間強の距離であり、新千歳空港から富良野・旭川へ抜ける観光ルートの中に位置しているという地理的優位性を有している。また、本市には、夕張岳、シューパロ湖を含む富良野芦別道立自然公園、滝の上公園等の雄大な自然と美しい景観、さらに夕張の歴史を伝える石炭産業関連遺産等の豊かな資源がある他、市民団体等において「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭」等多くのイベントが企画・実施されている。 <sup>㊦</sup>	(1) 現況と問題点 <sup>㊦</sup> 本市は札幌や新千歳空港から約1時間強の距離であり、新千歳空港から富良野・旭川へ抜ける観光ルートの中に位置しているという地理的優位性を有している。また、本市には、夕張岳、シューパロ湖を含む富良野芦別道立自然公園、滝の上公園等の雄大な自然と美しい景観、さらに夕張の歴史を伝える石炭産業関連遺産等の豊かな資源がある他、 <u>メロン祭り等の様々なイベント</u> が企画・実施されている。 <sup>㊦</sup>	時点修正																		
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (2) その対策	15	33	○南空知ふるさと市町村圏組合と連携する等、都市圏との間で人、物、情報、文化等の交流を一層充実させ、外部からの様々な刺激により市の活性化を導き出す。 <sup>㊦</sup>	○南空知ふるさと市町村圏組合や南空知定住自立圏と連携する等、都市圏との間で人、物、情報、文化等の交流を一層充実させ、外部からの様々な刺激により市の活性化を導き出す。 <sup>㊦</sup> ○令和4年度より実施した奨学金返還支援事業補助金を広く周知し、引き続き大学等卒業後の市内への移住・定住促進を図る。 <sup>㊦</sup>	時点修正																		
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (3) 計画	16		<table border="1"> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成<sup>㊦</sup></td> <td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業<sup>㊦</sup> 移住・定住<sup>㊦</sup></td> <td>&lt;関わり人口創出事業&gt;<sup>㊦</sup> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、関わり人口創出拡大を図る。<sup>㊦</sup></td> <td>市<sup>㊦</sup></td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は</td> </tr> </table>	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 <sup>㊦</sup>	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 <sup>㊦</sup> 移住・定住 <sup>㊦</sup>	<関わり人口創出事業> <sup>㊦</sup> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、関わり人口創出拡大を図る。 <sup>㊦</sup>	市 <sup>㊦</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は	<table border="1"> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成<sup>㊦</sup></td> <td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業<sup>㊦</sup> 移住・定住<sup>㊦</sup></td> <td>&lt;関係人口創出事業&gt;<sup>㊦</sup> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、関係人口創出拡大を図る。<sup>㊦</sup></td> <td>市<sup>㊦</sup></td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は</td> </tr> </table>	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 <sup>㊦</sup>	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 <sup>㊦</sup> 移住・定住 <sup>㊦</sup>	<関係人口創出事業> <sup>㊦</sup> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、関係人口創出拡大を図る。 <sup>㊦</sup>	市 <sup>㊦</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は	文言修正 <(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住>								
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 <sup>㊦</sup>	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 <sup>㊦</sup> 移住・定住 <sup>㊦</sup>	<関わり人口創出事業> <sup>㊦</sup> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、関わり人口創出拡大を図る。 <sup>㊦</sup>	市 <sup>㊦</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は																			
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 <sup>㊦</sup>	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 <sup>㊦</sup> 移住・定住 <sup>㊦</sup>	<関係人口創出事業> <sup>㊦</sup> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、関係人口創出拡大を図る。 <sup>㊦</sup>	市 <sup>㊦</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は																			

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由			
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (3) 計画	16		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>&lt;移住・定住促進事業&gt; 情報発信の強化等により、創出した関係人口・交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図る。</td> <td>市</td> <td>           将来的には 将来に及ぶ ものである。         </td> </tr> </table>	<移住・定住促進事業> 情報発信の強化等により、創出した関係人口・交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図る。	市	将来的には 将来に及ぶ ものである。	事業の追加 <(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住>
<移住・定住促進事業> 情報発信の強化等により、創出した関係人口・交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図る。	市	将来的には 将来に及ぶ ものである。						
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (3) 計画	16		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>&lt;炭鉄港推進協議会負担金&gt; 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、当協議会へ負担する。</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>	<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、当協議会へ負担する。	市		事業の追加 <(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流>
<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、当協議会へ負担する。	市							
3. 産業の振興 (1) 現況と問題点	17	4	<p>平成2年3月、市内の全ての炭鉱が閉山し、基幹産業である石炭産業は完全に消滅したが、市内には88か所にズリ山（石炭採掘に伴い発生する捨石の集積場）が存在し、最大規模の高松ズリ山においては気象変動等の影響により平成24年から平成25年にかけて山の一部が崩落する災害が発生した。その解決の手法として平成27年度から地元事業者が事業主体となり水洗炭事業により石炭を回収し販売するとともに、ズリ山の整形と安定化を図っている。</p> <p><u>また、本市に豊富な埋蔵が有望視されている炭層メタンガス（CBM）の有効活用に向けた事業を実施したことで多くの知見やノウハウを得られたが、生産テストを実施した結果、トライアル事業で必要な生産量を確保することは難しいと判断された。</u></p>	<p>平成2年3月、市内の全ての炭鉱が閉山し、基幹産業である石炭産業は完全に消滅したが、市内には88か所にズリ山（石炭採掘に伴い発生する捨石の集積場）が存在し、最大規模の高松ズリ山においては気象変動等の影響により平成24年から平成25年にかけて山の一部が崩落する災害が発生した。その解決の手法として平成27年度から地元事業者が事業主体となり水洗炭事業により石炭を回収し販売するとともに、ズリ山の整形と安定化を図っている。</p>	時点修正			
3. 産業の振興 (1) 現況と問題点	17	11	<p>本市の工業は、主として石炭産業の関連産業として発展してきており、製品としては鉱山・建設機械、製材、木製品が主なものであった。しかし令和3年度現在では、金属製品、木材・木製品、食料品が主たる工業製品である。</p> <p>石炭産業の消滅に伴う人口の減少、特に若年労働者の流出が続き過疎現象を呈しているが、産業構造の転換による雇用の増大と市民の定着を図るため、工業団地の造成等産業基盤の整備を行うとともに、企業誘致活動を進めてきたところである。</p> <p>令和3年度現在においては工業団地34区画全て完売の状況にあるが、休廃止や未着工の区画があることから、今後の動きに関し情報収集を図りながら早期稼働の促進に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>本市の工業は、主として石炭産業の関連産業として発展してきており、製品としては鉱山・建設機械、製材、木製品が主なものであった。しかし令和7年度現在では、金属製品、木材・木製品、食料品が主たる工業製品である。</p> <p>石炭産業の消滅に伴う人口の減少、特に若年労働者の流出が続き過疎現象を呈しているが、産業構造の転換による雇用の増大と市民の定着を図るため、工業団地の造成等産業基盤の整備を行うとともに、企業誘致活動を進めてきたところである。</p> <p>令和7年度現在においては工業団地34区画全て完売の状況にあるが、休廃止や未着工の区画があることから、<u>遊休地を所有する企業を訪問等、</u>情報収集を図りながら早期稼働の促進に取り組んでいく。</p>	時点修正			
3. 産業の振興 (1) 現況と問題点	17	25	<p>③観光</p> <p>夕張市には、豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、映画祭等の各種イベント、スキー場等の観光施設、多目的な運動施設さらには産業遺産や文化施設等、魅力ある地域資源が存在する。また、本市は札幌や新千歳空港から約1時間強の距離であり、新千歳空港から富良野・旭川へ抜ける観光ルートの中に位置しているという地理的優位性も有している。</p>	<p>③観光</p> <p>夕張市には、豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、各種イベント、スキー場等の観光施設、多目的な運動施設さらには産業遺産や文化施設等、魅力ある地域資源が存在する。また、本市は札幌や新千歳空港から約1時間強の距離であり、新千歳空港から富良野・旭川へ抜ける観光ルートの中に位置しているという地理的優位性も有している。</p>	時点修正			

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由
3. 産業の振興 (1) 現況と問題点	18	4	<p>⑤農業</p> <p>本市の経営耕地面積は、令和2年2月現在787haであり、このうち水田は20ha、畑747haである。総農家戸数129戸であり、近年は後継者がいない高齢農業者も増加しており、農家戸数及び就農者数等減少傾向にある。</p> <p>本市の農業は、夕張川や中小河川の沿岸以外に農耕適地がなく、気象条件等にも恵まれていないため、経営規模が零細であった。通常の農業経営では自立安定を図ることが困難とされていたため、昭和30年頃より本市の自然条件、環境等に即応した農業振興目標の模索が行われた。</p> <p>この胎動の中で、地域の特性を生かし、特異性と収益性を備えた特産野菜づくりを行うことが進められた。メロン、アスパラガス、長芋、イチゴ（後年、キュウリを追加）を特産野菜として選定し、農業者、農業関係団体が一体となった特産づくりがスタートした。</p> <p>中でも、メロンは昭和35年にメロン組合が結成され、昭和38年にアールスメロンとスパイシー種の交配に成功し、「ネットが完全に外観を覆い、肉質はサーモンピンク、甘味、風味とも優れた」一代雑種の『夕張キング』が誕生した。</p> <p>以来、良品の生産技術と農協共販体制の確立に努め、夕張キングは夕張メロンのブランド名で全国の夏の果実として名声を博する特産作物として成長し、農業総生産額の87%(令和2年)を占めている。平成27年12月には、地理的表示法に基づく地理的表示(GI)の認定を受けている。平成30年度には、夕張GAP推進部会が農業生産工程管理(GAP)の団体認証を取得した。一方、後継者不足、高齢化等により担い手が減少し、夕張メロンの作付面積や生産量も減少傾向にある。</p> <p>基幹作物である夕張メロンの生産力の維持向上と活力のある農村形成に向け、生産基盤の整備やブランド力の向上、多様な担い手の育成確保、土地改良施設の維持管理や排水改善等の取組を積極的に行い、産地力強化を目指す。</p>	<p>⑤農業</p> <p>本市の経営耕地面積は、令和2年2月現在1,005haであり、このうち水田は85ha、畑920haである。総農家戸数105戸であり、近年は後継者がいない高齢農業者も増加しており、農家戸数及び就農者数等減少傾向にある。</p> <p>本市の農業は、夕張川や中小河川の沿岸以外に農耕適地がなく、気象条件等にも恵まれていないため、経営規模が零細であった。通常の農業経営では自立安定を図ることが困難とされていたため、昭和30年頃より本市の自然条件、環境等に即応した農業振興目標の模索が行われた。</p> <p>この胎動の中で、地域の特性を生かし、特異性と収益性を備えた特産野菜づくりを行うことが進められた。メロン、アスパラガス、長芋、イチゴ（後年、キュウリを追加）を特産野菜として選定し、農業者、農業関係団体が一体となった特産づくりがスタートした。</p> <p>中でも、メロンは昭和35年にメロン組合が結成され、昭和38年にアールスメロンとスパイシー種の交配に成功し、「ネットが完全に外観を覆い、肉質はサーモンピンク、甘味、風味とも優れた」一代雑種の『夕張キング』が誕生した。</p> <p>以来、良品の生産技術と農協共販体制の確立に努め、夕張キングは夕張メロンのブランド名で全国の夏の果実として名声を博する特産作物として成長し、農業総生産額の85%(令和8年度)を占めている。平成27年12月には、地理的表示法に基づく地理的表示(GI)の認定を受けている。平成30年度には、夕張GAP推進部会が農業生産工程管理(GAP)の団体認証を取得した。一方、後継者不足、高齢化等により担い手が減少し、夕張メロンの作付面積や生産量も減少傾向にある。</p> <p>基幹作物である夕張メロンの生産力の維持向上と活力のある農村形成に向け、生産基盤の整備やブランド力の向上、多様な担い手の育成確保、土地改良施設の維持管理や排水改善等の取組を積極的に行い、産地力強化を目指す。</p>	時点修正
3. 産業の振興 (1) 現況と問題点	18	26	<p>⑥林業</p> <p>本市の森林面積は、総面積の約91%にあたる89,154haで、国有林が森林面積の9割を占めており、次いで夕張市有林となり3,027haにおよぶ。</p> <p>森林は、国土の保全、水源のかん養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって市民生活及び経済に大きな貢献をしており、多面的機能が十分に発揮できるように森林を適正に管理・経営していくためには、林内路網の整備が課題となる。</p> <p>今後は、平成27年から開始した漢方薬としての利用が見込まれる薬木(キハダ・ホオノキ)等の新たな地域産業資源の育成に積極的に取り組む。</p> <p>また、森林が豊富であるという本市の特性を生かし、森林資源と女性、高齢者、障がい者といった地域人材を融合することにより、新たな用途を開発する。</p>	<p>⑥林業</p> <p>本市の森林面積は、総面積の約91%にあたる89,130haで、国有林が森林面積の9割を占めており、次いで夕張市有林となり3,002haにおよぶ。</p> <p>森林は、国土の保全、水源のかん養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって市民生活及び経済に大きな貢献をしており、多面的機能が十分に発揮できるように森林を適正に管理・経営していくためには、林内路網の整備が課題となる。</p>	時点修正
3. 産業の振興 (2) その対策	18	34	<p>①鉱業</p> <p>○ズリ山崩壊防止策と石炭ズリの活用を促進する。</p> <p>○CBMの有効活用の実現に向けて、掘削や生産テストで得た知見やノウハウをベースとして、引き続き新たな事業主体による活用の実現を目指す。</p>	<p>①鉱業</p> <p>○ズリ山崩壊防止策と石炭ズリの活用を促進する。</p>	CBM事業の見直し
3. 産業の振興 (2) その対策	19	8	<p>④商業</p> <p>○関係機関等と連携し、地元事業者の事業継続を図る。</p> <p>○新規創業や市内企業の事業拡大を支援する。</p>	<p>④商業</p> <p>○関係機関等と連携し、地元事業者の事業継続を図る。</p> <p>○新規創業や市内企業の事業拡大を支援する。</p> <p>○コンパクトなまちづくりを進めるにあたり、拠点地区への企業の誘導や新規起業の促進を図る。</p>	コンパクトシティに関する文章追加
3. 産業の振興 (2) その対策	19	14	<p>⑤農業</p> <p>○生産技術の向上、生産基盤の整備拡充、農用地活用、営農改善、農道の整備を図る。</p> <p>○良質で安定した農産物の生産に向け、雇用就農者等の担い手の確保・育成を進めるため、必要な農業支援住宅の整備を図る。</p>	<p>⑤農業</p> <p>○生産性の向上、生産基盤の整備拡充、農用地活用、営農改善、農道の整備を図る。</p> <p>○良質で安定した農産物の生産に向け、雇用就農者等の担い手の確保・育成を進めるため、必要な農業支援住宅の整備を図る。</p>	文言修正

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																													
3. 産業の振興 (3) 計画	20		<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2 産業の振興</td> <td>(1) 基盤整備 農業</td> <td>&lt;農業支援住宅の整備&gt; 雇用就農者等の担い手を確保するための農業支援住宅を整備する。</td> <td>市</td> <td rowspan="2">☐</td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>&lt;路網整備と森林整備&gt; 林道、林業専用道等の整備・維持及び森林整備を行う。</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	<農業支援住宅の整備> 雇用就農者等の担い手を確保するための農業支援住宅を整備する。	市	☐	林業	<路網整備と森林整備> 林道、林業専用道等の整備・維持及び森林整備を行う。	市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2 産業の振興</td> <td>(1) 基盤整備 商業</td> <td>&lt;地域産業活性化拠点整備&gt; 地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、民間事業者や新規起業家を対象としたオフィス施設を整備する。</td> <td>市</td> <td rowspan="3">☐</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>&lt;夕張メロンの安定生産に向けた整備&gt; 農業生産基盤の整備や優良農地の確保等を進める。</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>&lt;路網整備と森林整備&gt; 林道、林業専用道等の整備・維持及び森林整備を行う。</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	2 産業の振興	(1) 基盤整備 商業	<地域産業活性化拠点整備> 地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、民間事業者や新規起業家を対象としたオフィス施設を整備する。	市	☐	農業	<夕張メロンの安定生産に向けた整備> 農業生産基盤の整備や優良農地の確保等を進める。	市	林業	<路網整備と森林整備> 林道、林業専用道等の整備・維持及び森林整備を行う。	市	事業の追加と内容修正 <(1) 基盤整備 商業 農業>
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																														
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	<農業支援住宅の整備> 雇用就農者等の担い手を確保するための農業支援住宅を整備する。	市	☐																														
	林業	<路網整備と森林整備> 林道、林業専用道等の整備・維持及び森林整備を行う。	市																															
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																														
2 産業の振興	(1) 基盤整備 商業	<地域産業活性化拠点整備> 地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、民間事業者や新規起業家を対象としたオフィス施設を整備する。	市	☐																														
	農業	<夕張メロンの安定生産に向けた整備> 農業生産基盤の整備や優良農地の確保等を進める。	市																															
	林業	<路網整備と森林整備> 林道、林業専用道等の整備・維持及び森林整備を行う。	市																															
3. 産業の振興 (4) 産業振興促進 事項	20		(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種 <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業振興促進区域</th> <th>業種</th> <th>計画期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夕張市全域</td> <td>製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業及び租税特別措置法施行規則第5条の13第8項第4号で定める事業</td> <td>令和3年4月1日～ 令和8年3月31日</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table>	産業振興促進区域	業種	計画期間	備考	夕張市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業及び租税特別措置法施行規則第5条の13第8項第4号で定める事業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	☐	(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種 <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業振興促進区域</th> <th>業種</th> <th>計画期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夕張市全域</td> <td>製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業及び租税特別措置法施行規則第5条の13第8項第4号で定める事業</td> <td>令和8年4月1日～ 令和13年3月31日</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table>	産業振興促進区域	業種	計画期間	備考	夕張市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業及び租税特別措置法施行規則第5条の13第8項第4号で定める事業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	☐	時点修正													
産業振興促進区域	業種	計画期間	備考																															
夕張市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業及び租税特別措置法施行規則第5条の13第8項第4号で定める事業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	☐																															
産業振興促進区域	業種	計画期間	備考																															
夕張市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業及び租税特別措置法施行規則第5条の13第8項第4号で定める事業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	☐																															
5. 交通施設の整備、 交通手段の確保 (1) 現況と課題点	22	3	①道路 本市の道路状況(実延長)は、高速自動車道17.0km、一般国道2路線49.8km、道道8路線70.7km、市道248路線189.9km、合計255路線、307.1kmとなっている。 道路整備状況のうち市道については、舗装率15.5%、改良率23.1%といずれも全道平均に比し、著しく低水準にある。 国道の舗装率については100%となっているものの、道道の舗装率は52.8%となっている。 また、本市と他市町村を結ぶ国道274号及び主要道路は、逐次整備されつつあるものの一部未整備部分があり、特に北海道横断自動車道(黒松内～根室・網走線)及び国道452号の全線開通がまたれるところである。 さらに市内幹線である道道夕張岩見沢線の拡幅と冬期間の交通確保が、地域経済の発展と産業の振興及び市民生活の向上安定のため、市道の改良舗装とあわせ必要とされているところである。(第1表 道路状況のとおり)	①道路 本市の道路状況(実延長)は、高速自動車道17.0km、一般国道2路線49.6km、道道8路線70.7km、市道249路線170.3km、合計258路線、307.6kmとなっている。 道路整備状況のうち市道については、舗装率15.5%、改良率23.1%といずれも全道平均に比し、著しく低水準にある。 国道の舗装率については100%となっているものの、道道の舗装率は52.8%となっている。 また、本市と他市町村を結ぶ国道274号及び主要道路は、逐次整備されつつあるものの一部未整備部分があり、特に北海道横断自動車道(黒松内～根室・網走線)及び国道452号の全線開通がまたれるところである。 さらに市の中心部である清水沢地区と栗山町・由仁町・長沼町を結ぶ道道夕張長沼線の開通が、本市が進めるコンパクトシティ構想において必要とされているところである。(第1表 道路状況のとおり)	時点修正																													
5. 交通施設の整備、 交通手段の確保 (1) 現況と課題点	22	22	②交通 本市の公共交通を取り巻く環境は依然として厳しさを増しているところだが、平成31年4月のJR夕張支線の廃線に伴い、市内南北軸を結び1日10往復運行する路線バスを中心に、公共交通空白地におけるデマンドバスの運行やタクシー乗車代金補助制度の導入等を行ったことで、現段階においては市内の交通体系は一定程度確立されたと言える。	②交通 本市の公共交通を取り巻く環境は依然として厳しさを増しているところだが、平成31年4月のJR夕張支線の廃線に伴い、市内南北軸を結び1日10往復運行する路線バスを中心に、公共交通空白地におけるデマンドバスの運行やタクシー乗車代金補助制度の導入等を行ったことで、現段階においては市内の交通体系は一定程度確立されたと言える。 また、令和5年度からは、市外路線バスの廃止に伴う市外線デマンド交通を運行し、市内から北広島市まで1日4往復運行している。	時点修正																													

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																																																																																																																																																												
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点	23		<p>第1表 道路状況 (令和2年4月1日)</p> <p>(単位:km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高速道</th> <th>国道</th> <th>道道</th> <th>市道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>246</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>市内延長(A)</td> <td>17.0</td> <td>49.6</td> <td>70.7</td> <td>169.9</td> <td>307.2</td> </tr> <tr> <td>舗装延長(B)</td> <td>17.0</td> <td>49.6</td> <td>37.2</td> <td>26.3</td> <td>130.1</td> </tr> <tr> <td>砂利道(C)</td> <td></td> <td></td> <td>33.6</td> <td>143.6</td> <td>177.2</td> </tr> <tr> <td>改良延長(D)</td> <td>17.0</td> <td>49.6</td> <td>37.2</td> <td>39.2</td> <td>143.0</td> </tr> <tr> <td>舗装率(B/A)%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>52.6%</td> <td>15.5%</td> <td>42.4%</td> </tr> <tr> <td>砂利道率(C/A)%</td> <td></td> <td></td> <td>47.5%</td> <td>84.5%</td> <td>57.7%</td> </tr> <tr> <td>改良率(D/A)%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>52.6%</td> <td>23.1%</td> <td>46.5%</td> </tr> <tr> <td>除雪延長(E)</td> <td>17.0</td> <td>49.6</td> <td>33.3</td> <td>146.9</td> <td>246.8</td> </tr> <tr> <td>除雪率(E/A)%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>47.1%</td> <td>86.5%</td> <td>80.3%</td> </tr> <tr> <td>自動車交通不能延長(F)</td> <td></td> <td></td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>交通不能率(F/A)%</td> <td></td> <td></td> <td>2.5%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夕張市土木水道課調</p>	区分	高速道	国道	道道	市道	合計	路線数	1	2	6	246	255	市内延長(A)	17.0	49.6	70.7	169.9	307.2	舗装延長(B)	17.0	49.6	37.2	26.3	130.1	砂利道(C)			33.6	143.6	177.2	改良延長(D)	17.0	49.6	37.2	39.2	143.0	舗装率(B/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	15.5%	42.4%	砂利道率(C/A)%			47.5%	84.5%	57.7%	改良率(D/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	23.1%	46.5%	除雪延長(E)	17.0	49.6	33.3	146.9	246.8	除雪率(E/A)%	100.0%	100.0%	47.1%	86.5%	80.3%	自動車交通不能延長(F)			1.8	2.0	3.8	交通不能率(F/A)%			2.5%	1.2%	1.2%	<p>第1表 道路状況 (令和7年4月1日)</p> <p>(単位:km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高速道</th> <th>国道</th> <th>道道</th> <th>市道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>249</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>市内延長(A)</td> <td>17.0</td> <td>49.6</td> <td>70.7</td> <td>170.3</td> <td>307.6</td> </tr> <tr> <td>舗装延長(B)</td> <td>17.0</td> <td>49.6</td> <td>37.2</td> <td>30.2</td> <td>134.0</td> </tr> <tr> <td>砂利道(C)</td> <td></td> <td></td> <td>33.6</td> <td>140.1</td> <td>173.7</td> </tr> <tr> <td>改良延長(D)</td> <td>17.0</td> <td>49.6</td> <td>37.2</td> <td>39.8</td> <td>143.6</td> </tr> <tr> <td>舗装率(B/A)%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>52.6%</td> <td>17.7%</td> <td>43.6%</td> </tr> <tr> <td>砂利道率(C/A)%</td> <td></td> <td></td> <td>47.5%</td> <td>82.3%</td> <td>56.5%</td> </tr> <tr> <td>改良率(D/A)%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>52.6%</td> <td>23.4%</td> <td>46.7%</td> </tr> <tr> <td>除雪延長(E)</td> <td>17.0</td> <td>49.6</td> <td>33.3</td> <td>137.3</td> <td>237.2</td> </tr> <tr> <td>除雪率(E/A)%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>47.1%</td> <td>80.6%</td> <td>77.1%</td> </tr> <tr> <td>自動車交通不能延長(F)</td> <td></td> <td></td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>交通不能率(F/A)%</td> <td></td> <td></td> <td>2.5%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夕張市土木課調</p>	区分	高速道	国道	道道	市道	合計	路線数	1	2	6	249	258	市内延長(A)	17.0	49.6	70.7	170.3	307.6	舗装延長(B)	17.0	49.6	37.2	30.2	134.0	砂利道(C)			33.6	140.1	173.7	改良延長(D)	17.0	49.6	37.2	39.8	143.6	舗装率(B/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	17.7%	43.6%	砂利道率(C/A)%			47.5%	82.3%	56.5%	改良率(D/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	23.4%	46.7%	除雪延長(E)	17.0	49.6	33.3	137.3	237.2	除雪率(E/A)%	100.0%	100.0%	47.1%	80.6%	77.1%	自動車交通不能延長(F)			1.8	2.0	3.8	交通不能率(F/A)%			2.5%	1.2%	1.2%	時点修正
区分	高速道	国道	道道	市道	合計																																																																																																																																																												
路線数	1	2	6	246	255																																																																																																																																																												
市内延長(A)	17.0	49.6	70.7	169.9	307.2																																																																																																																																																												
舗装延長(B)	17.0	49.6	37.2	26.3	130.1																																																																																																																																																												
砂利道(C)			33.6	143.6	177.2																																																																																																																																																												
改良延長(D)	17.0	49.6	37.2	39.2	143.0																																																																																																																																																												
舗装率(B/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	15.5%	42.4%																																																																																																																																																												
砂利道率(C/A)%			47.5%	84.5%	57.7%																																																																																																																																																												
改良率(D/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	23.1%	46.5%																																																																																																																																																												
除雪延長(E)	17.0	49.6	33.3	146.9	246.8																																																																																																																																																												
除雪率(E/A)%	100.0%	100.0%	47.1%	86.5%	80.3%																																																																																																																																																												
自動車交通不能延長(F)			1.8	2.0	3.8																																																																																																																																																												
交通不能率(F/A)%			2.5%	1.2%	1.2%																																																																																																																																																												
区分	高速道	国道	道道	市道	合計																																																																																																																																																												
路線数	1	2	6	249	258																																																																																																																																																												
市内延長(A)	17.0	49.6	70.7	170.3	307.6																																																																																																																																																												
舗装延長(B)	17.0	49.6	37.2	30.2	134.0																																																																																																																																																												
砂利道(C)			33.6	140.1	173.7																																																																																																																																																												
改良延長(D)	17.0	49.6	37.2	39.8	143.6																																																																																																																																																												
舗装率(B/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	17.7%	43.6%																																																																																																																																																												
砂利道率(C/A)%			47.5%	82.3%	56.5%																																																																																																																																																												
改良率(D/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	23.4%	46.7%																																																																																																																																																												
除雪延長(E)	17.0	49.6	33.3	137.3	237.2																																																																																																																																																												
除雪率(E/A)%	100.0%	100.0%	47.1%	80.6%	77.1%																																																																																																																																																												
自動車交通不能延長(F)			1.8	2.0	3.8																																																																																																																																																												
交通不能率(F/A)%			2.5%	1.2%	1.2%																																																																																																																																																												
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点	23		<p>第2表 橋梁状況 (令和2年4月1日)</p> <p>(単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高速道</th> <th>国道</th> <th>道道</th> <th>市道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋数</td> <td>12</td> <td>38</td> <td>26</td> <td>78</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>延長(A)</td> <td>1,854</td> <td>3,455</td> <td>1,343</td> <td>4,124</td> <td>10,776</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td rowspan="2">橋数</td> <td rowspan="2">延長</td> <td>永久橋(B)</td> <td>12</td> <td>38</td> <td>26</td> <td>78</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>1,854</td> <td>3,455</td> <td>1,343</td> <td>4,124</td> <td>10,776</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木橋</td> <td>橋数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>永久橋率(B/A)%</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夕張市土木水道課調</p>	区分	高速道	国道	道道	市道	合計	橋数	12	38	26	78	154	延長(A)	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776	内訳	橋数	延長	永久橋(B)	12	38	26	78	154	延長	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776	木橋	橋数					0	延長					0	永久橋率(B/A)%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	<p>第2表 橋梁状況 (令和7年4月1日)</p> <p>(単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高速道</th> <th>国道</th> <th>道道</th> <th>市道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋数</td> <td>12</td> <td>38</td> <td>26</td> <td>78</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>延長(A)</td> <td>1,854</td> <td>3,455</td> <td>1,343</td> <td>4,124</td> <td>10,776</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td rowspan="2">橋数</td> <td rowspan="2">延長</td> <td>永久橋(B)</td> <td>12</td> <td>38</td> <td>26</td> <td>78</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>1,854</td> <td>3,455</td> <td>1,343</td> <td>4,124</td> <td>10,776</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木橋</td> <td>橋数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>永久橋率(B/A)%</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夕張市土木課調</p>	区分	高速道	国道	道道	市道	合計	橋数	12	38	26	78	154	延長(A)	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776	内訳	橋数	延長	永久橋(B)	12	38	26	78	154	延長	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776	木橋	橋数					0	延長					0	永久橋率(B/A)%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	時点修正																																																				
区分	高速道	国道	道道	市道	合計																																																																																																																																																												
橋数	12	38	26	78	154																																																																																																																																																												
延長(A)	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776																																																																																																																																																												
内訳	橋数	延長	永久橋(B)	12	38	26	78	154																																																																																																																																																									
			延長	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776																																																																																																																																																									
木橋	橋数					0																																																																																																																																																											
	延長					0																																																																																																																																																											
永久橋率(B/A)%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																																																																																																																																												
区分	高速道	国道	道道	市道	合計																																																																																																																																																												
橋数	12	38	26	78	154																																																																																																																																																												
延長(A)	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776																																																																																																																																																												
内訳	橋数	延長	永久橋(B)	12	38	26	78	154																																																																																																																																																									
			延長	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776																																																																																																																																																									
木橋	橋数					0																																																																																																																																																											
	延長					0																																																																																																																																																											
永久橋率(B/A)%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																																																																																																																																												
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (2) その対策	24	2	<p>①道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般国道452号の整備促進を国へ要望する。</li> <li>○主要道道夕張岩見沢線の整備促進と冬期間の通年交通確保を道へ要望する。</li> <li>○主要道道夕張新得線、一般道道夕張長沼線の早期整備促進を要望する。</li> <li>○市道については、幹線道路及び生活道路の改良舗装率を高めるとともに、地域開発に応じた道路網の整備を促進する。</li> <li>○農林業の生産基盤を確立するため、基幹的な農道及び林道の整備を促進する。</li> <li>○交通安全対策として、歩道造成等安全施設の整備を促進する。</li> <li>○安全で円滑な冬期間の交通確保と歩行者の安全を図るため、除排雪体制の確立と除雪機械の整備を進める。</li> </ul>	<p>①道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般国道452号の整備促進を国へ要望する。</li> <li>○主要道道夕張新得線、一般道道夕張長沼線の早期整備促進を要望する。</li> <li>○市道については、幹線道路及び生活道路の改良舗装率を高めるとともに、地域開発に応じた道路網の整備を促進する。</li> <li>○農林業の生産基盤を確立するため、基幹的な農道及び林道の整備を促進する。</li> <li>○交通安全対策として、歩道造成等安全施設の整備を促進する。</li> <li>○安全で円滑な冬期間の交通確保と歩行者の安全を図るため、除排雪体制の確立と除雪機械の整備を進める。</li> </ul>	時点修正																																																																																																																																																												

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由						
5. 交通施設の整備、交通手段の確保(3) 計画	24		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>(6)自動車等</td> <td>&lt;地域公共交通対策事業&gt;</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>交通車両(順次更新)</td> <td></td> </tr> </table>	(6)自動車等	<地域公共交通対策事業>	市	自動車	交通車両(順次更新)		事業の追加 <(6)自動車等自動車>
(6)自動車等	<地域公共交通対策事業>	市									
自動車	交通車両(順次更新)										
6. 生活環境の整備(1) 現況と問題点	25	3	<p>①水道施設</p> <p>本市では、平成 20 年度より水道施設の運転維持管理等包括的民間委託を実施しており、<u>令和 3 年 3 月末現在の給水人口は 7,264 人である。</u></p> <p><u>令和 3 年度現在では、炭鉱閉山地域の整備及び農業地域等の整備も完了し、さらに、簡易水道を上水道に統合し効率的な給水系統の改善を図り</u>水道普及率は 99.5%と<u>全国平均を上回る値</u>となっている。</p> <p>今後は、安全で安定した水道水を供給するため、将来の人口規模や社会基盤を想定して、運営体制の効率化を図り、計画的に施設更新を進めて行く。</p>	<p>①上水道施設</p> <p>本市では、<u>旭町と清水沢にあるダムを水源とし、大きく 2 つの系統で水道水の供給を行ってきたが、平成 24 年度より水道施設の運転維持管理等包括的民間委託 (PFI 事業) を実施、効率的な配水体制を構築</u>しており、水道普及率は、<u>令和 6 年度現在、99.5%となっている。</u></p> <p>今後は、安全で安定した水道水を供給するため、将来の人口規模や社会基盤を想定して、運営体制の効率化を図り、計画的に施設更新を<u>進める必要がある。</u></p>	文言修正						
6. 生活環境の整備(1) 現況と問題点	25	10	<p>②公共下水道事業</p> <p>本市の下水道については、山峡沿いの広範な地域に集落が散在するという特殊な都市形態のため、施設の有機的構成が極めて困難な条件にあり、公共下水道の設置が北海道内でも遅れている状況である。今後は、施設の維持管理については長期的な計画を策定し、部分取替え等経費削減に努めて進めていく。</p>	<p>②公共下水道事業</p> <p>本市の下水道は、<u>平成元年に下水道整備を開始し、平和以北を処理区域として平成 7 年度から供用を開始しているが、人口減少により処理人口の増加が見込めない状況にある。平成 20 年度から施設の運転・維持管理を包括的に民間委託し、経営健全化に取り組んでいるが、今後も施設の長寿命化を図るなど経費削減に努めていく必要がある。</u></p>	文言修正						
6. 生活環境の整備(1) 現況と問題点	26	21	<p>市としては、公衆衛生対策のため市営浴場を設置し、平成 9 年度には市営共同浴場は 8 か所に増えたが、その後、シュエパロダム建設や住宅建設に伴う住民集団移転等のため、2 か所を廃止した。平成 19 年度、地域の利用状況等から 2 か所廃止、さらに<u>平成 27 年度には住宅再編事業の推進により 1 か所を廃止したことから、令和 3 年度現在 3 施設となっている。</u></p>	<p>市としては、公衆衛生対策のため市営浴場を設置し、平成 9 年度には市営共同浴場は 8 か所に増えたが、その後、シュエパロダム建設や住宅建設に伴う住民集団移転等のため、2 か所を廃止した。平成 19 年度、地域の利用状況等から 2 か所廃止、さらに住宅再編事業の推進により<u>平成 27 年度及び令和 7 年度にそれぞれ 1 か所を廃止したことから、現在 2 施設となっている。</u></p>	時点修正						
6. 生活環境の整備(1) 現況と問題点	26	32	<p>(エ) 葬斎苑</p> <p>市内唯一の火葬場である葬斎苑は、建築後 47 年経過しており、老朽化が進行している。3 基ある火葬炉については、準用財政再建団体となる以前は定期的に整備していたが、令和 3 年度現在は予算計上しておらず、定期的な整備ができていない状況にある。</p>	<p>(エ) 葬斎苑</p> <p>市内唯一の火葬場である葬斎苑は、建築後 <u>57 年経過</u>しており、老朽化が進行している。3 基ある火葬炉については、<u>火葬炉の定期整備計画を策定し運用している。</u></p>	時点修正						
6. 生活環境の整備(1) 現況と問題点	27	7	<p>⑥消防施設及び救急体制</p> <p>本市の消防現有勢力は、令和 3 年 4 月 1 日現在、消防職員 41 名、消防団員 181 名、消防ポンプ自動車 11 台、防火水槽 134 基、消火栓 210 基、無線基地局 3 基、救急車 2 台を保有しており、国の基準に基づく充足率は、動力消防ポンプ 100%、消防水利 75%、救急車 100%である。</p>	<p>⑥消防施設及び救急体制</p> <p>本市の消防現有勢力は、令和 <u>7 年 4 月 1 日</u>現在、消防職員 <u>37 名(定数 41 名)</u>、消防団員 <u>132 名</u>、消防ポンプ自動車 11 台、防火水槽 134 基、消火栓 210 基、無線基地局 3 基、救急車 2 台を保有しており、国の基準に基づく充足率は、動力消防ポンプ 100%、消防水利 75%、救急車 100%である。</p>	時点修正						
6. 生活環境の整備(1) 現況と問題点	27	30	<p>⑦住宅</p> <p>夕張市は急激な人口減少により、市営住宅が過剰となり、管理戸数 3,172 戸に対して、入居は 1,489 戸、入居率は 43% (令和 3 年 9 月現在) と年々低下している。また、その多くが浴室も無く老朽化した不良住宅となり、入居者の居住環境や地域の住環境を悪化させているとともに、維持管理費の増加を招き、市の行財政に大きな負担となっている。</p> <p><u>市営住宅再編事業では、適正な戸数に集約し維持管理の財政負担を軽減しつつ、安全で安心して暮らせるように老朽住宅の住環境の改善を進め、さらに、高齢者向けや子育て支援住宅の整備によりコミュニティの再生等市営住宅本来の役割が果たせる住環境づくりが必要である。</u></p> <p><u>一方、極端に少ない民間賃貸住宅や高齢者向け住宅の建設促進を進める必要があり、公共から民間へ移行するため、市有地の積極的な活用を進める必要がある。</u></p>	<p>⑦住宅</p> <p><u>本市の市営住宅は、広域分散した市街地に配置されているため、その集約が課題となっている。また、急激な人口減少に伴い市営住宅の保有量が過剰となっており、令和 7 年 4 月現在の管理戸数 2,980 戸に対して入居は 1,083 戸、入居率は 36.8%と低水準である。</u></p> <p>さらに、多くの住宅は老朽化が著しく、維持管理費の抑制や居住環境の改善が急務であるとともに、入居者の減少により空き住宅 (空き棟棟住戸数) も増加し、その除却費用が財政上、大きな負担となっている。</p> <p>加えて、市営住宅の数と比較し、民間賃貸住宅や戸建て住宅が極端に少ないことで、多様な居住のニーズへの対応が困難となっている。</p>	時点修正						

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																																								
6. 生活環境の整備 (1) 現況と問題点	28	1	⑩不用公共施設の除却 市内には、炭鉱の閉山に伴い北炭から市が引き継いだ建物や、市の公共施設として使われていた施設が廃止された後にそのまま放置され、令和 3 年度現在では使用されていない老朽施設が数多く存在している。	⑩不用公共施設の除却 市内には、炭鉱の閉山に伴い北炭から市が引き継いだ建物や、市の公共施設として使われていた施設が廃止された後にそのまま放置され、令和 7 年度現在では使用されていない老朽施設が数多く存在している。	時点修正																																								
6. 生活環境の整備 (2) その対策	28	10	①水道施設 ○浄水場・送配水施設等の改良や維持管理等について引き続き民間活力との連携を図る。	①水道施設 ○浄水場・送配水施設等の維持管理等については引き続き PFI 事業を活用して効率的な配水体制を維持する。また、施設の老朽化対策については、今後、施設の廃止やダウンサイジングなど効率的な更新を検討する。	文言修正																																								
6. 生活環境の整備 (2) その対策	28	15	②公共下水道施設 ○長寿命化支援制度の活用により、施設の維持管理を図る。	②公共下水道施設 ○処理場・マンホールポンプなど下水道施設の延命化を図る。	文言修正																																								
6. 生活環境の整備 (2) その対策	28	33	⑥消防施設及び救急体制 ○老朽化している消防団拠点施設を含む現有施設の維持並びに消防ポンプ自動車、資機材等の更新を図る。	⑥消防施設及び救急体制 ○老朽化している消防団拠点施設を含む現有施設の維持及び除去並びに消防ポンプ自動車、資機材等の更新を図る。	文言修正																																								
6. 生活環境の整備 (2) その対策	28	38	⑦住宅 ○市営住宅再編事業を推進し、公営住宅の建替え、維持保全が可能な住宅の改善工事、老朽危険住宅の除却を行う。 ○民間賃貸住宅や高齢者向け住宅の建設促進を図る。 ○子育て世帯向けの住宅取得やリフォームに係る支援を行う。	⑦住宅 市内の住環境が抱える課題に対応するため、以下の取組を計画的に推進する。 ○地域の持続可能性を高めるため、主要な都市骨格軸から離れて分散して居住する市営住宅入居者に対し、生活利便性の高い拠点地区への移転等を進め、市営住宅の管理戸数の適正化を図り、居住環境の改善を目指す。 ○多様な居住ニーズに対応するため、住宅の取得やリフォーム等に対する支援制度の充実を図るほか、移住者や子育て世代等の定住促進に資する住宅整備を進めるとともに、民間事業者の多様な住宅供給を促すため、既存ストック等の有効活用を視野に入れた官民連携による住環境整備を目指す。 ○住宅除却や移転等により生じた跡地（市営住宅の除却跡地等）については、活用を推進することで、地域全体の維持管理コスト及び財政負担の軽減を目指す。	時点修正																																								
6. 生活環境の整備 (2) その対策	29	11	⑩不用公共施設の除却 ○公共並びに民間建築物の耐震化を図るため、計画的な耐震対策を実施する。 ○市民生活に影響の出る倒壊の危険性の高い建物の計画的な解体をとり進める。	⑩不用公共施設の除却 ○市民生活に影響の出る倒壊の危険性の高い建物の計画的な解体をとり進める。	内容の見直し																																								
6. 生活環境の整備 (3) 計画	29		<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">5 生活環境の整備</td> <td rowspan="4">(1) 水道施設 上水道</td> <td>&lt;配水施設整備&gt; 配水管改良 ポンプ場・配水池改良</td> <td>市</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>&lt;水道 PFI 事業&gt; 浄水場・ポンプ場・配水池等の運転維持管理、 給水装置管理、メータ検針、窓口業務等</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>&lt;水道メータ更新&gt; 水道メータ更新事業</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>&lt;公共下水道(カマシ)支援制度事業&gt; 随北地区 処理場・マンホールポンプ施設維持管理</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>&lt;合併処理浄化槽設置整備&gt; 設置補助・普及事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	<配水施設整備> 配水管改良 ポンプ場・配水池改良	市		<水道 PFI 事業> 浄水場・ポンプ場・配水池等の運転維持管理、 給水装置管理、メータ検針、窓口業務等	市	<水道メータ更新> 水道メータ更新事業	市	<公共下水道(カマシ)支援制度事業> 随北地区 処理場・マンホールポンプ施設維持管理	市	その他	<合併処理浄化槽設置整備> 設置補助・普及事業	市		<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">5 生活環境の整備</td> <td rowspan="4">(1) 水道施設 上水道</td> <td>&lt;配水施設整備&gt; 配水管改良 ポンプ場・配水池改良</td> <td>市</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>&lt;水道 PFI 事業&gt; 浄水場・ポンプ場・配水池等の運転維持管理、 給水装置管理、メータ検針、窓口業務等</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>&lt;水道メータ更新&gt; 水道メータ更新事業</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>&lt;施設整備事業&gt; 処理場・マンホールポンプ改良</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>&lt;合併処理浄化槽設置整備&gt; 設置補助・普及事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	<配水施設整備> 配水管改良 ポンプ場・配水池改良	市		<水道 PFI 事業> 浄水場・ポンプ場・配水池等の運転維持管理、 給水装置管理、メータ検針、窓口業務等	市	<水道メータ更新> 水道メータ更新事業	市	<施設整備事業> 処理場・マンホールポンプ改良	市	その他	<合併処理浄化槽設置整備> 設置補助・普及事業	市		文言修正と事業の見直し < (1) 水道施設 上水道 (2) 下水処理施設 公共下水道 >
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																									
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	<配水施設整備> 配水管改良 ポンプ場・配水池改良	市																																										
		<水道 PFI 事業> 浄水場・ポンプ場・配水池等の運転維持管理、 給水装置管理、メータ検針、窓口業務等	市																																										
		<水道メータ更新> 水道メータ更新事業	市																																										
		<公共下水道(カマシ)支援制度事業> 随北地区 処理場・マンホールポンプ施設維持管理	市																																										
その他	<合併処理浄化槽設置整備> 設置補助・普及事業	市																																											
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																								
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	<配水施設整備> 配水管改良 ポンプ場・配水池改良	市																																										
		<水道 PFI 事業> 浄水場・ポンプ場・配水池等の運転維持管理、 給水装置管理、メータ検針、窓口業務等	市																																										
		<水道メータ更新> 水道メータ更新事業	市																																										
		<施設整備事業> 処理場・マンホールポンプ改良	市																																										
その他	<合併処理浄化槽設置整備> 設置補助・普及事業	市																																											

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																								
6. 生活環境の整備 (3) 計画	29		<table border="1"> <tr> <td>(5) 消防施設<sup>4)</sup></td> <td>&lt;消防ポンプ自動車整備 (CD-I型)&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;災害救助資機材整備&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防救助資機材他<sup>4)</sup></td> <td></td> </tr> </table>	(5) 消防施設 <sup>4)</sup>	<消防ポンプ自動車整備 (CD-I型)> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		<災害救助資機材整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		消防救助資機材他 <sup>4)</sup>		<table border="1"> <tr> <td>(5) 消防施設<sup>4)</sup></td> <td>消防ポンプ自動車整備 (水II型)<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;災害救助資機材整備&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防救助資機材他<sup>4)</sup></td> <td></td> </tr> </table>	(5) 消防施設 <sup>4)</sup>	消防ポンプ自動車整備 (水II型) <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		<災害救助資機材整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		消防救助資機材他 <sup>4)</sup>		事業の見直し < (5) 消防施設 >						
(5) 消防施設 <sup>4)</sup>	<消防ポンプ自動車整備 (CD-I型)> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	<災害救助資機材整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	消防救助資機材他 <sup>4)</sup>																												
(5) 消防施設 <sup>4)</sup>	消防ポンプ自動車整備 (水II型) <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	<災害救助資機材整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	消防救助資機材他 <sup>4)</sup>																												
6. 生活環境の整備 (3) 計画	30		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>&lt;資機材搬送車整備&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;指揮車整備&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> </table>		<資機材搬送車整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		<指揮車整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<削除>	事業の削除 < (5) 消防施設 >																		
	<資機材搬送車整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	<指揮車整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
6. 生活環境の整備 (3) 計画	30		<追加>	<table border="1"> <tr><td>&lt;指揮広報車整備&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;ゴムボート整備&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;屋上防水改修工事&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;消防庁舎ボイラー等取替工事&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;庁舎LED化工事&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;中央末広分団話所建設及び無線局移転整備&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;指令台更新及び無線局整備&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;旧分団話所撤去&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;救急救命士養成&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;屈折はしご車整備&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;防火水槽改修&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> <tr><td>&lt;アラート整備&gt;<sup>4)</sup></td><td>市<sup>4)</sup></td></tr> </table>	<指揮広報車整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<ゴムボート整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<屋上防水改修工事> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<消防庁舎ボイラー等取替工事> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<庁舎LED化工事> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<中央末広分団話所建設及び無線局移転整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<指令台更新及び無線局整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<旧分団話所撤去> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<救急救命士養成> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<屈折はしご車整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<防火水槽改修> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	<アラート整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	事業の追加 < (5) 消防施設 >
<指揮広報車整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<ゴムボート整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<屋上防水改修工事> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<消防庁舎ボイラー等取替工事> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<庁舎LED化工事> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<中央末広分団話所建設及び無線局移転整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<指令台更新及び無線局整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<旧分団話所撤去> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<救急救命士養成> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<屈折はしご車整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<防火水槽改修> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
<アラート整備> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																												
6. 生活環境の整備 (3) 計画	31		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>&lt;民間賃貸住宅建設促進事業&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>若年層・女性向け民間賃貸住宅を創出するため、建設事業者への補助を行う。<sup>4)</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;子育て世帯向け住宅取得・リフォーム支援事業&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>子育て世帯を支援するため、住宅取得やリフォームに係る費用の補助を行う。<sup>4)</sup></td> <td></td> </tr> </table>		<民間賃貸住宅建設促進事業> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		若年層・女性向け民間賃貸住宅を創出するため、建設事業者への補助を行う。 <sup>4)</sup>			<子育て世帯向け住宅取得・リフォーム支援事業> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		子育て世帯を支援するため、住宅取得やリフォームに係る費用の補助を行う。 <sup>4)</sup>		<削除>	事業の削除 < (7) 過疎地域持続的発展特別事業生活 >												
	<民間賃貸住宅建設促進事業> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	若年層・女性向け民間賃貸住宅を創出するため、建設事業者への補助を行う。 <sup>4)</sup>																												
	<子育て世帯向け住宅取得・リフォーム支援事業> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	子育て世帯を支援するため、住宅取得やリフォームに係る費用の補助を行う。 <sup>4)</sup>																												
6. 生活環境の整備 (3) 計画	31		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>6 生活環境の整備<sup>4)</sup></td> <td>(7) 過疎地域持続的発展特別事業<sup>4)</sup> 生活<sup>4)</sup></td> <td>&lt;居住環境創出促進事業&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> <td rowspan="2">当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、安心して暮らせる環境づくりを目指し、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。<sup>4)</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>&lt;住宅取得・リフォーム支援事業&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>移住・定住促進と住環境の向上を図るため、持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。<sup>4)</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	6 生活環境の整備 <sup>4)</sup>	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 <sup>4)</sup> 生活 <sup>4)</sup>	<居住環境創出促進事業> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 <sup>4)</sup>			多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、安心して暮らせる環境づくりを目指し、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。 <sup>4)</sup>				<住宅取得・リフォーム支援事業> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>				移住・定住促進と住環境の向上を図るため、持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。 <sup>4)</sup>			事業の追加 < (7) 過疎地域持続的発展特別事業生活 >					
6 生活環境の整備 <sup>4)</sup>	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 <sup>4)</sup> 生活 <sup>4)</sup>	<居住環境創出促進事業> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 <sup>4)</sup>																									
		多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、安心して暮らせる環境づくりを目指し、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。 <sup>4)</sup>																											
		<住宅取得・リフォーム支援事業> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																										
		移住・定住促進と住環境の向上を図るため、持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。 <sup>4)</sup>																											
6. 生活環境の整備 (3) 計画	31		<table border="1"> <tr> <td>6 生活環境の整備<sup>4)</sup></td> <td>(7) 過疎地域持続的発展特別事業<sup>4)</sup> 環境<sup>4)</sup></td> <td>&lt;共同浴場管理業務&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2か所の共同浴場の維持管理を行う。<sup>4)</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	6 生活環境の整備 <sup>4)</sup>	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 <sup>4)</sup> 環境 <sup>4)</sup>	<共同浴場管理業務> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は			浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2か所の共同浴場の維持管理を行う。 <sup>4)</sup>			<table border="1"> <tr> <td>環境<sup>4)</sup></td> <td>&lt;共同浴場管理業務&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2か所の共同浴場の維持管理を行う。<sup>4)</sup></td> <td></td> </tr> </table>	環境 <sup>4)</sup>	<共同浴場管理業務> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2か所の共同浴場の維持管理を行う。 <sup>4)</sup>		時点修正 < (7) 過疎地域持続的発展特別事業環境 >								
6 生活環境の整備 <sup>4)</sup>	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 <sup>4)</sup> 環境 <sup>4)</sup>	<共同浴場管理業務> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は																									
		浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2か所の共同浴場の維持管理を行う。 <sup>4)</sup>																											
環境 <sup>4)</sup>	<共同浴場管理業務> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2か所の共同浴場の維持管理を行う。 <sup>4)</sup>																												
6. 生活環境の整備 (3) 計画	32		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>&lt;炭鉄港推進協議会負担金&gt;<sup>4)</sup></td> <td>市<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、協議会へ負担する。<sup>4)</sup></td> <td></td> </tr> </table>		<炭鉄港推進協議会負担金> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>		日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、協議会へ負担する。 <sup>4)</sup>		<削除>	事業の削除 < (7) 過疎地域持続的発展特別事業その他 >																		
	<炭鉄港推進協議会負担金> <sup>4)</sup>	市 <sup>4)</sup>																											
	日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、協議会へ負担する。 <sup>4)</sup>																												

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点	33	9	<p>本市は、人口減少に伴う子どもの減少に対応し、保育所の一部統廃合を以前より行っており、令和3年4月には、認可保育所や幼稚園の施設の老朽化、職員の人員配置等の課題を解消すべく、保育所1園と幼稚園を統合再編し、認定こども園「ゆうばり丘の上こども園」を開設した。令和3年4月1日現在は、認定こども園1園、認可保育所2園、認可外保育施設1園が設置されており、入所児童数は104名（うち認可外9名）である。</p> <p>なお、今後も少子化が進行すると予想され、令和3年4月1日現在2園ある認可保育所についても認定こども園への統廃合に向けた検討等の見直しが必要である。</p> <p>児童遊園（既存施設5か所）については、老朽化が進んでおり、今後も危険防止の観点から整備を図らなければならない状況にある。人口減少や少子化に伴い、子どもの遊び場等を含め全所的に施設の見直しを行い、世代間で利用できるような整備充実を図る必要がある。</p> <p>また、下校後の子どもの居場所がなく、交流を育めないことが課題となっており、安心安全に過ごせる子どもの居場所づくりが必要となっている。</p> <p>ひとり親世帯は、生計維持と子育ての2つの役割を1人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが多く、こうしたことに対する相談機能の強化の他、母子家庭の経済的な自立を促進するための就労支援策の充実等が必要である。</p> <p>これら課題に対処するため、令和2年3月には「第2期夕張市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。</p>	<p>本市は、人口減少に伴う子どもの減少に対応し、保育所の一部統廃合を以前より行っており、令和3年4月には、認可保育所や幼稚園の施設の老朽化、職員の人員配置等の課題を解消すべく、保育所1園と幼稚園を統合再編し、認定こども園「ゆうばり丘の上こども園」を開設した。令和7年4月1日現在は、認定こども園1園、認可保育所1園、認可外保育施設1園が設置されており、入所児童数は69名（うち認可外6名）である。</p> <p>なお、今後も少子化が進行すると予想され、令和7年4月1日現在1園ある認可保育所についても認定こども園への統廃合に向けた検討等の見直しが必要である。</p> <p>児童遊園（既存施設5か所）については、老朽化が進んでおり、今後も危険防止の観点から整備を図らなければならない状況にある。人口減少や少子化に伴い、子どもの遊び場等を含め全所的に施設の見直しを行い、世代間で利用できるような整備充実を図る必要がある。</p> <p>また、<b>拠点複合施設「りすた1」における子どもの居場所づくりについては、今後継続的に実施していくために更なる環境整備が必要である。</b></p> <p>ひとり親世帯は、生計維持と子育ての2つの役割を1人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが多く、こうしたことに対する相談機能の強化の他、母子家庭の経済的な自立を促進するための就労支援策の充実等が必要である。</p> <p>これら課題に対処するため、令和7年3月には「第3期夕張市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。</p>	時点修正
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点	33	27	<p>◎高齢者福祉</p> <p>本市は炭鉱の閉山による幼年、生産年齢人口の大幅な減少に伴い、令和3年1月1日現在人口に占める65歳以上の高齢者比率は52.8%の高率を示しており、全道平均の32.1%を大きく上回り、全道の市町村の中で最も高い割合となっている。</p> <p>今後着実に進行する高齢化社会に対応する高齢者福祉対策は重要な課題であり、今後ますます多様化する福祉ニーズに対し、保健・福祉・教育・雇用・住宅・いきがい等広範にわたって総合的な施策を展開する必要がある。</p> <p>これら施策に対処するため、令和3年3月には「夕張市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。</p>	<p>◎高齢者福祉</p> <p>本市は炭鉱の閉山による幼年、生産年齢人口の大幅な減少に伴い、令和7年1月1日現在人口に占める65歳以上の高齢者比率は54.1%の高率を示しており、全道平均の33.4%を大きく上回り、全道の市町村の中で2番目に高い割合となっている。</p> <p>今後着実に進行する高齢化社会に対応する高齢者福祉対策は重要な課題であり、今後ますます多様化する福祉ニーズに対し、保健・福祉・教育・雇用・住宅・いきがい等広範にわたって総合的な施策を展開する必要がある。</p> <p>これら施策に対処するため、令和6年3月には「夕張市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。</p>	時点修正
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点	34	3	<p>これら施策に対処するため、令和3年3月には「第3次夕張市障がい者計画・第6期夕張市障がい福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。</p>	<p>これら施策に対処するため、令和6年3月には「第3次夕張市障がい者計画・第2期夕張市障がい福祉計画・第3期夕張市障がい児福祉計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。</p>	時点修正
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点	34	20	<p>特に老人クラブや町内会等住民組織の自主的な活動が公的なサービスを補完する役割を果たしており、これらが弱体化することは、高齢者の福祉・保健・介護を推進する上で、抜本的な見直しが必要である。</p> <p>今後更なる高齢化を見据え、自助・互助・共助・公助を基本としながら、高齢者が地域社会とのつながりを持ち続け、結果として疾病・介護予防が図られるように高齢者に対する保健事業と介護予防事業との一体的な支援体制づくりが求められている。</p>	<p><b>特に公的なサービスを補完する役割を果たしてきた老人クラブや町内会等住民組織の数も減ってきていることから、</b>高齢者の福祉・保健・介護を推進する上で、抜本的な見直しが必要である。</p> <p>今後更なる高齢化を見据え、自助・互助・共助・公助を基本としながら、高齢者が地域社会とのつながりを持ち続け、<b>できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される支援体制づくりが求められている。</b></p>	時点修正

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由								
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (2) その対策	34	30	①児童福祉 ○令和3年4月に子育て支援の機能として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、 <u>保健と福祉の連携を図り、認定こども園や保育所とともに</u> 子どもの保育と発達支援・相談・援助の促進を図る。	①児童福祉 ○令和3年4月に子育て支援の機能として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもの保育と発達支援・相談・援助の促進を <u>図ってきたが、保健と福祉の両機能が一体的に相談支援を行うため令和3年度以降に組織を見直し、「こども家庭センター」を設置する。</u>	「こども家庭センター」の追加								
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (2) その対策	35	12	○認定こども園を活用した育児教室の開催、園庭開放等、子育て支援の充実を図る。また、施設を利用していない世帯の子どもの一時的な預かり事業を認可保育所とともに継続して行う。	○認定こども園を活用した育児教室の開催、園庭開放等、子育て支援の充実を図る。また、施設を利用していない世帯の子どもの一時的な預かり事業を <u>認定こども園及び</u> 認可保育所とともに継続して行う。	文言修正								
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (2) その対策	35	18	②高齢者福祉 ○高齢者の各種福祉サービスと健康保持、学習、交流等の充実促進を図る。 ○介護保険制度による、介護予防及び健康づくり施策の充実・推進を図る。 <u>○シルバー人材センターの会員増加及び仕事受注量増加を図るため、市民啓発及び職場開拓の促進を図る。</u> ○体力的・経済的に除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等に、安心して生活を営むことができるように、 <u>除雪ヘルパーを派遣し、福祉除雪の支援</u> を図る。 ○社会福祉協議会との連携の強化及び住民ボランティア等地域活動との連携の充実を図る。 ○ひとり暮らしの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システムの整備を図る。 ○高齢者の閉じこもり防止、社会参加を促進するため、高齢者のバス料金の軽減を図る。 ○老人福祉会館を拠点とし、高齢者の社会参加、生きがい及び健康増進を図る。 <u>○現に住んでいる住宅で日常生活が困難な高齢者に、管理人のいるシルバー専用住宅を提供し、生活の安全を図る。</u> ○地域福祉の活動の場となっているふれあいサロンとの連携を強化し、ふれあいサロンに行政窓口機能を設置して、高齢者等地域住民の利便性の向上と福祉の増進を図る。 ○地域住民が主体的に高齢者や障がい者の見守りや支え合い等の福祉活動に参加することで、生きがいや社会的役割を持ち、住民が気軽に集うことができる地域サロン活動等に対し、助成を行い、福祉活動の推進を図る。	②高齢者福祉 ○高齢者の各種福祉サービスと健康保持、学習、交流等の充実促進を図る。 ○介護保険制度による、介護予防及び健康づくり施策の充実・推進を図る。 ○体力的・経済的に除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等に、安心して生活を営むことができるように、福祉除雪の支援を図る。 ○社会福祉協議会との連携の強化及び住民ボランティア等地域活動との連携の充実を図る。 ○ひとり暮らしの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システムの整備を図る。 ○高齢者の閉じこもり防止、社会参加を促進するため、高齢者のバス料金の軽減を図る。 ○老人福祉会館を拠点とし、高齢者の社会参加、生きがい及び健康増進を図る。 ○地域福祉の活動の場となっているふれあいサロンとの連携を強化し、ふれあいサロンに行政窓口機能を設置して、高齢者等地域住民の利便性の向上と福祉の増進を図る。 ○地域住民が主体的に高齢者や障がい者の見守りや支え合い等の福祉活動に参加することで、生きがいや社会的役割を持ち、住民が気軽に集うことができる地域サロン活動等に対し、助成を行い、福祉活動の推進を図る。	時点修正								
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (2) その対策	36	2	○市内に人工透析を実施する医療機関がなくなったため、市外への通院を余儀なくされたじん臓機能障がい者について、公共交通機関等を利用して通院することが困難な患者に通院手段を確保し、その負担軽減を図る。	○ <u>夕張市立病院の廃止により、透析治療のため市外に通院している患者のうち、公共交通機関等の利用が困難な患者への通院支援を行う。</u>	時点修正								
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画	37		<table border="1"> <tr> <td>び福祉の向上及び増進</td> <td> <p>&lt;保育協会運営費補助&gt; 認定こども園及び市内2か所の保育園の運営を継続させ、未就学児童を持つ親子子どもを預ける場の確保を図る。</p> </td> <td>市</td> <td> <p>のであり、その効果は将来に及ぶものである。</p> </td> </tr> </table>	び福祉の向上及び増進	<p>&lt;保育協会運営費補助&gt; 認定こども園及び市内2か所の保育園の運営を継続させ、未就学児童を持つ親子子どもを預ける場の確保を図る。</p>	市	<p>のであり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	<table border="1"> <tr> <td>び福祉の向上及び増進</td> <td> <p>&lt;保育協会運営費補助&gt; 認定こども園及び市内1か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親子子どもを預ける場の確保を図る。</p> </td> <td>市</td> <td> <p>のであり、その効果は将来に及ぶものである。</p> </td> </tr> </table>	び福祉の向上及び増進	<p>&lt;保育協会運営費補助&gt; 認定こども園及び市内1か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親子子どもを預ける場の確保を図る。</p>	市	<p>のであり、その効果は将来に及ぶものである。</p>	<p>時点修正及び文言修正 &lt;(8) 過疎地域持続的発展特別事業児童福祉&gt;</p>
び福祉の向上及び増進	<p>&lt;保育協会運営費補助&gt; 認定こども園及び市内2か所の保育園の運営を継続させ、未就学児童を持つ親子子どもを預ける場の確保を図る。</p>	市	<p>のであり、その効果は将来に及ぶものである。</p>										
び福祉の向上及び増進	<p>&lt;保育協会運営費補助&gt; 認定こども園及び市内1か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親子子どもを預ける場の確保を図る。</p>	市	<p>のであり、その効果は将来に及ぶものである。</p>										

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由										
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画	37		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>&lt;こども家庭センターの活動&gt; 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての好産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。</td> <td>市</td> </tr> </table>	<こども家庭センターの活動> 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての好産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。	市	事業の追加 < (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 >								
<こども家庭センターの活動> 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての好産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。	市														
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画	38		<table border="1"> <tr> <td>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td> <td>(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>&lt;シルバー専用住宅管理&gt; 住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>&lt;高齢者能力活用事業&gt; 高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う他、除雪困難な家庭への除雪委託を行う。</td> <td>市</td> </tr> </table> </td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </table>	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<table border="1"> <tr> <td>&lt;シルバー専用住宅管理&gt; 住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>&lt;高齢者能力活用事業&gt; 高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う他、除雪困難な家庭への除雪委託を行う。</td> <td>市</td> </tr> </table>	<シルバー専用住宅管理> 住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。	市	<高齢者能力活用事業> 高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う他、除雪困難な家庭への除雪委託を行う。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。	<削除>	事業の削除 < (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 >		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<table border="1"> <tr> <td>&lt;シルバー専用住宅管理&gt; 住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>&lt;高齢者能力活用事業&gt; 高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う他、除雪困難な家庭への除雪委託を行う。</td> <td>市</td> </tr> </table>	<シルバー専用住宅管理> 住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。	市	<高齢者能力活用事業> 高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う他、除雪困難な家庭への除雪委託を行う。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。								
<シルバー専用住宅管理> 住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。	市														
<高齢者能力活用事業> 高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う他、除雪困難な家庭への除雪委託を行う。	市														
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画	38		<table border="1"> <tr> <td>&lt;障がい児保育&gt; 特別児童扶養手当受給者の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が保育園に入所した際、保育協会へ補助を行う。</td> <td>市</td> </tr> </table>	<障がい児保育> 特別児童扶養手当受給者の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が保育園に入所した際、保育協会へ補助を行う。	市	<table border="1"> <tr> <td>&lt;障がい児保育&gt; 特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。</td> <td>市</td> </tr> </table>	<障がい児保育> 特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。	市	文言修正 < (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 >						
<障がい児保育> 特別児童扶養手当受給者の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が保育園に入所した際、保育協会へ補助を行う。	市														
<障がい児保育> 特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。	市														
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画	38		<table border="1"> <tr> <td>&lt;介護医療院の整備&gt;</td> <td>市</td> </tr> </table>	<介護医療院の整備>	市	<削除>	事業の削除 < (9) その他 >								
<介護医療院の整備>	市														
8. 医療の確保 (1) 現況と問題点	39	8	令和3年4月現在の市立診療所は、地理的に利便性が悪く、施設の老朽化が著しい。また、初期救急医療体制が脆弱であることから、地域医療の中核を担う施設として、市立診療所の医療提供体制・設備の充実と移転改築が必要である。また、それまでの間、施設老朽化への対応も課題である。	施設の老朽化が著しいことなどから、市立診療所は、令和5年9月に移転改築をしている。地域医療の中核を担う施設として、限られた医療資源を有効に活用しながら、持続可能な医療提供体制を維持していく必要がある。	時点修正										
8. 医療の確保 (2) その対策	39	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立診療所の診療体制を充実させるために、引き続きへき地診療所の認定を受け、社会医療法人等からの支援を受ける。</li> <li>市立診療所の移転改築・設備の充実に向けた取組を進める。それまでの間は、施設の老朽化に対応する。</li> <li>市立診療所の医療従事者等を確保するため、総合的な政策の中で住宅の整備を取り進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立診療所の診療体制を充実させるために、引き続きへき地診療所の認定を受け、社会医療法人等からの支援を受ける。</li> <li>市立診療所の医療従事者等を確保するため、総合的な政策の中で住宅の整備を取り進める。</li> </ul>	時点修正										
8. 医療の確保 (3) 計画	39		<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 医療の確保</td> <td>(1) 診療施設 診療所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立診療所改築</li> <li>市立診療所及び介護老人保健施設の改築</li> <li>市立診療所設備更新</li> <li>老朽化した市立診療所設備の更新</li> </ul> </td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立診療所改築</li> <li>市立診療所及び介護老人保健施設の改築</li> <li>市立診療所設備更新</li> <li>老朽化した市立診療所設備の更新</li> </ul>	市		<削除>	事業削除 < (1) 診療施設 診療所 >
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考											
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立診療所改築</li> <li>市立診療所及び介護老人保健施設の改築</li> <li>市立診療所設備更新</li> <li>老朽化した市立診療所設備の更新</li> </ul>	市												

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																				
8. 医療の確保 (3) 計画	39		<table border="1"> <tr> <td>持続的発展 施策区分</td> <td>事業名 (施設名)</td> <td>事業内容</td> <td>事業 主体</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>7医療の確保</td> <td>(1) 診療施設 診療所</td> <td>&lt;医師等住宅改築&gt; 市立診療所及び介護老人保健施設の医師等の 住宅改築工事。</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	7医療の確保	(1) 診療施設 診療所	<医師等住宅改築> 市立診療所及び介護老人保健施設の医師等の 住宅改築工事。	市		<table border="1"> <tr> <td>持続的発展 施策区分</td> <td>事業名 (施設名)</td> <td>事業内容</td> <td>事業 主体</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>7医療の確保</td> <td>(1) 診療施設 診療所</td> <td>&lt;医師等住宅改築&gt; 市立診療所及び介護医療院の医師等の住宅改 築工事。</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	7医療の確保	(1) 診療施設 診療所	<医師等住宅改築> 市立診療所及び介護医療院の医師等の住宅改 築工事。	市		事業見直し < (1) 診療施設 診療所 >
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																					
7医療の確保	(1) 診療施設 診療所	<医師等住宅改築> 市立診療所及び介護老人保健施設の医師等の 住宅改築工事。	市																						
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																					
7医療の確保	(1) 診療施設 診療所	<医師等住宅改築> 市立診療所及び介護医療院の医師等の住宅改 築工事。	市																						
8. 医療の確保 (3) 計画	40		<table border="1"> <tr> <td>(3) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他</td> <td>&lt;市立診療所病床維持負担&gt; 不採算である病床を維持するため、市立診療 所指定管理者へ運営費の一部を負担する。</td> <td>市</td> <td>当該施設 は、地域の 持続的発展 に資するも のであり</td> </tr> </table>	(3) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他	<市立診療所病床維持負担> 不採算である病床を維持するため、市立診療 所指定管理者へ運営費の一部を負担する。	市	当該施設 は、地域の 持続的発展 に資するも のであり	<table border="1"> <tr> <td>7医療の確保</td> <td>(2) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他</td> <td>&lt;市立診療所病床維持負担&gt; 不採算である病床を維持するため、市立診療 所指定管理者の運営費の一部を負担する。</td> <td>市</td> <td>当該施設 は、地域の 持続的発展 に資するも のであり</td> </tr> </table>	7医療の確保	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他	<市立診療所病床維持負担> 不採算である病床を維持するため、市立診療 所指定管理者の運営費の一部を負担する。	市	当該施設 は、地域の 持続的発展 に資するも のであり	番号及び文言の修正 < (2) 過疎地域持 続的発展特別事業 その他 >											
(3) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他	<市立診療所病床維持負担> 不採算である病床を維持するため、市立診療 所指定管理者へ運営費の一部を負担する。	市	当該施設 は、地域の 持続的発展 に資するも のであり																						
7医療の確保	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他	<市立診療所病床維持負担> 不採算である病床を維持するため、市立診療 所指定管理者の運営費の一部を負担する。	市	当該施設 は、地域の 持続的発展 に資するも のであり																					
8. 医療の確保 (3) 計画	40		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>&lt;市立診療所光熱水費負担&gt; 市立診療所施設の老朽化に起因し増加する管 理運営相当分に係り、市が診療所指定管理者 へ負担する。</td> <td>市</td> <td>のであり、 その効果は 将来に及ぶ ものである</td> </tr> </table>		<市立診療所光熱水費負担> 市立診療所施設の老朽化に起因し増加する管 理運営相当分に係り、市が診療所指定管理者 へ負担する。	市	のであり、 その効果は 将来に及ぶ ものである	<削除>	事業削除 < (2) 過疎地域持 続的発展特別事業 その他 >																
	<市立診療所光熱水費負担> 市立診療所施設の老朽化に起因し増加する管 理運営相当分に係り、市が診療所指定管理者 へ負担する。	市	のであり、 その効果は 将来に及ぶ ものである																						
8. 医療の確保 (3) 計画	40		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>&lt;訪問看護ステーション設置負担&gt; 在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪 問看護ステーションを維持するため、運営事 業者へ運営費の一部を負担する。</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>		<訪問看護ステーション設置負担> 在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪 問看護ステーションを維持するため、運営事 業者へ運営費の一部を負担する。	市		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>&lt;訪問看護ステーション設置負担&gt; 在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪 問看護ステーションを維持するため、運営事 業者の運営費の一部を負担する。</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>		<訪問看護ステーション設置負担> 在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪 問看護ステーションを維持するため、運営事 業者の運営費の一部を負担する。	市		番号及び文言の修正 < (2) 過疎地域持 続的発展特別事業 その他 >												
	<訪問看護ステーション設置負担> 在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪 問看護ステーションを維持するため、運営事 業者へ運営費の一部を負担する。	市																							
	<訪問看護ステーション設置負担> 在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪 問看護ステーションを維持するため、運営事 業者の運営費の一部を負担する。	市																							
9. 教育の振興 (1) 現況と問題点	41	13	<p>統合に伴い、全児童生徒の約7割が主に路線バスを利用して通学することとなったことから、安全・安心な通学体制の確保が課題となっている。</p> <p>また、小学校及び中学校に道立高校を含めた全ての学校が清水沢地区に集約されたことから、各学校間の連携・交流を通じた教育活動の展開等、子ども達に対して良好な教育環境の提供が求められている。</p> <p>学校施設については、統合時の大規模改修により耐震化は実施済みであるが、今後、次期改修周期を迎える他、大規模改修時期に対象外であった設備等の老朽化が見られることから、計画的な対策が必要である。</p>	<p>現在、全児童生徒の約6割が路線バス及びスクールバスを利用して通学しており、安全・安心な通学体制の確保が課題となっている。</p> <p>また、小・中学校及び道立高校が清水沢地区に集約されたことから、各学校間の連携・交流を通じた教育活動の展開や、義務教育9年間の児童生徒の学びを支えるべく令和6年度から実施した小中一貫教育の更なる充実に向けた取組を進めている。</p> <p>学校施設については、統合時の大規模改修により耐震化は実施済みであるが、今後、次期改修周期を迎える他、大規模改修時期に対象外であった設備等の老朽化が見られることから、計画的な対策を進め建物の長寿命化を行うが、老朽度調査等により長寿命化が困難である場合やトータルコストの試算の結果、統廃合等にコスト軽減が見込まれるときは建替えも検討する。</p>	文言修正及び時点修正																				
9. 教育の振興 (1) 現況と問題点	41	23	<p>②高等学校</p> <p>市内唯一の高校である夕張高等学校においては、夕張市内の児童数が減少したことから夕張高校の入学者・生徒数も減少しており、平成27年度以降は、1学年1学級の状態が続いている。さらに平成27年に実施した夕張中学校生徒へのアンケート調査では、夕張高校に進学を希望する生徒は約30%に留まり、今後もさらに入学者数が減少すると予測される。</p> <p>このような状況が続けば、夕張高校の存続自体も危ぶまれることから、地域から高校がなくなった場合のまちの未来を危惧し、庁内に設置した有志職員からなるワーキンググループによる検討を経て、平成28年度の財政再生計画の抜本見直しにおいて、「夕張高校魅力化プロジェクト」として本市の主要施策の一つに位置づけした。平成29年度からは同校の魅力化推進に向けた本格的な事業実施に取り組んでおり、入学支援補助や公設塾等の取組を実施し、子育て世代の流出防止に努めている。</p> <p>今後、夕張高校の各種活動に対する支援に加え、独自の魅力あるカリキュラムづくりや市内児童数の推移も踏まえて、市外からの生徒受け入れも視野に入れた検討を行っていく必要がある。</p>	<p>②高等学校</p> <p>市内唯一の高校である夕張高等学校においては、夕張市内の児童数が減少したことから夕張高校の入学者・生徒数も減少しており、平成27年度以降は、1学年1学級の状態が続いている。さらに平成27年に実施した夕張中学校生徒へのアンケート調査では、夕張高校に進学を希望する生徒は約30%に留まり、入学者減少の懸念、さらに高校の存続そのものが危ぶまれた。</p> <p>そこで、地域に高校がなくなることによる市への影響を懸念し、高校の魅力を高めることによつて入学者数の確保と地域の教育環境の維持を図ることを目的として、「夕張高校魅力化プロジェクト」を立ち上げている。</p> <p>このプロジェクトは庁内の有志職員からなるワーキンググループにより検討を重ね、平成28年度の財政再生計画の抜本見直しにおいて、本市の主要施策の一つとして位置づけをしている。平成29年度からは同校の魅力化推進に向けた本格的な事業実施に取り組んでおり、入学支援補助や公設塾等の取組を実施し、子育て世代の流出防止に努めている。</p> <p>令和6年度に実施した中学生へのアンケート調査では、夕張高校に進学を希望する生徒は約80%と増加しており、これまでの取組の成果と言える。</p> <p>今後も、夕張高校の各種活動に対する支援に加え、独自の魅力あるカリキュラムづくりや市内児童数の推移も踏まえて市外からの生徒受け入れも推進していく。</p>	時点修正																				



区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																							
9. 教育の振興 (3) 計画	44		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>集会施設等<sup>㉒</sup></td> <td>&lt;市民交流空間整備&gt;<sup>㉒</sup> 市庁舎に多目的な集会施設を備える。<sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> </tr> </table>	集会施設等 <sup>㉒</sup>	<市民交流空間整備> <sup>㉒</sup> 市庁舎に多目的な集会施設を備える。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	事業の追加 <(3)集会施設、体育施設等 集会施設等>																				
集会施設等 <sup>㉒</sup>	<市民交流空間整備> <sup>㉒</sup> 市庁舎に多目的な集会施設を備える。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>																										
9. 教育の振興 (3) 計画	44		<table border="1"> <tr> <td>&lt;遠距離通学等支援&gt;<sup>㉒</sup> 遠距離通学の児童・生徒及び特別支援学級の児童生徒の安全確保のため、<u>ゆか</u>会社による輸送を行う。<sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> </tr> <tr> <td>&lt;児童・生徒通学安全対策事業&gt;<sup>㉒</sup> 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置及び児童見守りシステムを運用する。<sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> </tr> </table>	<遠距離通学等支援> <sup>㉒</sup> 遠距離通学の児童・生徒及び特別支援学級の児童生徒の安全確保のため、 <u>ゆか</u> 会社による輸送を行う。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	<児童・生徒通学安全対策事業> <sup>㉒</sup> 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置及び児童見守りシステムを運用する。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	<table border="1"> <tr> <td>&lt;遠距離通学等支援&gt;<sup>㉒</sup> 特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、<u>ゆか</u>会社による輸送を行う。<sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> </tr> <tr> <td>&lt;児童・生徒通学安全対策事業&gt;<sup>㉒</sup> 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。<sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> </tr> </table>	<遠距離通学等支援> <sup>㉒</sup> 特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、 <u>ゆか</u> 会社による輸送を行う。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	<児童・生徒通学安全対策事業> <sup>㉒</sup> 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	文言修正及び時点修正 <(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育>															
<遠距離通学等支援> <sup>㉒</sup> 遠距離通学の児童・生徒及び特別支援学級の児童生徒の安全確保のため、 <u>ゆか</u> 会社による輸送を行う。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>																											
<児童・生徒通学安全対策事業> <sup>㉒</sup> 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置及び児童見守りシステムを運用する。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>																											
<遠距離通学等支援> <sup>㉒</sup> 特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、 <u>ゆか</u> 会社による輸送を行う。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>																											
<児童・生徒通学安全対策事業> <sup>㉒</sup> 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>																											
9. 教育の振興 (3) 計画	45		<table border="1"> <tr> <td>高等学校<sup>㉒</sup></td> <td>&lt;高校魅力化事業&gt;<sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、<u>外部生徒受け入れも視野に入れた体制づくりを検討する。</u><sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">事業計画(令和3年度～令和12年度)<sup>㉒</sup></td> </tr> <tr> <th>持続的発展<sup>㉒</sup> 施策区分<sup>㉒</sup></th> <th>事業名<sup>㉒</sup> (施設名)<sup>㉒</sup></th> <th>事業内容<sup>㉒</sup></th> <th>事業主体<sup>㉒</sup></th> <th>備考<sup>㉒</sup></th> </tr> <tr> <td>8教育の振興<sup>㉒</sup></td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業<sup>㉒</sup> 高等学校<sup>㉒</sup></td> <td>&lt;高校生通学給付事業&gt;<sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校に<u>バス</u>を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。<sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その</td> </tr> </table>	高等学校 <sup>㉒</sup>	<高校魅力化事業> <sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、 <u>外部生徒受け入れも視野に入れた体制づくりを検討する。</u> <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	事業計画(令和3年度～令和12年度) <sup>㉒</sup>					持続的発展 <sup>㉒</sup> 施策区分 <sup>㉒</sup>	事業名 <sup>㉒</sup> (施設名) <sup>㉒</sup>	事業内容 <sup>㉒</sup>	事業主体 <sup>㉒</sup>	備考 <sup>㉒</sup>	8教育の振興 <sup>㉒</sup>	(4)過疎地域持続的発展特別事業 <sup>㉒</sup> 高等学校 <sup>㉒</sup>	<高校生通学給付事業> <sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校に <u>バス</u> を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その	<table border="1"> <tr> <td>8教育の振興<sup>㉒</sup></td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業<sup>㉒</sup> 高等学校<sup>㉒</sup></td> <td>&lt;高校魅力化事業&gt;<sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、<u>市外生徒受け入れも推進する。</u><sup>㉒</sup> &lt;高校生通学給付事業&gt;<sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校に<u>路線バス</u>を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。<sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。<sup>㉒</sup></td> </tr> </table>	8教育の振興 <sup>㉒</sup>	(4)過疎地域持続的発展特別事業 <sup>㉒</sup> 高等学校 <sup>㉒</sup>	<高校魅力化事業> <sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、 <u>市外生徒受け入れも推進する。</u> <sup>㉒</sup> <高校生通学給付事業> <sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校に <u>路線バス</u> を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 <sup>㉒</sup>	文言修正 <(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校>
高等学校 <sup>㉒</sup>	<高校魅力化事業> <sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、 <u>外部生徒受け入れも視野に入れた体制づくりを検討する。</u> <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>																										
事業計画(令和3年度～令和12年度) <sup>㉒</sup>																												
持続的発展 <sup>㉒</sup> 施策区分 <sup>㉒</sup>	事業名 <sup>㉒</sup> (施設名) <sup>㉒</sup>	事業内容 <sup>㉒</sup>	事業主体 <sup>㉒</sup>	備考 <sup>㉒</sup>																								
8教育の振興 <sup>㉒</sup>	(4)過疎地域持続的発展特別事業 <sup>㉒</sup> 高等学校 <sup>㉒</sup>	<高校生通学給付事業> <sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校に <u>バス</u> を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その																								
8教育の振興 <sup>㉒</sup>	(4)過疎地域持続的発展特別事業 <sup>㉒</sup> 高等学校 <sup>㉒</sup>	<高校魅力化事業> <sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、 <u>市外生徒受け入れも推進する。</u> <sup>㉒</sup> <高校生通学給付事業> <sup>㉒</sup> 市内唯一の高校である夕張高校に <u>路線バス</u> を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。 <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 <sup>㉒</sup>																								
10. 集落の整備 (1) 現況と問題点	46	7	集落の中には、老朽化した公営住宅が多く存在するところもあり、空戸も多いが居住者が安心して暮らせる集落整備を進める。 <sup>㉒</sup>	集落の中には、老朽化した公営住宅が多く存在するところもあり、空戸も多いが居住者が安心して暮らせる集落整備を進める。 <u>また、夕張市まちづくりマスタープランで定める拠点地区に都市機能を集積し、暮らしやすい環境を形成する。</u> <sup>㉒</sup>	文言修正及び時点修正																							
10. 集落の整備 (2) その対策	46	12	○夕張市の将来のあるべき姿を具体的に明示し、地域におけるまちづくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするため策定した、「夕張市まちづくりマスタープラン」を見直すとともに「夕張市立地適正化計画」を策定し、持続的でコンパクトなまちづくりを進めていく。 <sup>㉒</sup> ○集落としての自主防災機能を維持するために、生活館等のコミュニティ施設の自主的な運営・管理を促進する。 <sup>㉒</sup>	○夕張市の将来のあるべき姿を具体的に明示し、地域におけるまちづくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするため策定した、「夕張市まちづくりマスタープラン」及び「夕張市立地適正化計画」に基づき、持続的でコンパクトなまちづくりを進めていく。 <sup>㉒</sup> ○集落としての自主防災機能を維持するために、生活館等のコミュニティ施設の自主的な運営・管理を促進する。 <sup>㉒</sup> ○市庁舎周辺に公園などの必要な都市機能を誘導することで、コンパクトなまちづくりの中核となる拠点形成を図る。 <sup>㉒</sup>	時点修正																							
11. 地域文化の振興等 (1) 現況と問題点	47	21	こうした中、平成31年4月18日に模擬坑道内で火災が発生し、「旧北炭夕張炭鉱模擬坑道(国登録有形文化財)」は令和3年現在公開中止となっている。本市における地域再生に極めて重要な施設であることから、「再生夕張」の象徴として位置づけ早期の復旧・再開に向けて取組を進めていく。 <sup>㉒</sup>	こうした中、平成31年4月18日に模擬坑道内で火災が発生し、「旧北炭夕張炭鉱模擬坑道(国登録有形文化財)」は令和7年4月復旧工事が完了し再開した。本市における地域再生に極めて重要な施設であることから、「再生夕張」の象徴として位置づけ <u>地域文化の振興と地域の再生に繋がる取組を進めていく。</u> <sup>㉒</sup> <u>また、老朽化が顕著となり、計画的な修繕や抜本的な改修が必要となっている。</u> <sup>㉒</sup>	文言修正及び時点修正																							
11. 地域文化の振興等 (2) その対策	47	36	◎郷土文化施設 <sup>㉒</sup> 補助金や基金を利用し、博物館の整備及び模擬坑道の復旧事業を行うとともに、石炭に関する知識の無い人たちにも理解できる展示内容へ魅力向上を実施し、子どもたちの学習への支援に資する内容となるようにする。 <sup>㉒</sup>	◎郷土文化施設 <sup>㉒</sup> 補助金や基金を利用し、 <u>石炭博物館及びその周辺の文化施設等の維持補修を行う</u> とともに、石炭に関する知識の無い人たちにも理解できる展示内容へ魅力向上を実施し、子どもたちの学習への支援に資する内容となるようにする。 <sup>㉒</sup>	文言修正及び時点修正																							

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由										
1 1. 地域文化の振興等 (3) 計画	48		<table border="1"> <tr> <td>10 地域文化の振興等<sup>㉒</sup></td> <td>(1)地域文化振興施設等<sup>㉒</sup> 地域文化振興施設<sup>㉒</sup></td> <td> <p>&lt;石炭博物館模擬坑道復旧事業&gt;<sup>㉒</sup> 火災に伴い、令和3年現在公開中止中の模擬坑道の復旧を実施するもの。<sup>㉒</sup></p> <p>&lt;石炭博物館模擬坑道展示整備事業&gt;<sup>㉒</sup> 火災に伴い、令和3年現在公開中止中の模擬坑道の展示内容等の魅力向上につながる整備を実施するもの。<sup>㉒</sup></p> </td> <td>市<sup>㉒</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> <td></td> </tr> </table>	10 地域文化の振興等 <sup>㉒</sup>	(1)地域文化振興施設等 <sup>㉒</sup> 地域文化振興施設 <sup>㉒</sup>	<p>&lt;石炭博物館模擬坑道復旧事業&gt;<sup>㉒</sup> 火災に伴い、令和3年現在公開中止中の模擬坑道の復旧を実施するもの。<sup>㉒</sup></p> <p>&lt;石炭博物館模擬坑道展示整備事業&gt;<sup>㉒</sup> 火災に伴い、令和3年現在公開中止中の模擬坑道の展示内容等の魅力向上につながる整備を実施するもの。<sup>㉒</sup></p>	市 <sup>㉒</sup>					市 <sup>㉒</sup>		<削除>	事業の削除 <(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設>
10 地域文化の振興等 <sup>㉒</sup>	(1)地域文化振興施設等 <sup>㉒</sup> 地域文化振興施設 <sup>㉒</sup>	<p>&lt;石炭博物館模擬坑道復旧事業&gt;<sup>㉒</sup> 火災に伴い、令和3年現在公開中止中の模擬坑道の復旧を実施するもの。<sup>㉒</sup></p> <p>&lt;石炭博物館模擬坑道展示整備事業&gt;<sup>㉒</sup> 火災に伴い、令和3年現在公開中止中の模擬坑道の展示内容等の魅力向上につながる整備を実施するもの。<sup>㉒</sup></p>	市 <sup>㉒</sup>												
			市 <sup>㉒</sup>												
1 1. 地域文化の振興等 (3) 計画	48		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>10 地域文化の振興等<sup>㉒</sup></td> <td>(1)地域文化振興施設等<sup>㉒</sup> 地域文化振興施設<sup>㉒</sup></td> <td>&lt;石炭博物館施設改修事業&gt;<sup>㉒</sup></td> <td>市<sup>㉒</sup></td> <td></td> </tr> </table>	10 地域文化の振興等 <sup>㉒</sup>	(1)地域文化振興施設等 <sup>㉒</sup> 地域文化振興施設 <sup>㉒</sup>	<石炭博物館施設改修事業> <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>		事業の追加 <(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設>					
10 地域文化の振興等 <sup>㉒</sup>	(1)地域文化振興施設等 <sup>㉒</sup> 地域文化振興施設 <sup>㉒</sup>	<石炭博物館施設改修事業> <sup>㉒</sup>	市 <sup>㉒</sup>												
1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進 (1) 現況と問題点	49	3	<p>本市では、コンパクトで低炭素なまちづくりの実現に向け地域資源の活用を掲げ、地域資源の一つの柱としてCBMを推進すべく、平成25年度からCBM開発の可能性を探りながら具体策を検討し、施策を推進してきた。平成28年度に掘削を開始し石炭層を確認した後、ガスの生産を行うための生産井を設置した。翌平成29年度には、道内企業と共同開発した生産システムが安定稼働し、CBMの生産に成功したものの、生産ガス量が当初想定との3分の1以下と少なかったことから、トライアル事業に必要なCBM生産量を確保することは難しいと判断し、平成30年5月に廃坑を決定した。今後、この調査井の掘削や生産テストで得られた知見やノウハウをベースとして、将来的な事業化に向けた実施主体の参入やその取組に活かされることが期待されている。<sup>㉒</sup></p> <p>また、市内に数多く残る災害のリスクを有するズリ山の一部では、水洗炭事業に取り組み、ズリ山の安定化を図るとともに採取したズリを販売するなど有効利用している他、農業用暗渠排水材としての活用の可能性も把握されており、今後も、これら本市の特色を活かした再生可能エネルギー利用の可能性について検討していく必要がある。<sup>㉒</sup></p>	<p>市内に数多く残る災害のリスクを有するズリ山の一部では、水洗炭事業に取り組み、ズリ山の安定化を図るとともに採取したズリを販売するなど有効利用している他、農業用暗渠排水材としての活用の可能性も把握されており、今後も、本市の特色を活かした再生可能エネルギー利用の可能性について検討していく必要がある。<sup>㉒</sup></p>	時点修正										
1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進 (2) その対策	49	9	<p>○調査井の掘削や生産テスト等で得た知見やノウハウを活かし、国内外の技術革新の動向も踏まえながら、引き続きCBM開発・活用事業の実現に向けて、農業生産への活用など新たな実施主体の可能性を模索する。<sup>㉒</sup></p> <p>○ズリ山の水洗炭事業における需要拡大を想定した、生産規模拡大に向けた性能品質試験及び暗渠排水材としての性能品質試験を実施する。<sup>㉒</sup></p>	<p>○ズリ山の水洗炭事業における需要拡大を想定した、生産規模拡大に向けた性能品質試験及び暗渠排水材としての性能品質試験を実施する。<sup>㉒</sup></p>	時点修正										
1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進 (3) 計画	49		<table border="1"> <tr> <td>11 再生可能エネルギーの利用の推進<sup>㉒</sup></td> <td>(2)過疎地域持続的発展<sup>㉒</sup> 特別事業<sup>㉒</sup> 再生可能エネルギー利用<sup>㉒</sup></td> <td> <p>&lt;炭層及び試掘調査結果有効活用事業&gt;<sup>㉒</sup> 調査で得られた知見やノウハウをベースとして、新たな事業主体による活用の実現を目指す。<sup>㉒</sup></p> </td> <td>市<sup>㉒</sup></td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。<sup>㉒</sup></td> </tr> </table>	11 再生可能エネルギーの利用の推進 <sup>㉒</sup>	(2)過疎地域持続的発展 <sup>㉒</sup> 特別事業 <sup>㉒</sup> 再生可能エネルギー利用 <sup>㉒</sup>	<p>&lt;炭層及び試掘調査結果有効活用事業&gt;<sup>㉒</sup> 調査で得られた知見やノウハウをベースとして、新たな事業主体による活用の実現を目指す。<sup>㉒</sup></p>	市 <sup>㉒</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 <sup>㉒</sup>	<削除>	時点修正 <(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用>					
11 再生可能エネルギーの利用の推進 <sup>㉒</sup>	(2)過疎地域持続的発展 <sup>㉒</sup> 特別事業 <sup>㉒</sup> 再生可能エネルギー利用 <sup>㉒</sup>	<p>&lt;炭層及び試掘調査結果有効活用事業&gt;<sup>㉒</sup> 調査で得られた知見やノウハウをベースとして、新たな事業主体による活用の実現を目指す。<sup>㉒</sup></p>	市 <sup>㉒</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 <sup>㉒</sup>											
1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進 (3) 計画	49		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>11 再生可能エネルギーの利用の推進<sup>㉒</sup></td> <td>(2)過疎地域持続的発展<sup>㉒</sup> 特別事業<sup>㉒</sup> 再生可能エネルギー利用<sup>㉒</sup></td> <td> <p>&lt;ズリ山水洗炭&gt;<sup>㉒</sup> 生産規模を拡大する場合に性能品質試験種を実施する。<sup>㉒</sup></p> </td> <td>市<sup>㉒</sup></td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。<sup>㉒</sup></td> </tr> </table>	11 再生可能エネルギーの利用の推進 <sup>㉒</sup>	(2)過疎地域持続的発展 <sup>㉒</sup> 特別事業 <sup>㉒</sup> 再生可能エネルギー利用 <sup>㉒</sup>	<p>&lt;ズリ山水洗炭&gt;<sup>㉒</sup> 生産規模を拡大する場合に性能品質試験種を実施する。<sup>㉒</sup></p>	市 <sup>㉒</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 <sup>㉒</sup>	<p>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。<sup>㉒</sup></p>	点修正 (2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用>				
11 再生可能エネルギーの利用の推進 <sup>㉒</sup>	(2)過疎地域持続的発展 <sup>㉒</sup> 特別事業 <sup>㉒</sup> 再生可能エネルギー利用 <sup>㉒</sup>	<p>&lt;ズリ山水洗炭&gt;<sup>㉒</sup> 生産規模を拡大する場合に性能品質試験種を実施する。<sup>㉒</sup></p>	市 <sup>㉒</sup>	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 <sup>㉒</sup>											

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由										
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	50		<table border="1"> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住</td> <td>&lt;関わり人口創出事業&gt; 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、<u>関わり人口創出拡大を図る。</u></td> <td>市</td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に</td> </tr> </table>	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<関わり人口創出事業> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、 <u>関わり人口創出拡大を図る。</u>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に	<table border="1"> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住</td> <td>&lt;関係人口創出事業&gt; 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、<u>関係人口創出拡大を図る。</u></td> <td>市</td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に</td> </tr> </table>	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<関係人口創出事業> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、 <u>関係人口創出拡大を図る。</u>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に	文言修正 <1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成>
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<関わり人口創出事業> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、 <u>関わり人口創出拡大を図る。</u>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に											
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<関係人口創出事業> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、 <u>関係人口創出拡大を図る。</u>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に											
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	50		<追加>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>&lt;移住・定住促進事業&gt; 情報発信の強化等により、<u>創出した関係人口・交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図る。</u></td> <td>市</td> <td>及ぶものである。</td> </tr> </table>			<移住・定住促進事業> 情報発信の強化等により、 <u>創出した関係人口・交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図る。</u>	市	及ぶものである。	事業の追加 <1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成>					
		<移住・定住促進事業> 情報発信の強化等により、 <u>創出した関係人口・交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図る。</u>	市	及ぶものである。											
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	50		<追加>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>&lt;炭鉄港推進協議会負担金&gt; 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、<u>当協議会へ負担する。</u></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>			<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、 <u>当協議会へ負担する。</u>	市		事業の追加 <1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成>					
		<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、 <u>当協議会へ負担する。</u>	市												
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	51		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>&lt;民間賃貸住宅建設促進事業&gt; 若年層・女性向け民間賃貸住宅を創出するため、<u>建設事業者への補助を行う。</u></td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>&lt;子育て世帯向け住宅取得・リフォーム支援事業&gt; 子育て世帯を支援するため、<u>住宅取得やリフォームに係る費用の補助を行う。</u></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>			<民間賃貸住宅建設促進事業> 若年層・女性向け民間賃貸住宅を創出するため、 <u>建設事業者への補助を行う。</u>	市				<子育て世帯向け住宅取得・リフォーム支援事業> 子育て世帯を支援するため、 <u>住宅取得やリフォームに係る費用の補助を行う。</u>	市		<削除>	事業の削除 <5生活環境の整備>
		<民間賃貸住宅建設促進事業> 若年層・女性向け民間賃貸住宅を創出するため、 <u>建設事業者への補助を行う。</u>	市												
		<子育て世帯向け住宅取得・リフォーム支援事業> 子育て世帯を支援するため、 <u>住宅取得やリフォームに係る費用の補助を行う。</u>	市												
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	51		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>5 生活環境の整備</td> <td>(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活</td> <td>&lt;居住環境創出促進事業&gt; 多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、<u>安心して暮らせる環境づくりを旨とし、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。</u></td> <td>市</td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>&lt;住宅取得・リフォーム支援事業&gt; 移住・定住促進と住環境の向上を図るため、<u>持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。</u></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>	5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	<居住環境創出促進事業> 多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、 <u>安心して暮らせる環境づくりを旨とし、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。</u>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。			<住宅取得・リフォーム支援事業> 移住・定住促進と住環境の向上を図るため、 <u>持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。</u>	市		事業の追加 <5生活環境の整備>
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	<居住環境創出促進事業> 多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、 <u>安心して暮らせる環境づくりを旨とし、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。</u>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。											
		<住宅取得・リフォーム支援事業> 移住・定住促進と住環境の向上を図るため、 <u>持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。</u>	市												
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	51		<table border="1"> <tr> <td>環境</td> <td></td> <td>&lt;共同浴場管理業務&gt; 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2 か所の共同浴場の維持管理を行う。</td> <td>市</td> <td>ある。</td> </tr> </table>	環境		<共同浴場管理業務> 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2 か所の共同浴場の維持管理を行う。	市	ある。	<table border="1"> <tr> <td>環境</td> <td></td> <td>&lt;共同浴場管理業務&gt; 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2 か所の共同浴場の維持管理を行う。</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>	環境		<共同浴場管理業務> 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2 か所の共同浴場の維持管理を行う。	市		時点修正 <5生活環境の整備>
環境		<共同浴場管理業務> 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2 か所の共同浴場の維持管理を行う。	市	ある。											
環境		<共同浴場管理業務> 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2 か所の共同浴場の維持管理を行う。	市												
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	51		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>&lt;炭鉄港推進協議会負担金&gt; 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、<u>当協議会へ負担する。</u></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>			<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、 <u>当協議会へ負担する。</u>	市		<削除>	事業の削除 <5生活環境の整備>					
		<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、 <u>当協議会へ負担する。</u>	市												

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	52		<table border="1"> <tr> <td>&lt;保育協会運営費補助&gt; 〃</td> <td>認定こども園及び市内 2 か所の保育園の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>ある。 〃</td> </tr> </table>	<保育協会運営費補助> 〃	認定こども園及び市内 2 か所の保育園の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。 〃	市 〃	ある。 〃	<table border="1"> <tr> <td>&lt;保育協会運営費補助&gt; 〃</td> <td>認定こども園及び市内 1 か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>	<保育協会運営費補助> 〃	認定こども園及び市内 1 か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。 〃	市 〃	〃	<p>時点修正及び文言修正</p> <p>&lt;6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進&gt;</p>								
<保育協会運営費補助> 〃	認定こども園及び市内 2 か所の保育園の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。 〃	市 〃	ある。 〃																		
<保育協会運営費補助> 〃	認定こども園及び市内 1 か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。 〃	市 〃	〃																		
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	52		<追加>	<table border="1"> <tr> <td>&lt;こども家庭センターの活動&gt; 〃</td> <td>「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>	<こども家庭センターの活動> 〃	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。 〃	市 〃	〃	<p>事業の追加</p> <p>&lt;6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進&gt;</p>												
<こども家庭センターの活動> 〃	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。 〃	市 〃	〃																		
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	53		<table border="1"> <tr> <td>&lt;シルバー専用住宅管理&gt; 〃</td> <td>住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>&lt;高齢者能力活用事業&gt; 〃</td> <td>高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>	<シルバー専用住宅管理> 〃	住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。 〃	市 〃	〃	<高齢者能力活用事業> 〃	高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う。 〃	市 〃	〃	<削除>	<p>事業の削除</p> <p>&lt;6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進&gt;</p>								
<シルバー専用住宅管理> 〃	住宅に困窮している高齢者に、老人福祉の向上、生活の安定を図るため、浴場と管理人のいる専用住宅を提供する。 〃	市 〃	〃																		
<高齢者能力活用事業> 〃	高齢者の生きがい・雇用の場を確保するために、シルバー人材センターの運営補助を行う。 〃	市 〃	〃																		
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	53		<table border="1"> <tr> <td>&lt;障がい児保育&gt; 〃</td> <td>特別児童扶養手当受給者の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が保育園に入所した際、保育協会へ補助を行う。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>	<障がい児保育> 〃	特別児童扶養手当受給者の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が保育園に入所した際、保育協会へ補助を行う。 〃	市 〃	〃	<table border="1"> <tr> <td>&lt;障がい児保育&gt; 〃</td> <td>特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>	<障がい児保育> 〃	特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。 〃	市 〃	〃	<p>文言修正</p> <p>&lt;6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進&gt;</p>								
<障がい児保育> 〃	特別児童扶養手当受給者の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が保育園に入所した際、保育協会へ補助を行う。 〃	市 〃	〃																		
<障がい児保育> 〃	特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。 〃	市 〃	〃																		
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	53		<table border="1"> <tr> <td>7 医療の確保 〃</td> <td>(8) 過疎地域持続的発展特別事業 〃 その他 〃</td> <td>&lt;市立診療所病床維持負担&gt; 〃</td> <td>当該施設は、地域の持続的発展に資するものであり、その効</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者へ運営費の一部を負担する。 〃</td> <td>市 〃</td> </tr> </table>	7 医療の確保 〃	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 〃 その他 〃	<市立診療所病床維持負担> 〃	当該施設は、地域の持続的発展に資するものであり、その効			不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者へ運営費の一部を負担する。 〃	市 〃	<table border="1"> <tr> <td>7 医療の確保 〃</td> <td>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 〃 その他 〃</td> <td>&lt;市立診療所病床維持負担&gt; 〃</td> <td>当該施設は、地域の持続的発展に資するものであり、その効</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者へ運営費の一部を負担する。 〃</td> <td>市 〃</td> </tr> </table>	7 医療の確保 〃	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 〃 その他 〃	<市立診療所病床維持負担> 〃	当該施設は、地域の持続的発展に資するものであり、その効			不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者へ運営費の一部を負担する。 〃	市 〃	<p>番号及び文言の修正</p> <p>&lt;7医療の確保&gt;</p>
7 医療の確保 〃	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 〃 その他 〃	<市立診療所病床維持負担> 〃	当該施設は、地域の持続的発展に資するものであり、その効																		
		不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者へ運営費の一部を負担する。 〃	市 〃																		
7 医療の確保 〃	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 〃 その他 〃	<市立診療所病床維持負担> 〃	当該施設は、地域の持続的発展に資するものであり、その効																		
		不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者へ運営費の一部を負担する。 〃	市 〃																		
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	54		<table border="1"> <tr> <td>&lt;市立診療所光熱水費負担&gt; 〃</td> <td>市立診療所施設の老朽化に起因し増高する管理運営相当分に係り、市が診療所指定管理者へ負担する。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>あり、その効果は将来に及ぶものである。 〃</td> </tr> </table>	<市立診療所光熱水費負担> 〃	市立診療所施設の老朽化に起因し増高する管理運営相当分に係り、市が診療所指定管理者へ負担する。 〃	市 〃	あり、その効果は将来に及ぶものである。 〃	<削除>	<p>事業削除</p> <p>&lt;7医療の確保&gt;</p>												
<市立診療所光熱水費負担> 〃	市立診療所施設の老朽化に起因し増高する管理運営相当分に係り、市が診療所指定管理者へ負担する。 〃	市 〃	あり、その効果は将来に及ぶものである。 〃																		
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	54		<table border="1"> <tr> <td>&lt;訪問看護ステーション設置負担&gt; 〃</td> <td>在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者へ運営費の一部を負担する。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>ある。 〃</td> </tr> </table>	<訪問看護ステーション設置負担> 〃	在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者へ運営費の一部を負担する。 〃	市 〃	ある。 〃	<table border="1"> <tr> <td>&lt;訪問看護ステーション設置負担&gt; 〃</td> <td>在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者へ運営費の一部を負担する。 〃</td> <td>市 〃</td> <td>ある。 〃</td> </tr> </table>	<訪問看護ステーション設置負担> 〃	在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者へ運営費の一部を負担する。 〃	市 〃	ある。 〃	<p>番号及び文言の修正</p> <p>&lt;7医療の確保&gt;</p>								
<訪問看護ステーション設置負担> 〃	在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者へ運営費の一部を負担する。 〃	市 〃	ある。 〃																		
<訪問看護ステーション設置負担> 〃	在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者へ運営費の一部を負担する。 〃	市 〃	ある。 〃																		

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由																				
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	54		<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>&lt;遠距離通学等支援&gt; 遠距離通学の児童・生徒及び特別支援学校の児童生徒の安全確保のため、<u>か</u>会社による輸送を行う。</p> </td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>&lt;児童・生徒通学安全対策事業&gt; 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置及び見守りシステムを運用する。</p> </td> <td>市</td> </tr> </table>		<p>&lt;遠距離通学等支援&gt; 遠距離通学の児童・生徒及び特別支援学校の児童生徒の安全確保のため、<u>か</u>会社による輸送を行う。</p>	市		<p>&lt;児童・生徒通学安全対策事業&gt; 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置及び見守りシステムを運用する。</p>	市	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>&lt;遠距離通学等支援&gt; 特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、<u>か</u>会社による輸送を行う。</p> </td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>&lt;児童・生徒通学安全対策事業&gt; 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。</p> </td> <td>市</td> </tr> </table>		<p>&lt;遠距離通学等支援&gt; 特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、<u>か</u>会社による輸送を行う。</p>	市		<p>&lt;児童・生徒通学安全対策事業&gt; 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。</p>	市	<p>文言修正及び時点修正 &lt;8教育の振興&gt;</p>								
	<p>&lt;遠距離通学等支援&gt; 遠距離通学の児童・生徒及び特別支援学校の児童生徒の安全確保のため、<u>か</u>会社による輸送を行う。</p>	市																							
	<p>&lt;児童・生徒通学安全対策事業&gt; 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置及び見守りシステムを運用する。</p>	市																							
	<p>&lt;遠距離通学等支援&gt; 特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、<u>か</u>会社による輸送を行う。</p>	市																							
	<p>&lt;児童・生徒通学安全対策事業&gt; 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。</p>	市																							
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	55		<table border="1"> <tr> <td>8教育の振興</td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校</td> <td> <p>&lt;高校魅力化事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、<u>外部生徒受入れも視野に入れた体制づくりを検討する。</u></p> </td> <td>市</td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>&lt;高校生通学給付事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校にバスを利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。</p> </td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>	8教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	<p>&lt;高校魅力化事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、<u>外部生徒受入れも視野に入れた体制づくりを検討する。</u></p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。			<p>&lt;高校生通学給付事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校にバスを利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。</p>	市		<table border="1"> <tr> <td>8教育の振興</td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校</td> <td> <p>&lt;高校魅力化事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、<u>市外生徒受入れも推進する。</u></p> </td> <td>市</td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>&lt;高校生通学給付事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校に<u>路線バス</u>を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。</p> </td> <td>市</td> <td></td> </tr> </table>	8教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	<p>&lt;高校魅力化事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、<u>市外生徒受入れも推進する。</u></p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。			<p>&lt;高校生通学給付事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校に<u>路線バス</u>を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。</p>	市		<p>文言修正 &lt;8教育の振興&gt;</p>
8教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	<p>&lt;高校魅力化事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、<u>外部生徒受入れも視野に入れた体制づくりを検討する。</u></p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。																					
		<p>&lt;高校生通学給付事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校にバスを利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。</p>	市																						
8教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	<p>&lt;高校魅力化事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、<u>市外生徒受入れも推進する。</u></p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。																					
		<p>&lt;高校生通学給付事業&gt; 市内唯一の高校である夕張高校に<u>路線バス</u>を利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。</p>	市																						
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	55		<table border="1"> <tr> <td>11再生可能エネルギーの推進</td> <td>(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用</td> <td> <p>&lt;炭層が<del>か</del>試験調査結果有効活用事業&gt; <u>調査で得られた知見やノウハウをベースとして、新たな事業主体による活用の実現を目指す。</u></p> </td> <td>市</td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </table>	11再生可能エネルギーの推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>&lt;炭層が<del>か</del>試験調査結果有効活用事業&gt; <u>調査で得られた知見やノウハウをベースとして、新たな事業主体による活用の実現を目指す。</u></p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。	<p>&lt;削除&gt;</p>	<p>時点修正 &lt;11再生可能エネルギーの利用の推進&gt;</p>															
11再生可能エネルギーの推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>&lt;炭層が<del>か</del>試験調査結果有効活用事業&gt; <u>調査で得られた知見やノウハウをベースとして、新たな事業主体による活用の実現を目指す。</u></p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。																					
事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	55		<p>&lt;追加&gt;</p>	<table border="1"> <tr> <td>11再生可能エネルギーの推進</td> <td>(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用</td> <td> <p>&lt;ズリ山水洗炭&gt; <u>生産規模を拡大する場合に性能品質試験種を実施する。</u></p> </td> <td>市</td> <td>当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。</td> </tr> </table>	11再生可能エネルギーの推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>&lt;ズリ山水洗炭&gt; <u>生産規模を拡大する場合に性能品質試験種を実施する。</u></p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。	<p>時点修正 &lt;11再生可能エネルギーの利用の推進&gt;</p>															
11再生可能エネルギーの推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>&lt;ズリ山水洗炭&gt; <u>生産規模を拡大する場合に性能品質試験種を実施する。</u></p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。																					

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日

財 政 課

- 1 財政再生計画の変更について **【資料1】**
- 2 令和7年度補正予算について（補正予算調書） **【資料2】**

## 夕張市財政再生計画変更予定事項(令和7年度第6次(3月)変更)

**【基本的な考え方】**

- 今回の財政再生計画の変更は、令和7年度第5次(1月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。
- 歳入・歳出の計画変更額は、250,425千円となる。
- 変更に伴い必要となる財源については、国道支出金や寄附金等の特定財源を活用して対応するため、再生計画期間の変更はない。

1. 歳出関係 <歳出総額 250,425千円>

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	職員退職手当	令和7年度内に自己都合等の予見できない事由により退職する2名の職員に支給する退職手当について、所要経費を計上するもの。	43,516	<b>○人件費 43,516千円</b> 【積算】 退職者 2名分計 43,515,361円	○全額一般財源
2	国庫支出金過年度還付(子ども・子育て支援事業費補助金)	子ども・子育て支援事業費に係る令和6年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	15	<b>○補助費等 15千円</b> 【内訳】 令和6年度子ども・子育て支援事業費補助金過年度過誤納還 ・交付額 8,238千円…① ・実績額 8,223千円…② ・返還額①-② 15千円	○全額一般財源
3	道路維持経費	市道の道路維持に係る光熱水費について、令和7年10月以降の電気料金の値上がりの影響し、当該予算に不足が生じる見込みであることから、増額分を計上するもの。	516	<b>○維持補修費 516千円</b> 【積算】 ・決算見込額 9,977,040円…① ・予算現額 9,462,000円…② 不足額①-② = 516千円	○全額一般財源
4	市道除雪経費	市道除雪の実施について、11月に想定外の降雪があり出動回数が増加したほか、老朽化による除雪車両の修繕が必要となったことから、当該予算に不足が生じるため不足分を増額するもの。	12,756	<b>○物件費、維持補修費 12,756千円</b> 【積算】 ・燃料費 1,197千円 ・修繕料 953千円 ・除雪委託料 10,606千円	○全額一般財源
5	子どもの学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業について、当初予定していた事業者への業務委託が困難となったことから、今年度の事業実施を見送り当該予算を減額するもの。	△ 2,454	<b>○物件費 △2,454千円</b> 【積算】 子どもの学習支援事業に係る減額 ・業務委託料 △2,454,000円	○国庫支出金(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金) △1,226千円 ○一般財源 △1,228千円

添付1-1

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
6	生活保護システム改修	国からの通知により、生活扶助基準改定に伴う生活保護費の追加給付について速やかに対応する必要が生じたことから、給付事務作業に必要な生活保護システムの改修経費を計上するもの。	330	○物件費 330千円 【積算】 ・システム改修委託 300,000円×消費税10%=330,000円	○全額特定財源 (国庫支出金(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金))
7	石炭博物館地下展示室除雪	これまで市職員が行っていた当該施設の屋根の雪下ろしについて、職員の安全面を考慮し専門業者による対応が望ましいことから、除雪経費見合い分の博物館管理委託料を増額し計上するもの。	357	○物件費 357千円 【積算】 石炭博物館管理委託料 ・地下展示室屋根雪下ろし経費 356,928円	○全額一般財源
8	消防庁舎修繕設計業務	令和8年度予定していた消防庁舎修繕工事に係る設計業務について、昨今の建設業界における人材不足等により、本業務を請け負う業者がないことから、今年度の事業実施を見送り当該予算を減額するもの。	△ 4,884	○物件費 △4,884千円 【積算】 消防庁舎修繕設計業務委託料の減額 ・業務委託料 △4,884,000円	○全額一般財源
9	幸福の黄色いハンカチ基金積立金	まちづくり寄附条例に基づく寄附が当初見込みを上回っていることから、当該額を基金に積立てる経費を計上するもの。	177,084	○その他(積立金) 177,084千円 【積算】 ・決算見込額 276,178千円…① ・予算現額 99,094千円…② 不足額①-② = 177,084千円	○全額特定財源 (夕張まちづくり寄附金)
10	減債基金積立金	国の補正予算において、「臨時財政対策債償還基金費」として普通交付税が措置されたことから、当該額を減債基金に積立てる経費を計上するもの。	12,457	○その他(積立金) 12,457千円 【積算】 普通交付税「臨時財政対策債償還基金費」 12,457,000円	○全額一般財源
11	介護保険事業会計繰出金	市内介護老人保健施設の事業廃止に伴い、介護予防・生活支援サービス事業における利用件数が増加したことで予算に不足が生じることから、一般会計からの繰出金を増額するもの。	358	○繰出金 358千円 【積算】 介護保険事業会計繰出金の増額 ・介護予防・生活支援サービス等負担金 357,345円	○全額一般財源
12	一般会計予備費	今後の予測不能な緊急の財政需要に備え、2月に執行した衆議院議員総選挙に係る所要経費相当額を増額するもの。	12,606	○予備費 12,606千円 【積算】 ・今後の緊急対応に要する経費 12,606千円 ※緊急的に予備費を充用した衆議院議員総選挙執行経費相当額	○全額一般財源
13	乳幼児医療給付費	夕張市医療費給付に関する条例に基づく乳幼児等に対する医療費助成について、入院医療に係る件数及び医療費の増などにより当該予算に不足が生じる見込みであることから、増額分を計上するもの。	939	○扶助費 939千円 【積算】 乳幼児医療給付費 ・3月に給付する際に見込まれる不足額 938,854	○道支出金(乳幼児医療費補助金) 235千円 ○一般財源 704千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
14	国庫支出金過年度還付(母子保健衛生費国庫補助金)	産後ケア事業など母子保健衛生費に係る令和6年度国庫補助金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	106	<b>○補助費等 106千円</b> <b>【内訳】</b> 令和6年度母子保健衛生費国庫補助金過年度過誤納還 ・交付額 186千円…① ・実績額 80千円…② ・返還額①-② 106千円	○全額一般財源
15	公金収納等事務手数料	銀行間送金手数料を含む公金収納事務手数料について、当初予算で計上していた金額を下回り不用額が生じる見込みとなるから、計上済みの当該予算を減額するもの。	△ 3,277	<b>○物件費 △3,277千円</b> <b>【積算】</b> ・決算見込額 5,437千円…① ・予算現額 8,714千円…② 不用額①-② = △3,277千円	○全額一般財源
16	児童手当システム改修【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して国庫支出金が見込めることから財源振替するもの。	0	<b>○物件費 0千円</b> <b>【財源振替】</b> ・一般財源から、1,713千円を国庫支出金へ財源振替	○国庫支出金(子ども・子育て支援交付金) 1,713千円 ○一般財源 △1,713千円
17	夕張高校魅力化事業(高校生チャレンジ補助)【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して企業版ふるさと納税による寄附金が見込めることから財源振替するもの。	0	<b>○補助費等 0千円</b> <b>【財源振替】</b> ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、1,000千円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替	○まち・ひと・しごと創生寄附金 1,000千円 ○幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 △1,000千円
18	じん臓機能障害者通院移送支援【財源振替】	予算計上済みの本経費に係る過疎債ソフト事業分の充当額を見直したことから財源振替するもの。	0	<b>○補助費等 0千円</b> <b>【財源振替】</b> ・過疎債(ソフト事業分)から、900千円を一般財源へ財源振替	○過疎債(ソフト) △900千円 ○一般財源 900千円
19	高齢者住宅福祉除雪【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して国庫支出金が見込めるほか、過疎債ソフト事業分の充当額を見直したことから財源振替するもの。	0	<b>○物件費 0千円</b> <b>【財源振替】</b> ・過疎債(ソフト事業分)から、2,865千円を国庫支出金へ、135千円を一般財源へ財源振替	○国庫支出金(豪雪地帯安全確保緊急対策交付金) 2,865千円 ○過疎債(ソフト) △3,000千円 ○一般財源 135千円
20	交通問題対策事業(市外線デマンド交通)【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して企業版ふるさと納税による寄附金が見込めることから財源振替するもの。	0	<b>○物件費 0千円</b> <b>【財源振替】</b> ・一般財源から、3,000千円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替	○まち・ひと・しごと創生寄附金 3,000千円 ○一般財源 △3,000千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
21	初期救急確保対策【財源振替】	予算計上済みの本経費に係る過疎債ソフト事業分の充当額を見直したことから財源振替するもの。	0	○補助費等 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、20,600千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○過疎債(ソフト) 20,600千円 ○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △20,600千円
22	産後ケア事業【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して国庫支出金及び道支出金が見込めることから財源振替するもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、273千円を国庫支出金へ、136千円を道支出金へ財源振替	○国庫支出金(子ども・子育て支援交付金) 273千円 ○道支出金(子ども・子育て支援交付金) 136千円 ○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △409千円
23	健康管理システム整備【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して国庫支出金が見込めることから財源振替するもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、717千円を国庫支出金へ財源振替	○国庫支出金(母子保健衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等国庫負担金) 717千円 ○一般財源 △717千円
24	出産・子育て応援事業【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して国庫支出金及び道支出金が見込めることから財源振替するもの。	0	○人件費、物件費 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、857千円を国庫支出金へ、428千円を道支出金へ財源振替	○国庫支出金(妊婦のための支援給付事業費補助金等) 857千円 ○道支出金(妊婦のための支援給付事業費補助金等) 428千円 ○一般財源 △1,285千円
25	薬木生育実態調査【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して企業版ふるさと納税による寄附金が見込めることから財源振替するもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、500千円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替	○まち・ひと・しごと創生寄附金 500千円 ○一般財源 △500千円
26	老朽市営住宅除却【財源振替】	予算計上済みの本経費に係る過疎債ソフト事業分の充当額を見直したことから財源振替するもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・過疎債(ソフト事業分)から、11,500千円を一般財源へ財源振替	○過疎債(ソフト) △11,500千円 ○一般財源 11,500千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
27	小中高連携事業 【財源振替】	予算計上済みの本経費に対して企業版ふるさと納税による寄附金が見込めることから財源振替するもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、200千円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替	○まち・ひと・しごと創生寄附金 200千円 ○幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 △200千円
合 計			250,425		

2. 歳入関係 <歳入総額 250,425千円>

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	普通交付税追加交付	国の補正予算により普通交付税の再算定による追加交付があったことから、増額分について計画に計上するもの。	147,721	<b>○普通交付税 147,721千円</b> <b>【積算】</b> ・臨時経済対策費措置分 104,784千円 ・給与改定費措置分 28,014千円 ・臨時財政対策債償還基金費措置分 12,457千円 ・調整戻し分 2,449千円 ・地方揮発油譲与税(収入) △17千円	○全額一般財源
2	子ども・子育て支援交付金(児童手当システム改修)	児童手当制度改正に対応するためのシステム改修等に係る国庫支出金。(補助率:定額)	1,713	<b>○子ども・子育て支援交付金 1,713千円</b> <b>【積算】</b> 子ども・子育て支援事業費補助金 1,713,000円 ・児童手当システム改修業務事業費 3,809,000円	○全額国庫支出金
3	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活保護システム改修に伴う増額(10/10)のほか、子どもの学習支援事業の今年度実施見送りに伴う国庫支出金の減額(1/2)	△ 896	<b>○生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 △896千円</b> <b>【積算】</b> ・子どもの学習支援事業に係る減額 △1,226千円 ・生活保護システム改修委託 330千円	○全額国庫支出金
4	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	高齢者住宅福祉除雪事業における除雪委託料に係る国庫支出金。(補助率:1/2)	2,865	<b>○豪雪地帯安全確保緊急対策交付金 2,865千円</b> <b>【積算】</b> 高齢者住宅福祉除雪事業 ・除雪委託料 2,865,000円	○全額国庫支出金
5	感染症予防事業費等国庫負担金	特定個人情報の追加に伴う、健康管理システムの改修に係る国庫支出金。(補助率:2/3)	393	<b>○感染症予防事業費等国庫負担金 393千円</b> <b>【積算】</b> ・健康管理システム改修(予防接種分) 195千円 ・健康管理システム改修(成人検診分) 198千円	○全額国庫支出金
6	母子保健衛生費国庫補助金	特定個人情報の追加に伴う、健康管理システムの改修に係る国庫支出金。(補助率:1/2)	324	<b>○国民健康保険基盤安定負担金 324千円</b> <b>【積算】</b> ・健康管理システム改修(母子保健分) 324千円	○全額国庫支出金

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
7	子ども・子育て支援交付金(国費・妊婦等包括相談支援事業等)	出産・子育て応援事業及び産後ケア事業に係る国庫支出金。(補助率:1/2)	1,028	○子ども・子育て支援交付金 1,028千円 【積算】 ・出産・子育て応援事業(妊婦等包括相談支援事業) 755千円 ・産後ケア事業 273千円	○全額国庫支出金
8	妊婦のための支援給付事業費補助金(国費)	出産・子育て応援事業における妊婦のための支援給付に係る国庫支出金。(補助率:1/2)	102	○妊婦のための支援給付事業費補助金 102千円 【積算】 ・妊婦のための支援給付金給付に係る事務経費 102千円	○全額国庫支出金
9	乳幼児医療費補助金	乳幼児等に対する医療費助成に係る道支出金。(補助率:補助対象経費の10/10)	235	○乳幼児医療費補助金 235千円 【積算】 ・乳幼児医療給付費 235千円	○全額道支出金
10	子ども・子育て支援交付金(道費・妊婦等包括相談支援事業等)	出産・子育て応援事業及び産後ケア事業に係る道支出金。(補助率:1/4)	513	○子ども・子育て支援交付金 513千円 【積算】 ・出産・子育て応援事業(妊婦等包括相談支援事業) 377千円 ・産後ケア事業 136千円	○全額道支出金
11	妊婦のための支援給付事業費補助金(道費)	出産・子育て応援事業における妊婦のための支援給付に係る道支出金。(補助率:1/4)	51	○妊婦のための支援給付事業費補助金 51千円 【積算】 ・妊婦のための支援給付金給付に係る事務経費 51千円	○全額道支出金
12	夕張まちづくり寄附金	夕張まちづくり寄附条例に基づく寄附金が当初予算を上回る見込みであることから、増額するもの。	177,084	○夕張まちづくり寄附金 177,084千円 【積算】 ・決算見込額 276,178千円…① ・予算現額 99,094千円…② ①-② = 177,084千円	○全額特定財源(寄附金)
13	まち・ひと・しごと創生寄附金	企業5社から寄附の申し出があり、増額するもの。 【対象事業】 ・交通問題対策事業 ・夕張高校魅力化事業 ・小中高連携事業 ・薬木生育実態調査	4,700	○まち・ひと・しごと創生寄附金 4,700千円 【積算】 企業版ふるさと納税により寄附(5社) 合計 4,700千円	○全額特定財源(寄附金)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
14	財政調整基金繰入金	本年度事業を実施するための一般財源の繰入予定分について、国道支出金や過疎ソフト等の特定財源が見込めるほか、普通交付税の追加交付などにより相当額の繰入を減額するもの。	△ 68,399	<b>○財政調整基金繰入金 △68,399千円</b> <b>【積算】</b> ・財源振替分 5,320千円 ・その他3月補正に要する一般財源 74,002千円 ・普通交付税追加交付 △147,721	○全額一般財源
15	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	当初本繰入金の充当を予定していた一部の事業について、他の特定財源の活用が見込めることから、財源振替するため本繰入金を減額するもの。	△ 22,209	<b>○幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 △22,209千円</b> <b>【積算】</b> 財源振替 ・過疎債ソフト事業 △20,600千円 ・夕張高校魅力化事業 △1,000千円 ・市民保健ケア事業 △409千円 ・小中高連携事業 △200千円	○全額特定財源(繰入金)
16	過疎対策事業債(ソフト事業分)	令和7年度発行限度額が、当初の見込みよりも増額となったことから、増額分を計上するもの。	5,200	<b>○過疎対策事業債(ソフト分) 5,200千円</b> <b>【積算】</b> ・R7発行可能額 100,700千円 ① ・当初予算額 95,500千円 ② ①-②=5,200千円  対象事業(増減分) ・じん臓機能障害者通院移送支援事業 △900千円 ・高齢者住宅福祉除雪事業 △3,000千円 ・市営住宅再編事業(老朽除却のみ) △11,500千円 ・初期救急確保対策 20,600千円	○全額特定財源(地方債)
合 計			250,425		

# 財政再生計画変更の概要(令和8年3月)

第1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析 : 変更前と同じ

第2 計画期間 : 変更前と同じ

第3 財政再生の基本方針 : 別紙1のとおり変更

第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額 : 変更前と同じ

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計 : 令和7年度及び令和8年度を次のとおり変更

区分	年度	令和7年度(第17年度)									計画増減内訳
		現在計画(A)			変更後計画(B)			計画増減(B)-(A)			
歳入	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入( )内は一般財源	
1	地方税	867,921	867,921	△ 47,577	867,921	867,921	△ 47,577	0	0	0	
2	地方譲与税	52,903	52,903	△ 7,735	52,903	52,903	△ 7,735	0	0	0	
3	地方交付税	5,177,596	5,177,596	△ 165,341	5,325,317	5,325,317	△ 17,620	147,721	147,721	147,721	普通交付税追加交付147,721(147,721)
4	国都道府県支出金	1,846,335	198,776	△ 49,993	1,852,663	198,776	△ 49,993	6,328	0	0	子ども・子育て支援交付金(児童手当システム改修)【国】 1,713(0) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金【国】 ▲896(0) 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金 2,865(0) 感染症予防事業費等国庫負担金【国】 393(0) 母子保健衛生費国庫補助金【国】 324(0) 子ども・子育て支援交付金(国費・妊婦等包括相談支援事業等)【国】 1,028(0) 妊婦のための支援給付事業費補助金(国費)【国】 102(0) 乳幼児医療費補助金【道】 235(0) 子ども・子育て支援交付金(道費・妊婦等包括相談支援事業等)【道】 513(0) 妊婦のための支援給付事業費補助金(道費)【道】 51(0)
5	繰入金	1,775,989	1,145,001	983,717	1,685,381	1,076,602	915,318	△ 90,608	△ 68,399	△ 68,399	財政調整基金繰入金 ▲68,399(▲68,399) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 ▲22,209(0)
6	地方債	425,500	0	△ 8,820	430,700	0	△ 8,820	5,200	0	0	過疎対策事業債(ソフト分) 5,200(0)
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	その他	917,965	356,426	8,135	1,099,749	356,426	8,135	181,784	0	0	夕張まちづくり寄付金 177,084(0) まち・ひと・しごと創生寄附金 4,700(0)
	歳入計	11,064,209	7,798,623	712,386	11,314,634	7,877,945	791,708	250,425	79,322	79,322	
歳出	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出( )内は一般財源	
1	人件費	1,429,328	1,263,629	162,155	1,472,844	1,306,885	205,411	43,516	43,256	43,256	職員退職手当 43,516(43,516) 出産・子育て応援事業【財源振替】 0(▲260)
2	物件費	1,880,186	1,052,298	282,743	1,871,211	1,048,899	279,344	△ 8,975	△ 3,399	△ 3,399	公金収納等事務手数料 ▲3,277(▲3,277) 児童手当システム改修【財源振替】 0(▲1,713) 子どもの学習支援事業 ▲2,454(▲1,228) 高齢者住宅福祉除雪【財源振替】 0(135) 交通問題対策事業(市外線デマンド交通)【財源振替】 0(▲3,000) 生活保護システム改修 330(0) 産後ケア事業【財源振替】 0(0) 健康管理システム整備【財源振替】 0(▲717) 出産・子育て応援事業【財源振替】 0(▲1,025) 薬木生育実態調査【財源振替】 0(▲500) 市道除雪経費 953(953) 老朽市営住宅除却【財源振替】 0(11,500) 消防庁舎修繕設計業務 ▲4,884(▲4,884) 小中高連携事業【財源振替】 0(0) 石炭博物館地下展示室除雪 357(357)
3	維持補修費	386,625	263,164	39,473	398,944	275,483	51,792	12,319	12,319	12,319	道路維持経費 516(516) 市道除雪経費 11,803(11,803)
4	扶助費	1,533,600	482,999	△ 14,380	1,534,539	483,703	△ 13,676	939	704	704	乳幼児医療給付費 939(704)
5	建設事業費	539,190	39,784	△ 15,596	539,190	39,784	△ 15,596	0	0	0	
	(1) 普通建設事業費	539,190	39,784	△ 15,596	539,190	39,784	△ 15,596	0	0	0	
	(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	公債費	3,603,364	3,412,767	34,805	3,603,364	3,412,767	34,805	0	0	0	
	うち再生振替特例債	2,558,450	2,547,447	6,162	2,558,450	2,547,447	6,162	0	0	0	
7	繰出金	675,490	562,542	80,111	675,848	562,900	80,469	358	358	358	介護保険事業会計繰出金 358(358)
8	その他	1,016,426	721,440	252,427	1,218,694	747,524	278,511	202,268	26,084	26,084	<<補助費等>> 夕張高校魅力化事業(高校生チャレンジ補助)【財源振替】 0(0) じん臓機能障害者通院移送支援【財源振替】 0(900) 初期救急確保対策【財源振替】 0(0) 国庫支出金過年度還付(子ども・子育て支援事業費補助金) 15(15) 国庫支出金過年度還付(母子保健衛生費国庫補助金) 106(106)  <<積立金>> 幸福の黄色いハンカチ基金積立金 177,084(0) 減債基金積立金 12,457(12,457)  <<予備費>> 一般会計予備費 12,606(12,606)
	歳出計	11,064,209	7,798,623	821,738	11,314,634	7,877,945	901,060	250,425	79,322	79,322	
	歳入歳出差引額(A)	0	0	△ 109,352	0	0	△ 109,352	0	0	0	
	翌年度へ繰り越すべき財源(B)	0			0			0			
	実質収支額(A)-(B)(C)	0			0			0			
	(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0			0			0			

区 分	令和8年度(第18年度)										主な計画増減内訳
	現在計画 (A)				変更後計画 (B)			計画増減 (B)-(A)			
歳 入	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 ( )内は一般財源	
1 地 方 税	687,936	687,936	△ 15,011	866,932	866,932	△ 989	178,996	178,996	14,022	市民税個人(現年)63,823(63,823) 固定資産税(現年)10,245(10,245) 固定資産税(滞納繰越)8,388(8,388) 入湯税(現年)▲9,905(▲9,905) 国有資産市町村交付金(現年) 113,244(113,244)	
2 地 方 譲 与 税	57,416	57,416	0	54,772	54,772	1,869	△ 2,644	△ 2,644	1,869	地方揮発油譲与税▲7,269(▲7,269) 森林環境譲与税8,280(8,280)	
3 地 方 交 付 税	4,874,988	4,874,988	△ 164,890	5,210,400	5,210,400	△ 114,917	335,412	335,412	49,973	普通交付税259,264(259,264) 特別交付税126,381(126,381)	
4 国 都 道 府 県 支 出 金	1,449,074	11,186	0	1,538,820	47,139	△ 151,637	89,746	35,953	△ 151,637	【国庫支出金 182,493(27,786)】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 27,786(27,786) 地域未来交付金21,128(0) 社会資本整備総合交付金51,848(0) 住宅市街地総合整備促進事業補助金▲51,280 (0) 道路メンテナンス補助金172,199(0) 障害者介護給付費等負担金(知的・身体)▲ 372,982(0) 障害者自立支援給付費等負担金(障害福祉サ ービス費等)282,252(0) 障害者自立支援医療費負担金12,231(0) 生活保護費負担金▲28,285(0) 子どものための教育・保育給付交付金33,237(0) 児童手当負担金25,714(0) 【道支支出金 ▲87,753(8,167)】 合板・製材生産性強化対策事業補助金(路網整 備)▲35,000(0) 森林環境保全整備事業補助金▲21,896(0) 重度心身障害者医療費補助金▲11,091(0) 障害者介護給付費等負担金(知的・身体)▲ 186,491(0) 障害者自立支援給付費等負担金(障害福祉サ ービス費等)141,126(0) 生活保護費負担金▲14,691(0) 衆議院議員選挙委託金▲13,333(0) 地域づくり総合交付金(石炭大露頭保全)12,400 (0) 子どものための教育・保育給付費費負担金 12,850(0)	
5 繰 入 金	1,086,463	815,753	294,767	1,808,016	1,219,327	137,468	721,553	403,574	△ 157,299	財政調整基金繰入金699,267(699,267) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金245,996(0) 石勝線代替輸送確保基金繰入金62,890(0) 財政再生計画調整基金繰入金▲310,491(0) 減債基金繰入金14,307(14,307)	
6 地 方 債	276,200	0	0	624,800	0	0	348,600	0	0	じん芥理立処分地整備事業債39,800(0) 衛生施設整備事業債(リサイクル収集車両購入) 16,200(0) 衛生施設整備事業債(リサイクルセンター作業車 両購入)17,300(0) 道路橋りょう整備事業債81,600(0) 公営住宅建設事業債▲30,000(0) 過疎対策事業債(ソフト事業分)▲10,800(0) 消防車両整備事業債▲72,800(0) 緊急防災・減災事業債(消防債)262,900(0) 市庁舎整備事業債27,600(0) 緊急防災・減災事業債(市庁舎整備事業)16,900 (0)	
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7 そ の 他	829,714	344,025	△ 39,659	837,865	257,258	△ 99,168	8,151	△ 86,767	△ 59,509	分担金・負担金▲6,783(0) 使用料及び手数料▲45,011(▲110,936) 財産収入▲10,730(▲28,104) 諸収入14,476(1,074) 各種交付金51,199(51,199)	
歳 入 計	9,261,791	6,791,304	75,207	10,941,605	7,655,828	△ 227,374	1,679,814	864,524	△ 302,581		
歳 出	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 ( )内は一般財源	
1 人 件 費	1,283,163	1,153,348	80,607	1,436,001	1,299,906	△ 6,979	152,838	146,558	△ 87,586	給料(一般級職)73,300(73,300) 給料(再任用職員)▲34,668(▲34,668) 給料(会計年度任用職員)72,710(72,710) 職員手当(夏期)17,333(17,333) 職員手当(退職)▲129,361(▲129,361) 職員手当(会計年度任用職員)52,324(51,439) 共済費(都市共済)37,010(37,010) 共済費(会計年度任用職員)28,856(28,856) 報酬19,328(19,328)	
2 物 件 費	806,149	509,021	22,123	1,715,544	928,960	△ 119,939	909,395	419,939	△ 142,062	パソコン(情報化促進)11,954(11,954) ガバメントクラウド使用料(総合行政システム管 理)19,367(19,367) ふるさと納税特産品送付委託料(企画一般業務) 60,297(0) ふるさと納税システム等利用料(企画一般業務) 36,642(0) 公設塾運営委託料(夕張高校魅力化事業)13,272 (5,880) 寮運営業務委託料(夕張高校魅力化事業)18,949 (9,474) デマンド運行及び受付業務委託料(交通問題対 策)44,019(38,343) 地域おこし協力隊支援業務委託料(地域おこし協 力隊派遣事業(商工観光))11,000(11,000) 事業者選定アドバイザー業務委託料(市庁舎整 備事業)11,000(11,000) 公園計画策定委託料(都市公園再編事業)15,037 (0) 市営住宅管理業務委託料(市営住宅管理業務) 130,350(9,378) 市営住宅除却工事(市営住宅管理業務)45,026 (13) 橋梁長寿命化修繕計画点検委託料(橋梁長寿命 化計画事業(橋梁点検・補修))63,722(25,552) PCB廃棄物処理委託料(清掃一般業務)▲12,377 (▲12,377) じん芥収集委託料(じん芥収集処理)17,699 (18,290) じん芥理立処分地施設管理委託料(富野じん芥理 立処分地管理)10,653(10,653) 浸出水処理施設調整池清掃委託料(富野じん芥 理立処分地管理)20,570(0) リサイクル容器包装収集委託料(容器包装リサイ クル収集)28,093(27,434) 施設整備構想策定等委託料(一般廃棄物最終処 分場建設)▲15,000(▲10,000) 消耗品費(し尿処理場維持管理)▲19,018(▲ 19,018) 施設管理委託料(し尿処理場維持管理)46,431 (45,088) 休日等管理清掃委託料(拠点複合施設管理) 15,050(1,367) スクールバス運行委託料(スクールバス運営) 25,340(22,232) 給食調理業務委託料(中学校給食運営)24,183 (24,183) 地域おこし協力隊支援業務委託料(地域おこし協 力隊派遣事業(社会教育))11,000(11,000) 石炭博物館管理委託料(石炭博物館管理)11,910 (11,910) 体育施設管理業務委託料(体育施設管理)60,274 (0) 学童クラブ運営委託料(公立学童保育所運営) 16,343(0)	

3	維持補修費	402,299	237,751	55	373,988	277,623	2,140	△ 28,311	39,872	2,085	浄化槽保守委託料(市営住宅管理業務)▲32,178(0) 修繕料(市営住宅修繕)▲53,101(0) 修繕料(道路橋梁管理)16,150(16,150) 修繕料(市道維持補修)▲19,100(▲19,100) 除雪委託料(除排雪)25,173(19,840) 賃金(除排雪)▲22,465(▲22,465) 修繕料(し尿処理場維持管理)14,351(14,351) 石炭大露頭保全工事(文化財保護)24,963(12,522)
4	扶助費	1,524,836	445,084	△ 5,303	1,362,290	407,526	△ 76,177	△ 162,546	△ 37,558	△ 70,874	重度心身障害者医療給付費(重度心身障害者医療費給付)▲13,092(▲503) 更生医療給付費(障害者自立支援事業)17,873(4,469) 障害福祉サービス給付費(障害者自立支援事業)▲185,474(▲46,369) 療養介護医療給付費(障害者自立支援事業)▲10,694(▲2,674) 生活扶助等給付費(生活扶助)▲35,671(5,238) 施設型給付費(子どものための教育・保育給付)42,742(11,374) 児童手当給付費(児童手当給付)27,935(1,048)
5	建設事業費	327,573	18,674	△ 14,432	733,319	41,236	1,452	405,746	22,562	15,884	
	(1) 普通建設事業費	327,573	18,674	△ 14,432	733,319	41,236	1,452	405,746	22,562	15,884	【補助事業 ▲86,674(▲5,383)】 間伐等工事(森林環境保全整備事業)▲25,000(0) 林内路網整備工事(林業専用道整備)▲27,085(0) 市営住宅改善(長寿化・居住性向上)工事(市営住宅再編事業)▲42,651(75) 清水沢橋架替工事(橋梁長寿化計画事業(橋梁点検・補修)148,549(69) 新千代田橋補修工事(橋梁長寿化計画事業(橋梁点検・補修)58,300(8) 【単独事業 319,072(27,945)】 道路維持作業車(道路橋梁管理)▲10,000(▲10,000) 富野じん芥埋立処分施設押え盛土造成工事(富野じん芥埋立処分地管理)39,121(21) リサイクル収集車(容器包装リサイクル収集)16,280(80) ショベルローダ(容器包装リサイクル収集)20,082(2,782) 地下展示室電源改修工事(石炭博物館管理)18,227(0) 消防ポンプ自動車(消防ポンプ車購入)▲71,950(▲50) 消防救急デジタル無線整備216,446(46) 全国瞬時警報システム設置工事(全国瞬時警報システム整備)17,413(5,813) 市庁舎建設設計委託料(市庁舎整備事業)50,800(6,300)
	(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	公債費	3,719,153	3,576,214	2,802	3,714,502	3,535,429	122,662	△ 4,651	△ 40,785	119,860	起債元金42,393(7,632) 起債利子▲47,044(▲48,417)
	うち再生振替特例債	2,558,449	2,553,700	6,253	2,558,449	2,553,700	6,253	0	0	0	
7	繰出金	838,342	748,609	△ 11,493	648,889	541,839	△ 21,061	△ 189,453	△ 206,770	△ 9,568	介護保険事業会計繰出金12,817(631) 後期高齢者医療給付費負担金▲39,448(▲39,448) 後期高齢者医療事業会計繰出金19,151(11,369) 公共下水道事業会計繰出金▲177,106(▲177,106)
8	その他	360,276	102,603	848	957,072	623,309	△ 129,472	596,796	520,706	△ 130,320	【補助費等 473,626(412,966)】 夕張支線代替輸送運営費等補助金(交通問題対策)62,890(0) 公共下水道事業会計補助(公共下水道事業会計繰出)113,914(113,914) 水道事業会計補助(水道事業会計繰出)108,063(108,063) 生産基盤支援対策補助(農業振興対策連携事業)11,830(11,830) 子育て世帯向け住宅取得等助成金(地域再生整備事業)▲21,350(▲4,075) 謝礼(有害鳥獣駆除)10,615(0) 社会福祉協議会事業費補助10,943(10,943) 初期救急確保負担金(初期救急確保対策)12,996(24,431) 介護医療院経営維持負担金35,542(35,542) 共同消防指令センター整備負担金(消防一般業務)34,947(47) 【積立金 22,270(8,280)】 財政調整基金利子積立金7,932(7,932) 森林環境譲与税基金積立8,280(8,280) 減債基金積立金51,900(51,900) 財政再生計画調整基金積立金40,440(40,440) 【出資金・貸付金】 奨学資金貸付金▲1,440(▲2,880) 【予備費 10,000(10,000)】 一般会計予備費10,000(10,000)
歳出計		9,261,791	6,791,304	75,207	10,941,605	7,655,828	△ 227,374	1,679,814	864,524	△ 302,581	
歳入歳出差引額 (A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		0			0			0			
実質収支額 (A)-(B) (C)		0			0			0			
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0			0			0			

## ◆ 計画本文

- 1 令和8年度第1次(3月)変更において、市役所庁舎整備に必要な経費を計画に追加する予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

## &lt;「第3 財政再生の基本方針」の内容&gt;

## 【変更前】

- (1) 徹底した財政再建に向けた取組

(略)

## イ 歳出の削減

(略)

- ・ 投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。

(略)

## 【変更後】

(略)

- ・ 投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。また、コンパクトシティの推進を踏まえ、老朽化した市役所庁舎については市の中心部に移転改築する取組を進める。

(略)

夕張市財政再生計画(令和8年度第1次(3月))変更事項

【新たに計画に計上する事務事業】

(単位:千円)

歳出 項目名	事業名等	計画 変更額	財源内訳					備考(充当する特定財源等の内容)
			国費	道費	地方債	その他	一般財源	
<一般会計>								
物件費	庁舎電話交換機のクラウドPBX移行	7,273					7,273	
物件費	夏季の庁舎内環境対策	712					712	
物件費	庁舎執務環境整備及び移転準備	8,995					8,995	
物件費	新庁舎整備事業モニタリング業務	3,596					3,596	
普通建設事業費 (単独)	新庁舎整備(設計)	50,800			44,500		6,300	【地方債】過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、一般単独事業債
維持補修費	庁舎暖房用ボイラー修繕	3,850					3,850	
物件費	職員採用試験就職情報サイト導入	440					440	
物件費	公共施設等総合管理計画改定	4,323					4,323	
積立金	減債基金積立	51,900					51,900	
物件費	企業版ふるさと納税マッチング支援	550				550	0	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
物件費	住生活基本計画策定	3,448	1,724				1,724	【国費】社会資本整備総合交付金
物件費	固定資産積算システム整備	4,166					4,166	
物件費	預貯金等取引照会システム導入	503					503	
扶助費	養護老人ホーム支弁額改定	8,178					8,178	
物件費	りすたデジタルサイネージ更新	4,246				4,246	0	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
補助費等	水道事業会計繰出(水道基本料金等 減免)	18,809					18,809	※【一般財源】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当予定
補助費等	熊駆除等報償費	7,650				7,350	300	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
補助費等	ヒグマ対策市民セミナー	115				115	0	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
物件費	清陵浴場煙突調査	4,532					4,532	
維持補修費	浸出水処理施設配管工事	8,463		4,200			4,263	【道費】地域づくり総合交付金
物件費	浸出水処理施設電気設備診断	660					660	
物件費	浸出水処理施設調整池清掃	20,570				20,570	0	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
維持補修費	埋立処分地ごみ飛散防止ネット補修	3,960					3,960	
普通建設事業費 (単独)	埋立処分地押え盛土造成工事	39,856			39,800		56	【地方債】過疎対策事業債
普通建設事業費 (単独)	リサイクルセンター重機更新	20,082			17,300		2,782	【地方債】過疎対策事業債
物件費	循環型社会形成推進地域計画策定	2,728					2,728	
補助費等	5歳児健康診査	56	28				28	【国費】母子保健衛生費国庫補助金
補助費等	休日・夜間救急医療体制補助	2,939					2,939	
補助費等	初期救急確保負担金	7,400					7,400	
補助費等	介護医療院経営維持負担金	35,542					35,542	
物件費	森林経営計画制度に基づく意向調査	595				595	0	【その他】森林環境譲与税基金繰入金
物件費	地域林政アドバイザー活用事業	4,998					4,998	
物件費	観光PR動画制作	2,475				2,475	0	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
物件費	観光需要回復対策	321				321	0	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
維持補修費	石炭の歴史村公園法面復旧工事	1,053					1,053	
物件費	都市公園施設長寿命化計画策定	8,217	4,000			4,217	0	【国費】社会資本整備総合交付金 【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
物件費	都市公園ストック再編計画策定	6,820	3,000			3,820	0	【国費】社会資本整備総合交付金 【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金
補助費等	南空知管内消防本部共同指令セン ター整備	34,947			34,900		47	【地方債】緊急防災・減災事業債
物件費	消防団等情報連絡システム導入	305					305	
物件費	消防庁舎等長寿命化計画策定	4,708					4,708	

普通建設事業費 (単独)	消防デジタル無線基地局整備	216,446			216,400		46	【地方債】緊急防災・減災事業債
普通建設事業費 (単独)	全国瞬時警報システム(J-ALERT) 更新	17,413			11,600		5,813	【地方債】緊急防災・減災事業債
物件費	学校教室内ディスプレイ更新	2,446					2,446	
補助費等	小・中学校学校給食費無償化	15,632		6,749			8,883	【道費】給食費負担軽減交付金 ※【一般財源】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当予定
維持補修費	石炭大露頭保全	24,963		12,400			12,563	【道費】地域づくり総合交付金
積立金	財政再生計画調整基金積立(令和8 年人事院勧告に伴う人件費の増額)	40,440					40,440	
合 計		708,121	8,752	23,349	364,500	44,971	266,549	

【新たに計画に計上する歳入】

(単位:千円)

歳入 項目名	事業名等	計画 変更額	財源内訳					備考(充当する事業等の内容)
			国費	道費	地方債	その他	一般財源	
<一般会計>								
地方譲与税	森林環境譲与税	8,280					8,280	
法人事業税交付金	法人事業税交付金	11,061					11,061	
地方特例交付金等	軽自動車税減収補填特例交付金	978					978	
地方特例交付金等	地方揮発油譲与税減収補填特例交付金	2,106					2,106	
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交 付金	27,786					27,786	
国庫支出金	地域未来交付金	21,128	21,128				0	【事業名】夕張高校魅力化事業
国庫支出金	社会資本整備総合交付金(住生活基 本計画策定)	1,724	1,724				0	【事業名】住生活基本計画策定
国庫支出金	社会資本整備総合交付金(都市公園 再編事業)	3,000	3,000				0	【事業名】都市公園再編事業
国庫支出金	防災安全社会資本整備交付金	4,000	4,000				0	【事業名】都市公園再編事業
国庫支出金	道路メンテナンス補助金	126,189	126,189				0	【事業名】橋梁長寿命化計画事業
国庫支出金	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	4,096	4,096				0	【事業名】高齢者住宅福祉除雪事業
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	937	937				0	【事業名】人件費(保健衛生総務費) 【事業名】妊婦等包括相談支援事業
国庫支出金	妊婦支援給付事業交付金	1,009	1,009				0	【事業名】妊婦支援給付事業
道支出金	地域づくり総合交付金(浸出水処理施設配管工事)	4,200		4,200			0	【事業名】富野じん芥理立処分地管理
道支出金	子ども・子育て支援交付金	468		468			0	【事業名】人件費(保健衛生総務費) 【事業名】妊婦等包括相談支援事業
道支出金	妊婦支援給付事業交付金	4		4			0	【事業名】妊婦支援給付事業
道支出金	給食費負担軽減交付金	6,749		6,749			0	【事業名】小学校給食運営
道支出金	地域づくり総合交付金(石炭大露頭保全)	12,400		12,400			0	【事業名】文化財保護
繰入金	石勝線代替輸送確保基金繰入金	62,890				62,890	0	【事業名】交通問題対策
繰入金	奨学基金繰入金	1,440				1,440	0	【事業名】奨学資金貸付
諸収入	デマンド交通利用者負担金収入	5,676				5,676	0	【事業名】交通問題対策
諸収入	後期高齢者医療広域連合特別調整交付金収入	10,513				10,513	0	【事業名】人件費(一般管理費) 【事業名】高齢者保健介護予防一体的実施
地方債	じん芥理立処分地整備事業債	39,800			39,800		0	【事業名】富野じん芥理立処分地管理
地方債	衛生施設整備事業債(リサイクル収集車両購入)	16,200			16,200		0	【事業名】容器包装リサイクル収集
地方債	衛生施設整備事業債(リサイクル作業車両購入)	17,300			17,300		0	【事業名】容器包装リサイクル収集
地方債	道路橋梁整備事業債	81,600			81,600		0	【事業名】橋梁長寿命化計画事業(橋梁点検・補修)
地方債	市庁舎整備事業債	27,600			27,600		0	【事業名】市庁舎整備事業
地方債	緊急防災・減災事業債(市庁舎整備)	16,900			16,900		0	【事業名】市庁舎整備事業
地方債	緊急防災・減災事業債(消防デジタル無線整備)	262,900			262,900		0	【事業名】消防救急デジタル無線整備
合 計		778,934	162,083	23,821	462,300	80,519	50,211	

令和7年度 各会計

補正予算調書

(公営企業会計を除く)

※ 現時点において、財政再生計画変更に向けて、国及び道と調整を図っているもの。  
調整未了につき、今後、内容に変更を生じる場合があることに留意願います。

繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金 額
0 2 総務費	01 総務管理費	市庁舎整備事業	171,306 千円
0 2 総務費	01 総務管理費	情報化促進	1,320 千円
0 2 総務費	01 総務管理費	総合行政システム管理	20,212 千円
0 2 総務費	0 5 選挙費	選挙管理委員会事務局業務	6,479 千円
0 7 土木費	0 3 都市計画費	都市計画施設整備事業	25,146 千円
0 7 土木費	0 3 都市計画費	都市公園再編事業	11,407 千円
合 計			235,870 千円

《 一 般 会 計 》

地 方 債 補 正

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前	補正後			
○ 過疎対策事業債(ソフト事業分)	95,500	100,700	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
地方債限度額の総額	425,500	430,700			

《 一 般 会 計 》

〈 款 別 総 括 〉

(単位:千円)

番号	款 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	そ の 他	一 般 財 源	
1	総 務 費	229,780	1,713	0	177,084	50,983	
2	民 生 費	△ 827	2,204	△ 3,900	3,000	△ 2,131	
3	衛 生 費	0	2,411	20,600	△ 21,009	△ 2,002	
4	農 林 業 費	0	0	0	500	△ 500	
5	土 木 費	13,272	0	△ 11,500	0	24,772	
6	消 防 費	△ 4,884	0	0	0	△ 4,884	
7	教 育 費	357	0	0	0	357	
8	諸 支 出 金	121	0	0	0	121	
9	予 備 費	12,606	0	0	0	12,606	
合 計		250,425	6,328	5,200	159,575	79,322	一般財源：普通交付税、財政調整基金繰入金

■ 予 算 総 額     
 <補正前> 11,064,209     
 <補正額> 250,425     
 <補正後> 11,314,634

《 一 般 会 計 》

〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事業名	金額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	<b>【 総 務 費 】</b>	<b>229,780</b>	<b>1,713</b>	<b>0</b>	<b>177,084</b>	<b>50,983</b>	
1	○ 出納一般業務	△ 3,277				△ 3,277	役務費△3,277
2	○ 人件費(一般管理費)	43,516				43,516	職員手当等43,516
3	○ 幸福の黄色いハンカチ基金積立	177,084			177,084	0	積立金177,084 【財源】夕張まちづくり寄附金177,084
4	○ 減債基金積立	12,457				12,457	積立金12,457
5	○ 総合行政システム管理	0	1,713			△ 1,713	<財源振替> 子ども・子育て支援事業費補助金1,713 一般財源△1,713
6	○ 夕張高校魅力化事業	0			0	0	<財源振替> まち・ひと・しごと創生寄附金1,000 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△1,000
	<b>【 民 生 費 】</b>	<b>△ 827</b>	<b>2,204</b>	<b>△ 3,900</b>	<b>3,000</b>	<b>△ 2,131</b>	
7	○ 介護保険事業会計繰出	358				358	繰出金358
8	○ 子どもの学習支援事業	△ 2,454	△ 1,226			△ 1,228	委託料△2,454 【財源】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金△1,226
9	○ じん臓機能障害者通院移送支援事業	0		△ 900		900	<財源振替> 過疎対策事業債(ソフト事業分)△900 一般財源900
10	○ 高齢者住宅福祉除雪事業	0	2,865	△ 3,000		135	<財源振替> 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金2,865 過疎対策事業債(ソフト事業分)△3,000 一般財源135
11	○ 交通問題対策	0			3,000	△ 3,000	<財源振替> まち・ひと・しごと創生寄附金3,000 一般財源△3,000

〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事業名	金額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
12	○ 乳幼児医療費給付(道単独)	939	235			704	扶助費939 【財源】乳幼児医療費補助金235
13	○ 生活扶助	330	330			0	委託料330 【財源】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金330
	<b>【 衛 生 費 】</b>	<b>0</b>	<b>2,411</b>	<b>20,600</b>	<b>△ 21,009</b>	<b>△ 2,002</b>	
14	○ 初期救急確保対策	0		20,600	△ 20,600	0	<財源振替> 過疎対策事業債(ソフト事業分)20,600 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△20,600
15	○ 市民保健ケア	0	409		△ 409	0	<財源振替> 子ども・子育て支援交付金(国)273 子ども・子育て支援交付金(道)136 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△409
16	○ 健康管理システム整備	0	717			△ 717	<財源振替> 母子保健衛生費国庫補助金324 感染症予防事業費等補助金393
17	○ 出産・子育て応援事業	0	1,285			△ 1,285	<財源振替> 妊婦のための支援給付事業費補助金(国)102 子ども・子育て支援交付金(国)755 妊婦のための支援給付事業費補助金(道)51 子ども・子育て支援交付金(道)377
	<b>【 農 林 業 費 】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>500</b>	<b>△ 500</b>	
18	○ 薬木生育実態調査	0			500	△ 500	<財源振替> まち・ひと・しごと創生寄附金500 一般財源△500
	<b>【 土 木 費 】</b>	<b>13,272</b>	<b>0</b>	<b>△ 11,500</b>	<b>0</b>	<b>24,772</b>	
19	○ 道路橋りょう管理	516				516	需用費516
20	○ 除排雪	12,756				12,756	需用費2,150、委託料10,606
21	○ 市営住宅再編事業	0		△ 11,500		11,500	<財源振替> 過疎対策事業債(ソフト事業分)△11,500 一般財源11,500
	<b>【 消 防 費 】</b>	<b>△ 4,884</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△ 4,884</b>	

〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事業名	金額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
22	○ 消防施設整備	△ 4,884				△ 4,884	委託料△4,884
	<b>【 教 育 費 】</b>	<b>357</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>357</b>	
23	○ 小中高連携事業	0			0	0	<財源振替> まち・ひと・しごと創生寄附金200 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△200
24	○ 石炭博物館管理	357				357	委託料357
	<b>【 諸 支 出 金 】</b>	<b>121</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>121</b>	
25	○ 国庫支出金過年度還付（子ども・子育て支援事業費補助金）	15				15	償還金利子及び割引料15
26	○ 国庫支出金過年度還付（母子保健衛生費国庫補助金）	106				106	償還金利子及び割引料106
	<b>【 予 備 費 】</b>	<b>12,606</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>12,606</b>	
27	○ 一般会計予備費	12,606				12,606	予備費12,606
	<b>合 計</b>	<b>250,425</b>	<b>6,328</b>	<b>5,200</b>	<b>159,575</b>	<b>79,322</b>	一般財源：普通交付税、財政調整基金繰入金

《 国民健康保険事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	<b>【 諸 支 出 金 】</b>	669	0	0	0	669	
1	○ 過年度過誤納還付	669				669	償還金利息及び割引料669
	合 計	669	0	0	0	669	一般財源：国民健康保険準備基金繰入金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予 算 総 額

1, 113, 893          669   1, 114, 562

《 介護保険事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	【 地 域 支 援 事 業 費 】	2,865	1,225	0	773	867	
	○ 介護予防・生活支援サービス事業	2,865	1,225		773	867	負担金補助及び交付金2,865 【財源】地域支援介護予防事業交付金（総合事業）（国）572、調整交付金295、地域支援事業費交付金773、地域支援介護予防事業交付金（総合事業）（道）358
	合 計	2,865	1,225	0	773	867	一般財源：介護保険料、地域支援介護予防事業費繰入金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予 算 総 額

1,735,767      2,865      1,738,632

令和7年度 水道事業会計

補 正 予 算 調 書

(単位:千円)

項 目	金 額	備 考
○ 収 益 的 収 入 及 び 支 出		
1 水 道 事 業 費	3,444	
2 営 業 外 費 用	3,444	
2 消 費 税	3,444	消費税及び地方消費税 3,444
○ 収 益 的 収 入 及 び 支 出 補 正 後 の 収 支 差 引		収入 支出 0 - 3,444 = △3,444

# 行政常任委員会報告事項

令和8年2月24日  
選挙管理委員会事務局

## 1 第51回衆議院議員総選挙の執行について

### (1) 投開票日

令和8年2月8日(日)

### (2) 当日有権者数

(単位:人)

男性	女性	合計	前回比
2,564	2,868	5,432	△ 375

### (3) 投票率

(単位:%)

区分	投票率	前回比
夕張市	62.32	-1.93
北海道	57.93	1.78
全国	56.26	2.41

### (4) 開票結果(夕張市)

#### ①小選挙区選出議員選挙

届出番号	候補者の氏名	得票数		党派
		夕張市	総数(10区)	
1	わたなべ 孝一	1,384	74,887	自由民主党
2	神谷 ひろし	1,876	74,908	中道改革連合
合計		3,260	149,795	

#### ②比例代表選出議員選挙

届出番号	名簿届出政党等の名称	得票数				備考
		夕張市		総数(北海道)		
		構成比	構成比	構成比	構成比	
1	日本共産党	221	6.72%	134,084	5.44%	
2	国民民主党	216	6.57%	218,850	8.88%	
3	中道改革連合	1,228	37.35%	605,889	24.60%	
4	日本維新の会	77	2.34%	93,966	3.81%	
5	社会民主党	73	2.22%	31,754	1.29%	
6	参政党	155	4.71%	163,329	6.63%	
7	自由民主党	1,047	31.84%	911,742	37.01%	
8	れいわ新選組	83	2.52%	76,099	3.09%	
9	チームみらい	98	2.98%	134,613	5.46%	
10	日本保守党	49	1.49%	60,119	2.44%	
11	減税日本・ゆうこく連合	41	1.25%	32,878	1.33%	
合計		3,288	100.00%	2,463,323	100.00%	

※四捨五入の端数調整のため、内訳の合計値が100%と合致しない場合があります。